



0022743-000

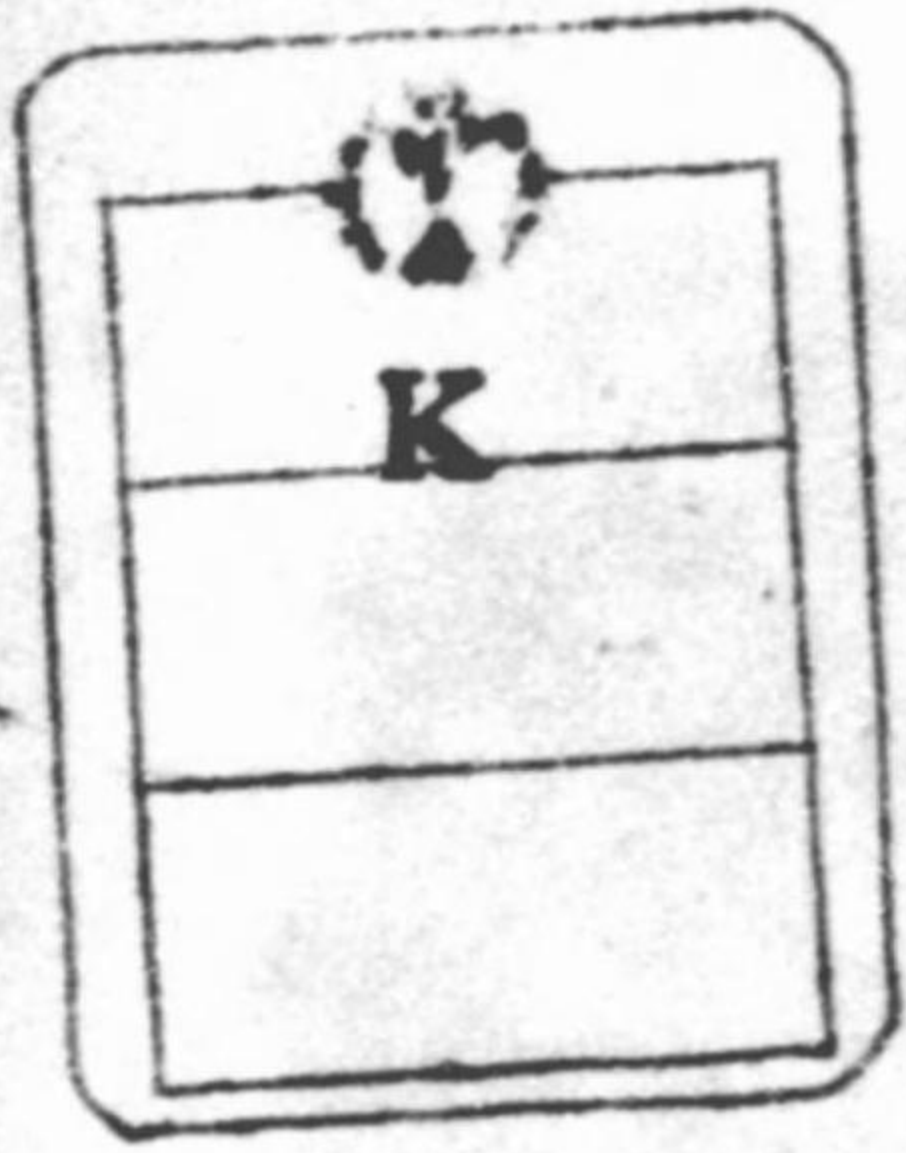
332.34-A461n-K

ナチス・ドイツの経済及び金融

National Industrial
Conference Board
金融研究会

1938

ADC



叢書第八編

慶應義塾財政金融研究會譯

ナチス・ドイツの經濟及び金融

財團
法人
金融
研究
會

332.34
A46/m
K



財團法人 金融研究會

本會ハ株式會社三井銀行ガ大正拾五年九月ソノ創立五拾年ニ達シタルヲ記念スルガ爲メ寄附シタル金壹百萬圓ヲ以テ昭和貳年九月設立セラレタルモノナリ。

本會ノ目的竝ニ事業及役員左ノ如シ。

(イ) 目的竝ニ事業 (本會寄附行爲拔萃)

本會ハ金融業務ノ改善進步ヲ圖ルヲ目的トス。(第三條)

本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ行フ。(第四條)

- (一) 金融業務ノ改善進步ヲ目的トスル事業ニ出捐ヲ爲スコト。
- (二) 其他金融業務ノ改善進步ニ必要又ハ有益ナリト認ムル事項。

(口) 役員

評議員 (イ口ハ順)

兒	深	藤	万	松	申	津	米	大	石	今	議
玉	井	山	代	井	田	島	山	橋	井	井	員
謙	英	雷	順	和	萬	壽	梅	新	光	利	(イ口ハ順)
次	五	太	四	宗	藏	一	吉	太	郎	喜	
氏	氏	氏	郎	氏	氏	氏	氏	郎	雄	三	
			氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	郎	
										氏	

男爵 菊本直次郎氏

金原賢之助氏

結城豐太郎氏

三井高精氏

土方久徵氏

門野幾之進氏

評議員會長 山崎覺次郎氏

評議員副會長 鹽澤昌貞氏

理事 萬代順四郎氏

理事 小池正彪氏

理事 松田暢氏

理事 乳井龍雄氏

監	監	監	理
事	事	事	事
金	南	内	松
子	條	藤	林
堅	金	久	才
次	雄	寬	二
郎	氏	氏	氏

四

昭和十三年五月

東京市日本橋區室町貳丁目壹番地壹

財團法人 金融研究會

凡 例

一、本書はアメリカの National Industrial Conference Board の調査に係る Economic Development of Germany under National Socialism の全譯である。

1. National Industrial Conference Board ではその Department of International Affairs の仕事の一部分として、最近六ケ年間に於けるドイツ事情の調査をなして來たが、本書はその第四回報告である。

第一回の研究は、Rationalization of German Industry と題して一九三一年に發刊されたが、それはドイツ産業に於ける企業結合の分析を試みたものであつた。殊に、各種型態の産業カルテルの性能と法的地位、並にドイツの對外債務に對する支拂能力に關する考察に、その重點を置いてゐた。

第二回は、一九三二年アメリカに於ける失業問題の重大化に當面し、ドイツに於ける失業保險及び救濟制度の研究のため調査員を派遣し、その調査の結

果をば「Unemployment Insurance and Relief in Germany」と題して報告したものである。一九三三年一月に於けるナチスの政権獲得の結果、ドイツの事態の主要様相を吟味し、且つローザンヌ會議の決議に照らしてドイツ對外債務の地位を再検討するの必要を生じた。この研究は第三回報告として公にされた「The Situation in Germany at the Beginning of 1933」である。

而して之に續くドイツ統制經濟の發展は、第四回研究をば、本書の形に於いて報告せしめるに至つたのである。

一、本書は慶應義塾財政金融研究會の翻譯に係るものであるが、その分擔は次の通りである。

梗概及び第一章	永田清
第二章及び第三章	町田義一郎
第四章	金原賢之助
第五章及び第六章	高木壽一

ナチス・ドイツの經濟及び金融

目次

梗概	一頁
第一章 労働組織及び産業組織	七
國民労働秩序法	一一
經營指導者及び信任協議會(一)	一二
労働管理官の職能(三)	一三
労働戦線	三一
労働組織(三)	三一
産業組織(三)	三一
地域的産業組織(二)	三一
労働産業聯合組織	四三
カルテルの發展	四六
摘要及び結論	四九
第二章 ドイツ労働階級の經濟的地位	五五

時間給及び週給賃銀——名目的及び實際的賃銀……………六一

労働所得の総額……………六八

所得別に依る労働所得の分配……………七十二

職業の分布と労働人口の増大……………七六

人口の増加(一)

労働供給の将来(二)

熟練労働に關する立法(三)

摘要及び結論……………九一

第三章 産業の地位……………九五

産業復興の特質……………九五

資本の供給……………一〇一

國內貯蓄の蓄積(一)

産業の收利力……………一一三

國民所得……………一二七

摘要及び結論……………一三八

第四章 國際收支……………一二五

債權國より債務國への地位轉換……………一二六

ナチスの計畫……………一二九

貿易總額及び總數量……………一三四

貿易の地理的分布……………一三七

輸出超過額及び外國爲替の供給……………一四八

對外債務……………一五一

長期債務に於ける内地還流其の他の低減の範圍(一)

外國爲の替所要額及び受入額……………一六〇

輸出獎勵金……………一六六

封鎖マルク……………一六九

摘要及び結論……………一七三

第五章 外國貿易と生活標準……………一八一

食糧品の供給……………一八二

農産原料品の供給 一九一

金属及び鑛物の供給 二〇一

輸出の發展 二〇六

第六章 財政 二一一

 租税徴収額と關稅 二一二

 經費の發展 二一六

 軍事費と公債 二一八

 摘要及び結論 二二三



梗概

ナチス政府は、産業に於ける團體契約を信せず、又之を許容しない。同盟罷業及び工場閉鎖は之を禁ずる。雇主を以て指導者として、各その經營内に於ける完全なる勞働諸條件維持の全責任をば、その手中に委ね、又必要な權限をばそれに與へる。指導者に雇はるる者、即ち從屬者は、雇主の決定を遵守しなければならぬのであるが、併しその決定に反對の場合には、政府の官吏なる勞働管理官に抗訴することとは出来る。勞働管理官は、第一審法廷であると共に終審法廷である。勞働管理官は雇主の如何なる決定をも變更することを得、更に指導者たるの地位、即ちそれに屬する企業の管理より、雇主を放逐することさへ可能である。ナチスの理論によれば、ドイツに於ける唯一の雇主はドイツ國家自體である。さうして私的利益

は、それが全體としての國民の利益に抵觸する限り、一切神聖視せられない。何が國民の利益と一致するや否やは、政府即ちナチス政黨によつて決定せられる。雇主も被備者も、たとへ國家の命令が如何に個人の利益に反するものであらうとも、これが履行を拒むことは出来ないのである。

經濟活動は不況前の水準を突破し、失業は事實除かれてしまった。併し經濟の恢復は、今尙ほ正常なる好況の徴候を示す迄には立ち到つてゐない。即ち賃銀率は増加してゐないし、商品市場及び證券市場のブーム、配當支拂の増加も見らるるに至つてゐない。併し總國民所得は激増し、消費の大増加を來たした。全體としての勞働状態は、再就業、短時間勞働の除去及び時間外勞働に對する賃銀支拂の復活によつて改善せられてゐる。賃銀並に價格を安定せしめんとする政府の政策は、輸入原料及び食料品の價格の統制が不可能である爲めに、又農民の状態を改善する必要上、國內農産物價格を引上ぐる事が許されたるが爲めに、完全には成功しなかつた。それ故に一九三二年に至り全時間勞働にありついた勞働者も、賃銀

の購買力が減退するの難を受くるに至つた。併し以前に職なく、又短時間勞働をなさざるを得なかつた勞働者の生活水準は確かに向上した。

經濟の恢復は、公共事業及び再軍備に對する政府支出によつて招來せられた。遊休機械並に勞働は排除せられた。生産及び販賣高の増加は、結局、平均生産費を低廉ならしめて、利潤を増加せしむることとなつた。利子率は低下せしめられたが、租税の負擔は著増した。將來に關する限り、利潤の前途は悲觀すべきものがある。多くの産業は全能率を擧げて活動してをり、今後益々多額の資金が更新擴張の爲めに費やされるに相違ない。租税負擔は増加を續けるであらう。生産費は原料價格の騰貴特に合成生産物及び國內産下級礦物の増産を目的とする第二次四ヶ年計畫と關聯する原料價格の騰貴により、好ましからざる影響を蒙るであらう。資本の新規蓄積及び分配は政府によつて統制せられてゐる。さして重要ならずと考へらるる産業に於ける工場並に設備の擴張を禁ずることによつて、政府は、其の緊急必須なる産業及び企業に、充分なる長期資金を導入することが出来る。

かくて資本の缺乏が政府をして其の再軍備計畫を修正せしめ、又外國の財政的援助を得んが爲め、其の對外政策を變化せしむるの已むなきに立ち到らしむるが如きことは恐らくあるまいと思はれる。

外國貿易及び金融上の諸取引は完全に政府の統制下に置かれてゐる。相互清算協定は、實際全輸入國との間に締結せられてをり、此の結果ドイツは、必然、國際分業の利益を喪失し、商品貿易を通じて、外國爲替の供給及び金の蓄積を充實するの可能性を阻止せらるることとなつた。政府は輸入品の嚴重なる統制及び割當により、諸産業が其の活動を持續し得且つ國民の栄養の標準を低下せしめざるに足るだけの輸入原料及び食料品の供給を保證した。併し食料品の輸入量は、これ以上減少せんか、國民の栄養不良必至と云ふ限度迄制限せられ、一方原料品輸入量は、若し國內生産にして増加せざらんか、産業活動の鈍化は蓋し已むを得ぬと云ふ程度迄縮減せしめられてゐる。

政府は外國爲替取引の嚴重なる統制及び特殊な型のマルク貨使用により、マル

クの法律上の平價切下を避け、而も尙ほ事實上の貨幣減價の利益を受け來たつたのである。マルクの減價は、經濟的問題と云ふよりは寧ろ、政治的問題である。外國爲替制限は、ドイツの政治情勢が安定し、國內及び外國資本がドイツを危殆に瀕せしむるが如き程度には逃避しないであらうと云ふ保證が與へられざる限り、除去せられ得ない。

ドイツの對外債務は、債權國通貨の平價切下、ドイツ債券の還流及び短期債務の返済によつて、著しく減じて來てゐる。貿易及び爲替状態にして正常ならんか、ドイツの對外債務は國民經濟にとつて、差して重大なる問題とはならぬであらう。貿易及び國民所得の増加せる結果は、一方に於いて、租税收入の増加を來たし、他方失業救済費、社會匡救費は激減した。其の結果政府をして、負債の危険なる増加なくして、公共事業及び再軍備計畫を賄ふことを可能ならしめた。再軍備計畫の經費は約二百二十億ライヒスマルクと見積られ、それは、正常收入と借入金と略半々の割合で調達せられた。ドイツの國家債務は戦前の水準を超ゆること僅かに

四十億ライヒスマルク内外に過ぎぬ。一九三二年以來の増加の大部分は短期債務の爲めであつたが、資本蓄積の全源泉に對して完全なる統制が行はれてゐるのであるから、これが整理は、政府にとり困難を惹起することはないと思はれる。

第一章 労働組織及び産業組織

ナチスの哲學に従へば、一九一九年より一九三三年に亙るドイツ社會民主主義支配下に於ける雇傭關係の根本的誤謬は、そが人類の進歩を以て雇ふ者と雇はる者との間の闘争なりとなすマルクス主義者的見解に従ひ、勞資間に對立と紛争とを生せしめたる處にある。ナチスは勞資の利害は一致するものなることを教へる。雇主と被傭者とは共に等しく經營共同體の重要なる構成員であり、彼等はドイツ國民自體によつて雇傭せられ、其の利害は必然全體としての國民の利害の中に解消せらるべきものである。

ナチスは労働組合運動そのものには反對ではなかつたが、たゞ其の政治的方面だけに反對した。革命後労働組合を如何に處置すべきか、これは正に大問題であつたが、結局これが解散及び其の財産の沒收に成功したのである。ナチス指導者

の一員によりて述べられたるが如く、「吾人は正しくドイツ國民諸君に告げねばならぬ。ドイツ國民は組織化に熱狂の餘り奈落の縁に立ち到つた。それ故吾人は組織化に對し緊急停止命令を宣したのである。」¹⁾

(1) Robert Ley, "Weg und Ziel der Deutschen Arbeitsfront". 一九三五年三月七日労働戦線の指導者によりて外國新聞の代表者に對して行はれたる演説

併し新しき事態の下にあつても、労働組織は依然國家政策の目的遂行の爲め必要であつた。それ故一九三三年五月二日舊労働組合は、社會民主々義に對する争闘を遂行せんが爲めに各経営内に創設せられたるナチス細胞組織によつて引繼がれるに至り、これが引繼は正に階級運動としての労働組合運動の終結を劃したるものであつた。労働組合と雇傭者の團體とは聯合して周知の「労働戦線」なる單一の團體を形成し、其の主腦者にはナチス政黨の組織事務を管理する幹部の一人たるロバート・ライ博士が据ゑられた。

労働戦線は經濟的諸利益を擁護し或は促進せんが爲めの團體に非らずして、組

織せられたる労働者並に雇傭者をナチスの信奉者に改變するの任務を有する政治團體として組織せられたるものである。ライ博士は一九三三年八月十三日新組織の目的を説いて次の如く述べた。²⁾「労働者の團體或ひは雇主の團體を各個に組織する者利潤理念を組織する者、之を去らしめねばならぬ、そは國家不俱戴天の仇敵である。労働戦線は最早如何なる社會階級をも認めてはならぬ」と。

(2) W. Manfeld and Others, "Die Ordnung der nationalen Arbeit-Kommentar zu dem Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit und zu dem Gesetz zur Ordnung der Arbeit in öffentlichen Verwaltungen und Betrieben unter Berücksichtigung aller Durchführungsgesetzungen," Berlin 1934, p. 5

一九三三年十一月廿七日、ライ博士はライヒ労働大臣、經濟大臣及び經濟問題に關する首相代理者と共に次の如き聲明書を發表した。³⁾「ドイツ労働戦線は其の經濟的或は社會的地位の如何に拘はらず一切の働く人間の團體である。其の中にありては、賃銀取得者は企業所有者と相並んで着席し、最早特殊の經濟的或は社會的階級並に利益の擁護に役立つ集團、團體によつて分離せらるべきではない。ドイツ労働戦線にありては、賃銀取得者たると企業所有者たるとに論なく、各人の人

格が決定的要因たるべきである。信頼は人間相互間にもみ贏ち得られるものであつて、團體相互間には得られない。我等が指導者アドルフ・ヒトラーの意思に従へば、労働戦線は吾人の日常勤勞生活の物質的諸問題の決定せらるべき處に非らず、又勤勞者の利害の自然的相違が調整せらるべき處にも非らず、勤勞諸條件を規律する諸方法は近き將來に於いて別に設定せられ、それはナチス人世觀によつて命ぜられるが如くに、企業内に於ける指導者及び其の従屬者の地位を決定することとなるであらう。併し此處に労働戦線の最高目標は全ドイツ勤勞者をしてナチス國家並にナチス諸原則を敬慕愛着せしむることにある。それは特に經營内に於いて、又労働法廷、社會保險制度の如き我等が社會機構の諸機關に於いて、指導的役割を演ずべく要請せらるるであらう人々を教育するの任務を遂行する。それは各經營の指導者並に其の従屬者の社會的名譽心を新社會及び經濟秩序の主要動力たらしめんと意圖するものである」と。

(3) *Ibid.*, pp. 5-6.

労働組合及び雇主團體の排除は、兩團體間の契約の上に基礎付けられてゐた賃銀制度の崩壞の危険を招來した。かかる危険の増大を阻止せんが爲め、一九三三年五月、一切の賃銀問題に關する全權を政府によつて任命せられたる労働管理官に賦與せる法律が可決せられた。労働管理官法 *Gesetz über die Treuhänder der Arbeit* 一九三三年五月十九日發布。労働管理官の任務は賃銀及び價格を安定せしむると云ふナチス政府の基本政策に従ひ、賃銀率の上騰或ひは低落を阻止することにあつた。一九三三年五月十九日より一九三四年一月廿日迄は、賃銀契約はたとへ虚構の存在に過ぎざりしものであつたとはいへ、依然古き團體内に設立せられたるグループ間の機能に任せられてゐたのであつた。併しかかる擬制物の永續はナチスの理念にとりては危険なるものであつた。蓋し舊労働組合及び雇主團體の線に沿うての賃銀率の調整は、やがて此等の組織を復活せしめて階級闘争を繼續せしむるの虞れがあつた。かかる理由の爲め、又舊制度の革命的顛覆によつて惹起せられたる多くの法律的並に實際的諸障害除去の爲め、ナチス指導者は局面

の明朗化を決意し、一九三四年一月廿日國民労働秩序法 (Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit) を通過せしめた。本法は雇傭關係に關するナチス諸原則、特に指導者原則 (Führerprinzip) の集大成である。

國民労働秩序法

本法の立法者は舊制度より新制度への轉換が餘りにも急速にして激烈なりし事實を知悉してゐた。即ち曰く「強行的掃蕩的速度を以て行はれたる革命より生れ出でたる本法は、多くの點に於いて、自然の發展に遙かに先んずるものであり、又其處に打建てらるるナチスの諸原則は、國民を久しきに亙り教育したる後に非らざれば充分に實現せられ得ざるものである」と。⁽⁴⁾ ナチス指導者も亦本法の施行及び適用は諸種の困難を現出するであらうことを認めてゐた。アドルフ・ヒトラーの言に曰く「只に力權のみを所有してゐるならば、先づ正しき精神に浸透せられたる一定多數の國民の久しき支持なくとも、決定的組織改編を突然忽如として企て得

ると信ずるは、これ誤謬の最たるものである。此處に於いても亦重要なるは、機械的に容易に創造せられ得る外面的形成物よりは、寧ろ精神であると謂ふ原則が妥當する」と。⁽⁵⁾

(4) Ibid., p. 7.

(5) "Mein Kampf" p. 673. cited in Mansfeld and Others, op. cit., p. 8.

ナチス黨員が、猶ほ權力の爲めマルクス主義的争闘を繼續してゐた間は、個々の雇主と其の労働者との間の理解並に協力は不可能であると信せられてゐた。労働者は雇主を以て創造的協同市民、又經營の指導者としてではなくて、單に自己の階級的利益によつて其の行動の左右せらるる搾取者なりと看做してゐると信せられてゐた。他方雇主も其の被傭者を以て、其の價格はひとり需要供給の法則によりて規律せらるる商品なりと見たのであつた。

集産主義制度の下にありては個々の雇主も其の被傭者も社會政策の何等か重要な問題に關しては、何等の決定をもなし得なかつた。かかる決定は、集團的基

礎の上に悉く労働組合及び雇主團體によつてなされた。自己を在立せしめ其の存在を正當化せんが爲め、如上の團體は各個人自らの問題を集團的領域の外に於いて規律せんとする如何なる試みにも反対した。根本的に労働組合に其の存立を負ふてゐる政府及び議會は法規の通過によつて集團化及び中央集權化の過程を完成した。「かくして雇主と被傭者との間の各關係は官僚的に或は團體の政策によつて規制せられ、社會政策の分野に於いて雇主によつて企てられたる一切の手段は、規約或は團體契約によつて命せられ、政府官吏によつて統制せられるに至つた。」

(6) W. Mansfield and Others, op. cit. p. 10

國民労働秩序法の目標は、指導者原則の基礎の上に各個の雇主と其の労働者との間の親密なる關係の回復の爲めの道を拓き、又ナチス出現以前に雇傭關係の處理を統制してゐた法律、命令、規則の大部分を漸次掃蕩せんとするにある。

經營指導者及び信任協議會

本法第一條及び第二條は指導者原則を確立する。條文次の如し。

第一條 「各經營内ニ於テ企業所有者ハ經營ノ指導者トシテ、又使用人及労働者ハ從屬者トシテ、經營目的ノ促進並ニ國民及國家ノ利益ノ爲メ相協力シテ働クベキモノトス」

第二條 「經營ノ指導者ハ本法ニ規定セラルル限リニ於テ、經營ニ關スル一切ノ事項ニ付、其從屬者ニ對シ決定ヲ行フ、經營指導者ハ從屬者ノ福祉ニ努ムルコトヲ要ス、從屬者ハ經營共同體ニ確立セラレタル忠誠ヲ保持スルコトヲ要ス」

法人及びそれに類似の團體の場合に於いては、經營指導者の機能は其の法定代理人即ち取締役會に賦與せられる。併し同會は其の構成員の一人或ひは他の責任者を經營の指導者に任命することを得る。場合によりては、企業の所有者は經營管理に責任を以て關與する者を代理人に任命することを得る(第三條)。從たる經營或は支店は若しも此等が主たる經營より遠隔の地に設置せられてゐる場合には、獨立の經營と看做される(第四條)。

常時二十名以上を雇傭する経営に於いては、信任協議會 (Vertrauensrat) の設立が規定されてゐる。會長は經營の指導者である(第五條)。協議會の義務は經營内に於ける相互の信頼を深めんが爲め企劃せられたる一切の處置、特に能率増進、雇傭の一般的條件及び産業安全等に關し指導者に勸告するにある。更に協議會の任務は、經營内の一切の紛争の解決に努むることにある。又指導者は協議會の見解を聴取することなくしては、刑罰を課することは出來ぬ(第六條)。協議會の型は雇傭者の數により異なる。即ち次の如し。

雇傭者の數	信任委員の數
二〇—四九	二
五〇—九九	三
一〇〇—一九九	四
二〇〇—三九九	五

協議員即ち信任委員の數は、雇傭者三百名を増す毎に一名を加へるが十名を越ゆることを得ない(第七條)。各信任委員 (Vertrauensmänner) は一名の代理人を有し、又

信任委員の資格は本法第八條に次の如く規定せられてゐる。

「信任委員ハ滿二十五歳以上ニシテ、少クトモ一ケ年間其經營ニ雇傭セラレ、且少クトモ二ケ年間同一又ハ類似ノ職業部門若シクハ産業部門ニ從業シタル者ニ限ルベキモノトス。信任委員ハ公民權ヲ有シ、労働戦線ノ所屬員ニシテ模範的人格ヲ備ヘ且何時タリトモ躊躇スル處ナク確然國民國家ニ一身ヲ献グベキ者タルコトヲ要ス。本法施行後最初ニ行ハルル信任委員ノ任命ニ付キテハ、一ケ年間經營ニ雇傭セラルルヲ要スベキ旨ノ條件ハ之ヲ免除スルコトヲ得」と。

經營の指導者は毎年三月ナチス經營細胞組織の首腦者の同意を得て、信任委員及び其の代理人の名簿を作製する。而して從屬者は無記名投票によつて該名簿に對する賛否を決定する。若しも經營指導者とナチス主腦者とが名簿作製に關し一致を缺いた場合、或ひは從屬者が名簿を承認せざる場合、又は何等か他の理由の爲め協議會が形成せられざる場合には、労働管理官が必要數の信任委員及び其の代理人を任命することを得る。信任委員の任期は五月一日に始まり、翌年四月

卅日に終はる一ケ年である。(第九條及び第十一條)

信任協議會の成員は五月一日國民労働記念日に從屬者の面前に於いて、一切の私的利益を離れて、専ら經營の利益及び全體としての國民の利益に於いて、彼等の職責を遂行し、又日常の生活及び其の任務遂行上の態度に於いて、經營構成員の模範たらんことを宣誓する(第十條)。信任委員の職務は名譽職である。彼は通常の賃銀又は俸給を受け、ただ自己の任務遂行上生ずることあるべき臨時の費用を受くるのみである。(第十三條) 雇主による信任委員の解雇は、全經營或は其の一部の閉鎖ありたる場合、又は法律上解約告知なくして解雇をなし得べき理由に基くに非ざれば之をなし得ざるものである。

労働管理官 (Trennhänder der Arbeit) は、周圍の諸事情及び人物上の不適任の故を以て、信任委員を解任することを得る。(第十四條)

信任協議會は經營指導者の決定を破棄することを得ないが、若しかかる決定が經營の經濟的及び社會的事情に適合せざるものと認められる場合には、之に對し

協議會の過半数を以て労働管理官に書面を以て訴へを提起することを得る。經營指導者の決定の効力は、訴訟提起中と雖も妨げられることはない。(第十六條)

若し類似の生産部門に關係する二つ或は其れ以上の經營が、一人の所有者によつて管理せられる場合には、該所有者は各經營の信任協議會の構成員中より、社會的諸問題に關して諮問すべき聯合顧問協議會を任命することを要する。(第十七條) 信任協議會は、經營指導者により、必要に應じて招集せられる。召集は信任委員半数の請求ある場合また之を行はねばならぬ。(第十三條)

指導者の權力

常時少くとも二十名以上を雇傭する各經營に於いては、指導者は從屬者の爲め、次の如き經營の諸條件を網羅規定する一連の規則を、書面を以て發布せねばならぬ。(第二十六條—第三十一條)

一、一日の通常労働時間及び休憩時間の開始及び終了。

- 二、報酬支拂の時期及び方法
 - 三、請負賃銀又は出来高拂賃銀が支拂はれる(計算の)基礎
 - 四、罰金の定めある場合には其の種類、金額及び徴収に關する規定
 - 五、告知なくして解雇をなし得べき事由、但し法定の事由によるものは此の限りに非らず
 - 六、法律規定に準據し、経営規則或ひは雇傭契約に於いて、雇傭關係の違法的解約に對する賠償金の定めある時は、其の賠償金の使途
- 経営規則は、法律によつて定められたる諸條件の外、報酬の額並に経営内に於ける被傭者の紀律、行動及び災害の防止に關する規定を設けることを得る。若し経営規則に於いて、報酬の額を定むる場合には、各個の被傭者の能率に應じて報酬を支拂ふが如き標準を定め、而も其の最低率のみを定むることを要する。
- 指導者によつて發布せられたる規則は、從屬者に對し、最低條件として法律的拘束力を有する。

指導者の権力は強大であり、其の濫用の可能性頗る大である。同盟罷業をなすべき権利が労働者に對し拒否せられて以來、ナチス國家は、雇主に對して監督手段を設くる必要を認めた。有效なる唯一の監督方法は、經濟及び社會政策上の諸問題に於ける國家參與の増大であつた。これが爲め労働管理官が任命せられたのである。

労働管理官の職能

労働管理官 (Trennhänder der Arbeit) は労働大臣が、經濟大臣及び内務大臣の同意を得て其の限界を決定する大經濟地域に對し政府より任命せられる。労働管理官は政府の官吏にして労働大臣の監督下に屬し、裁決に當つてはライヒ政府より規定せられたる諸準則及びそれより受くる指令の拘束を受ける。(第十八條)

労働管理官の任務は産業平和を維持するに在り、この任務を達成せんが爲め次の如き権力を有す。(第十九條—第二十五條)

- 一、 信任協議會の構成及び事務を監督し、且つ指導者、協議會間の紛争を裁決す。
- 二、 信任委員を任免す。
- 三、 信任協議會よりの訴訟に付き裁判し、指導者の決定を排して自ら必要なる規則を發布す。
- 四、 経営指導者により申告せられたる被備者の解雇に付き裁判す。
- 五、 経営の最低諸條件を規定し、其の領域内に於ける諸経営團體に妥當なる集團賃銀協定期則 (Tarifordnung) を發布す。
- 六、 経営規則の履行を監督す。
- 七、 社會的名譽裁判所と協力して裁判權を行使す。
- 八、 労働大臣及び經濟大臣より受くる細目の指令に従ひ、社會的發展に關し常に政府に報告す。

(7) 二四—二九頁參照

被備者の解雇に關しては常時百名以下の従業員を有する雇主が九人以上の從

業員を解雇する場合、常時百名以上の被備者を有する雇主が常時雇傭せられる従業員の一〇%を、或は四週間に五十名以上の従業員を解雇せんとする場合に、は豫め労働管理官に對し、解雇告知を要する旨規定されてゐる。以上列擧せられたる員數の被備者の解雇は、告知が労働管理官の下に送達せられたる後四週間に經過せざる間は、特に労働管理官の認可ありたる場合に限り有效である。労働管理官は其の認可に遡及效力を賦與することが出来る。又労働管理官は告知提出後二ヶ月を經過せざれば解雇は其の效力を生ぜざる旨命することが出来る。若しも雇主が告知後四週間に、告知せられたる解雇を實行せざる場合には、告知はなされざりしものと看做される。労働管理官は、告知期間たる四週間或は労働管理官によりて規定せられたる二ヶ月間、雇主に對し労働時間の短縮を許可することを得る。但し一週間につき二十四時間以内に低下せしむることを得ない。併し賃銀引下は、雇傭が一般法律規定又は契約の條項により終了したる後に非らざれば之をなすことを得ない。

若しも労働管理官により發布せられたる書面による指令に對し、繰返し故意に違反したる者は罰金刑を受ける。又罪状重き場合は禁錮、又は罰金禁錮に處せられる。告發は労働管理官の要求を俟つて之を行ふ。(第二十二條)

原則的及び一般的性質を有する諸問題の決定に當りては、労働管理官は其の領域内に存する各種産業部門より専門家諮問協議會を任命せねばならぬ。當協議會の構成員の四分ノ三は労働戦線によつて提出せられたる候補者名簿中より選任せらるべきものとし、又該名簿は略々同數の経営指導者及び信任協議會所屬員を包含し、且つ労働管理官の管轄區域内に於ける職業及び産業の代表者たるべきものを含むことを要する。専門家の四分ノ一は労働管理官に於いて該地位に適當なりと思料せられる者の中より任命することを得る。(第二十三條)

社會的名譽裁判所の機能

國民労働秩序法は、經營共同體の各成員の社會的責任感を特に強調する。それ

は經濟領域に新しき倫理的觀念を導入し、各労働者及び雇主に共同體内に於いて、自らの地位に應じて負はさるる義務を良心的に遂行するの責任を課するものである。特に各個人は常に自らの社會的責任を充分自覺し、經營の勤務に其の全力を捧げ、一般の福祉の爲め己れを没却するを要する。(第三十五條)

社會的名譽裁判所は、各労働管理官管轄區に設置せられ、聯邦司法官一名、經營指導者一名及び信任委員一名の三名よりなる。聯邦司法官は裁判長を勤め、聯邦労働大臣の同意を得て聯邦司法大臣により任命せられる。裁判長は労働戦線により彼に提供せられたる候補者名簿中より他の二名の成員を任命する。選任は名簿の記載順位に従ふことを要する。但し可能なる限り二名の成員は被告人と同一の産業部門に專屬する者を選任すべきものと規定されてゐる。(第四十一條)

社會的名譽に違反する犯罪は法律に次の如く列擧されてゐる。(第三十六條)

一、監督者の地位に在る者が其の權力を濫用し、惡意を以て從屬者の労働を搾取し、又は其の名譽感を毀損したるとき

二、従属者が悪意を以て他の労働者を煽動し、経営内の産業平和を危胎に瀕せしめたる時、特に信任委員として経営の業務遂行に不当の干渉を行ひ、又共同體精神を攪亂したるとき

三、経営所屬者が労働管理官に對し、繰返し正當の理由なき抗告をなし、若くは管理官の書面による指令に服従せざるとき

四、信任協議會の成員が、其の職務施行の際知り、且つ秘密なることを示されたる機密事項、技術上或ひは事務上の秘密を権限なくして公表したるとき

経営所屬員による社會的名譽違反に對する告發は、證據を陳述して、労働管理官に對し書面を以て之をなす。労働管理官は事實を調査し、被告人を訊問し、且つ罪重大にして社會的名譽裁判所に提出するの要ありや、或はなきやを決定する。若し進んで社會的名譽裁判手續の請求をなす場合には、其のなしたる調査の結果を示すべき文書を添付するを要する。(第四十三條)

名譽裁判所裁判長は、労働管理官の請求を理由なきものとして却下することを

得る。労働管理官は其の場合には一週間以内に公判を請求することを得る。(第四十五條)

裁判長に犯罪ありと認めたる時は、戒告、譴責或は百ライヒスマルクを超えざる罰金を課することが出来る。被告人或は労働管理官は一週間以内に上告をなし、名譽公判を請求し得る。公判は次の如き刑罰を課することを得る。(第三十八條)

一、戒告

二、譴責

三、一萬ライヒスマルクを超えざる徴戒金

四、経営指導者又は信任委員たるの地位の剝奪

五、経営内に於いて保持せられ居りたる地位よりの放逐

官公吏は名譽裁判所裁判長による裁判より除外されてゐる。労働管理官は裁判に立合ひ申立をなすの権限を有し、被告人は辯護人を以て代理せしむることを得る。(第四十七條)

労働管理官は、如何なる場合にも、名譽裁判所の判決に對して上告することを
得るが、被告人は、百ライヒスマルク以上の罰金、又は第四號及び第五號に列擧せられ
たる刑を宣言せられたる場合でなければ上告することを得ない。

上告はベルリン聯邦名譽裁判所に對してなされる。同裁判所は二名の上級司
法官、一名の經營指導者、一名の信任委員及び一名の聯邦政府代表者より成る。二
名の上級司法官は労働大臣の同意の下に、司法大臣によつて任命せられ、其の一名
は裁判長となる。經營指導者及び信任委員は裁判長によりて任命せられる。(第五
十條)

本法に於ける社會的名譽違反は、信任協議會の成員による、機密事項及び事務上
の秘密の公表に關する場合を除いては、極めて廣範な文言を以て規定されてゐる。
併し廣く本法の意圖するところは明白である。即ちそれは一方に於いて、事業
管理者の側に於ける權力の濫用を阻止すると共に、他方労働者の、業務執行に對す
る不當の干渉及び産業平和の攪亂を防止することを目的としてゐる。社會的名

譽裁判所なる全理念は誠に高貴遠大である。それはナチス國家によつて慎重に
提起せられた。これが目的とする處は明白に、當裁判所を通じて一聯の新判例を
作ることはなくて、業務執行より生ずる諸問題に對する態度の、根本的變革をば
招來せんとするにある。

國民労働秩序法は、ナチスの最も重要な諸原則を産業關係の領域に押進めた
ものである。本原則は本來企業所有者の權利義務及び國家の權利義務に關す
るものである。企業所有者は自己の經營指導者たることを許されるのみならず、
又本法により從屬者即ち労働者の指導者たるべきことを要求される。労働者は
指導者の何等かの決定を變革するの手段は有しないが、國家即ち其の地區の労働
管理官より救済を求むることが出来る。労働管理官は國家を代表する者なるを
以て、其の決定に對しては抗議することを得ない。労働管理官は政府の官吏にし
て、國民政府より受くる指令に基いて行動する。かくて法の運用が成功するや否
やは先づ其の行政官の人格及び才能に、而して又雇主及び労働者が法の精神を理

解するの能力及び好意に依存する。本法の通過以來引續きドイツの經濟情勢は、再軍備計畫の要求によつて影響を蒙り、其の經濟的緊張は必然恐るべきものであり、又經濟活動に對する國家管理は激烈なるものがある。かかる状態の下にありては、新法律の諸法則の效果は充分鑑別せられ得なかつた。之が效果如何の判断は一般的經濟政治状態が、生活水準の向上、現在國家によつて課せられてゐる無数の經濟的制限の緩和、此等の實現を許容するの時期に達せざれば不可能であらう。國民労働秩序法によりナチス國家は、之が其の黨組織建設の際得たる經驗を経済の分野に於いて實行せんと試みつつあるのである。ナチス政黨の中にあつては、最低の地方單位すら、大なる自主權を有する。即ち統治は上よりの規定及び規則によりて行はれるものに非らずして、共通の *Weltanschauung*⁸⁾ 即ち共同の世界觀、人生觀によつてなされるのである。其の基礎の上に政黨が建設せられた諸原則を經濟制度に適用することの成功するや否や、これが解答は將來の問題である。この實驗の運命は窮極國家の經濟的並に社會的運命に結付けられてゐる。革命は

今尙ほ完成せられてはゐない。國家政策の針路は、相異なる意見を有する多數の團體によりて影響せられるが故に、社會化の限度は何處にあるか、これは現在の處豫言することは出来ぬ。

(8) この語はアングロ・サクソンにとつては無意味であり又翻譯し難い。併し獨逸人にとつては深い意義を有する。

労働戦線

舊労働組合及び雇主團體の遺骸の上に労働戦線を形成することは、ナチス政黨内部にあつて、激しい異論と意見の衝突とがあつた。この衝突が正確に如何なる性質のものであつたかは明かでない。併し少くとも、新ドイツ労働組織が國家並に各企業經營の社會政策及び經濟政策をどの程度迄左右し、又決定するかの問題に關はるものであつたことは殆んど疑がない。即ち經濟的諸問題に對する労働或は政黨指導者の不相應なる干渉を避けんと切望せる經濟大臣シャハト博士の指導下に立つ産業組織を、労働戦線に調和適合せしむる方法を發見することは特に

困難であつた。

一九三四年十月二十四日、アドルフ・ヒトラー總統によつて發布せられたる「ドイツ労働戦線ニ關スル法令」⁹⁾〔Verordnung über die Deutsche Arbeitsfront〕によつて、労働戦線は、ナチス政黨の指導下に置かれ、黨組織幹部ロバート・ライ博士が、其の主腦者(Stabsleiter)に任せられた。彼は指導者及び幹部を任免するの權力を有するが、該命令によれば、此等指導者及び幹部は、先づ第一に、ナチス政黨所屬員中より選任せらるべき旨規定せられ、又労働戦線の財政は、ナチス政黨會計長官の監督管理下にある。

⁹⁾ Claus Selzner, "Die Deutsche Arbeitsfront—Idee und Gestalt," Berlin, 1935, pp. 24-27.

労働戦線の任務は、經營指導者の間に、從屬者の正常なる要求を理解するの能力を興せしめ、從屬者の間には、彼等が指導せられる經營の經濟的地位を理解せしめ、以て産業平和を確保するにある。紛争を生じたる場合、労働戦線は之を解決し、労働管理官及び労働法廷の如き國家機關に、事件の裁決を任すことを少なからしむべきものとされてゐる。

労働組織

労働戦線は、ベルリンに於ける中央官廳により管理せられる。同廳は十四の部に分かれたれ、ドイツ労働者の經濟的及び社會的生活の一切の方面を處理するものである。部名次の如し。

- 一 印刷部 (Pressamt)
- 二 政治教育部 (Schulungsamt)
- 三 社會福祉部 (Sozialamt)
- 四 宣傳部 (Propaganda Amt)
- 五 國民保健部 (Amt für Volksgesundheit)
- 六 職業教育及び職業指導部 (Amt für Arbeitsführung und Berufserziehung)
- 七 法律部 (Amt für Rechtsberatungsstellen)
- 八 青年部 (Jugendamt)

- 九 教育部 (Amt für Ausbildungswesen)
- 十 婦人部 (Frauenamt)
- 十一 家庭部 (Heimstättenamt)
- 十二 經濟部 (Wirtschaftamt)
- 十三 労働科學部 (Arbeitswissenschaftliches Institut)
- 十四 産業關係部 (Amt für Selbstverantwortung)
- 十五 労働補強増進部 (Kraft durch Freude.)
- 十六 慰安部 (Amt für Feierabendgestaltung)

各部の役割は、大部分其の名稱によつて明瞭であらうが、そのあるものは経済的及び社会的意義を有するが故に、特に叙述するの價值がある。經濟部はドイツ労働組合 (Gewerkschaften) によつて創立せられ、集産主義原則に對するナチスの反對にも拘はらず、労働戦線によつて引繼がれたる一聯の企業——保險會社、住宅組合及び一つの銀行——を管理する。

職業教育並に職業指導部はドイツ労働者を援助して、其の最も適當なる職業を發見するの努力をなす。職業教育は、他の一切の労働戦線の活動と同様に、ナチス原則に則る教育方法に結付けられてゐる。教育及び指導の仕事は、國民の一般的経済的利益促進と云ふ見地によつて遂行せられ、労働過剰の職業及び地域より雇傭機會の良好にして永續性ある職業及び地方へ、労働者を移動せしむるの試みが行はれてゐる。

現實に社會主義的な興味ある試みが、労働補強増進部として知らるる部によつて遂行せられてゐる。即ち同部は、數百萬のドイツ労働者に休暇を與へ、その間異常に安い費用で彼等を賄ふやうに援助配慮する。同部は一九三三年十一月に組織せられ、最初の一ヶ年間に約二百萬人の労働者を其の休暇旅行課を通じて旅行せしめ、一九三六年には其の數六百萬人に達してゐる。當部は所屬労働者専用の船舶及び海岸保養地を所有し、之を管理してゐる。又所屬員を援けてスポーツ設備と競技用フィールドの爲めの敷地を獲得せしめ、或は健康なる戶外運動を如何にし

て楽しむべきかを教授するスポーツ課を有する。「労働の美」(Schönheit der Arbeit)と稱せらるる課は雇主に勧めて、経営内に衛生的及び美的改善を導入するの任務を有し、更に進んで、雇主及び製造家が、労働者の快樂の爲め「労働の美」の専門家によつて設計せられたる椅子及び机を購入及び製造せんことを勧誘する。旅行課の活動は結局労働者大衆にとつて非常に受けがよかつた。蓋し手配せられたる旅行は魅惑的で、其の費用は大量購入の原則によつて、一般労働者相應の程度に引下げられたからである。慰安部は共同体内の講演、音楽會、演劇、展覽會其他ナチス國家の幸福にして尊敬すべき成員たるに最も相應しかるべき方法で、夕べの餘暇を費やさんが爲めに出席すべき教育的及び娛樂的なる會合に關し、労働者に種々勸告助言するのである。

労働戦線の所屬會員は約二千萬人にして、其の年収入は約三億ライヒスマルクに上り、それは構成員の賃銀中より差引かれたるものである。労働不能、養老年金、失業扶助及び葬儀費用の爲めの支拂額約八千萬ライヒスマルク、労働法廷に立ちたる

成員の爲めの司法費約一千二百萬ライヒスマルク、職業教育費約四千萬ライヒスマルク、労働戦線保健部費用約六百萬ライヒスマルクにして、管理費用總額は約七千萬ライヒスマルク即ち總収入の約二三%に上る。¹⁰⁾

(10) これらの數字は全部一九三五年三月七日、伯林に於いて、労働戦線の主腦者ロバートライ博士によつて行はれたる演説から採つた。

労働戦線の地域組織は、ナチス政黨のそれに一致し、一個の外國人義勇兵團を含む三十三の労働戦線地域 (Gauverbände) に分たれ、それは更に八百四十一の地區 (Kreise) に、又更に一萬四千七百四十四の地方グループ (Ortsverbände) に分けられる。¹¹⁾

(11) Claus Selzner, op. cit., p. 19.

労働戦線は、かかる政治的組織たる外、産業別に組織せられてゐる。それは以前のドイツ労働組合に一致する十八の産業組織 (Reichsbetriebsgemeinschaften) 即ち飲食料品、繊維、衣服、建築、木材、金屬、化學、印刷、製紙、運輸及び公企業、鑛業、銀行及び保險、自由職業、農業、皮革、石材及び土砂、商業、手工業に分たれる。

地域組織の最低単位は、二十名以上の労働者を雇傭する各経営即ち経営共同体 (Betriebsgemeinschaft) である。経営共同体の主腦者 (Betriebswarter) はナチス黨員たることを要し、通常 N.S.B.O. として知らるるナチス経営細胞組織 (National-Sozialistische Betriebszellen Organization) の主腦者 (Zellenwart) である。N.S.B.O. は全組織機構中最も重要な単位である。それは信用あり経験ある黨員を以て構成せられ、其の任務は経営がナチス諸原則に従つて管理せられ居るや否やを監視し、政府及び黨指導者に、経営の諸状態に關する報告を提出する。かくの如くにしてナチス黨本部は、絶えず二十名以上の労働者を雇傭する各企業に接觸を保つのである。

産業組織

労働戦線の組織は、雇主の團體を、其の機構中に編入せしむる事務上の準備が調つた一九三五年三月に初めて完成した。諸雇主團體の主腦者には、經濟大臣としてシャハト博士が立つた。一九三四年二月二十七日の法律によつて、彼はナチス國

家が其の經濟政策遂行の爲め利用し得る工業並に商業の包括的なる組織を確立するの廣範なる權限を與へられた。其の權限次の如し。

- 一、一定經濟團體を以て其の商工業部門の唯一の代表者と認むること。
- 二、新經濟團體を設立し、二つ或は其以上の團體を強制し相互に協力して活動せしめ、又既存團體を解散すること。
- 三、各團體内に指導者原則を導入すること。
- 四、團體の定款及び團體間の契約を変更すること。
- 五、團體の指導者を任免すること。
- 六、一経営或は全經營を團體に強制加入せしむること。

シャハト博士によつて展開せられたる計畫の下にあつては、國家の全企業は「商工業團體」(Organization der gewerblichen Wirtschaft) に組織せらるるに至つた。同團體は(一)工業、(二)手工業、(三)商業、(四)銀行業、(五)保險業、(六)動力業の六個のライヒ企業團體 (Reichsgruppen) を包括する。最大のライヒ企業團體は工業のそれであつて、

七個の主要團體 (Hauptgruppen) に再分割せられ、それは更に經濟團體 (Wirtschaftsgruppen) に分割せられる。他のライヒ企業團體は直接經濟團體に分割せられ、一方手工業團體は約五十のライヒ・ギルド團體 (Reichsinnungsverbände) より構成せられる。¹²⁾ 經濟團體は更にいくつかの班に再分割せられる。

(12) これらの團體のあるものは、經濟大臣により、一個の團體を形成すべく、強制せられる可能性がある。

以上其の職能の線に沿う組織の外に、六個の團體の企業團體が地方或は地區別に組織せられる (Bezirksgruppen)。此等の地區團體は各單一のライヒ企業團體の全雇主を代表する。——例へば一工業地區内に於ける工業團體。異なる企業部門を代表する數個の地區團體は重大なる經濟的必要ある場合、其の共同の利益を擁護する爲め、職能地方團體を形成することが出来る。地方團體は相合してライヒ經濟院によつて代表せられる。

地域的産業組織

ドイツは地域的に十四の地方に分割せられる。各地方には一個の産業會議所 (Wirtschaftskammer) が置かれ、ウエストフリア及び西南ドイツ地方には、例外として二つの産業會議所が存する。産業會議所は其の地方内に於ける一切の經濟的利害の代表者たるものであり、會頭は其の地方の商業會議所會頭である。會頭は二名の委員を有し、其の一名は手工業を代表することを要し、他の一名は經濟大臣によつて任命せられて地方内の最も重要な産業を代表する。各會議所は其の地方内に於ける一切の經濟團體の主腦者即ちライヒ企業團體、主要團體、地區團體、産業會議所、手工業會議所、一農業代表及び一自治團體代表より構成せられる顧問協議會を有する。産業會議所は何等法律上の資格を有しない。其の義務は法律によつて規定せらるるものに非らずして各地方により相異なる地方令を以て規定せられる。其の勸告並に決定は地方の商業會議所及び種々なる地方商工業團體を通

じて行はれる。

一地方の商工業の、法律上或は地方令上の代表者は、商業會議所である。それは一切の一般經濟及び社會政策並に課税、外國爲替、原料品、輸出、外國貿易等々に關して、地方の商工業の利益を代表し、其の地方に於ける一切の企業は、會議所の會員たることを強制せられる。會議所はナチスの指導者原則を基調として統制せられ、其の會頭乃至指導者は經濟大臣によつて任免せられ、又會議所會頭と協力する。顧問協議會の成員も亦同様に經濟大臣によつて任免せられる。全商業會議所の中央組織は商工會議所聯合¹³⁾(Arbeitsgemeinschaft der Industrie- und Handelskammern)である、該聯合の指導者は經濟大臣によつて任命せられる。商業會議所及び産業會議所を代表する三十人を超えざる人員より成る顧問協議會は、指導者に事務上の援助を與へる。

(13) 以前の Industrie und Handelsstag.

一切の職能的並に地方的商工業團體は、ライヒ經濟會議所によつて代表せられ

る。經濟會議所の構成員は次の如くである。

- 一、商工會議所聯合會頭。
 - 二、六ライヒス企業團體會頭。
 - 三、七産業主要團體會頭。
 - 四、四名の運輸業代表者。
 - 五、農業代表者數名。
 - 六、地方自治體代表者數名。
 - 七、經濟大臣によつて任命せられたる工業家數名。
- ナチス國家の廣範なる經濟政策は、ライヒ經濟會議所を通じて經濟大臣によつて遂行せられる。

労働産業聯合組織

ロバートライ博士の指導にある労働組織と、シャハト博士に率ゐられる企業組織と

の間の矛盾衝突は、差當り労働産業自治管理團體 (Selbstverwaltungsgemeinschaft von Arbeit und Wirtschaft) によつて解決せられて來た。本團體は一九三五年三月二十一日シヤハト博士、ライ博士及び労働大臣ゼルデ博士の間に締結せられたるかの著名なライプチヒ協定の結果形成せられたるものである。

労働産業聯合團體は次の諸團體より成る。¹⁴⁾

一、ライヒ經濟會議所顧問協議會及びライヒ労働協議會 (Reicharbeitsrat) の成員より成るライヒ労働産業協議會 (Reicharbeits und Reichswirtschaftsrat) —— 本會の各成員は労働戦線の所屬員たることを要し、協議會の開會は労働戦線及びライヒ經濟會議所の主腦者によつて招集せられ、經濟、交通、労働の各大臣は會議に出席するの資格を有する。協議會の職能は先づ審議諮問機關たる點に存し、其の事業は、産業及び労働の見地より、經濟的、社會的諸問題を討議し、國家政策の立法化及び運用に當りて生ずることあるべき諸困難を除去する。該協議會は、國家が何等かの政策を採用せんとする場合、摩擦なくそれを遂行せしめ、又それを企業家、労働者に諒解

せしめんが爲めの媒介者である。

ライヒ經濟會議所と協力するの目的を以て特に組織せられたるライヒ労働協議會は、労働戦線の指導者によりて任命せられる八十名の會員より成り、それに加へてライヒ經營共同體 (Reichsbetriebsgemeinschaften) の指導者並に労働戦線の地方事務所の幹部がそれに所屬する。

二、地方労働産業協議會 (Bezirkarbeits- und wirtschaftsräte) —— これは労働戦線の指導者によりて、地方労働産業協力の目的を以て創立せられたるものであつて、産業會議所及び労働協議會の成員より成る。

三、労働委員會 (Arbeitsausschüsse) —— これは約二十五哩の半徑内に存する同一産業部門に屬する全企業を代表する各六名を超えざる雇主及び労働者より成る。本委員會の組織せられたるものは既に數千に達してゐる。これは何等の決定權を有せず、其の職能は、賃銀率、災害防止、職業病及び一般的労働條件等の如き問題に關し、労働管理官¹⁵⁾及び労働戦線に勸告する。

四、信任協議會——これは各個の企業に於ける労働産業の自治管理を代表するものである。

- (14) "Neue Formen der Gemeinschaftsarbeit," issued by the Reich Council of Labor and Industry, Berlin, 1935.
(15) 労働協議會の成員の少くとも半数は労働管理官の業務を援助する爲め設立せられたる専門家協議會の成員たることを要する。

産業組織の場合に於いては、團體加入は強制的であり、労働組織の場合には任意である。國家事業並に自治團體事業をも含む各企業及び事業に執務する各人は、各企業的及び地域的産業團體と共に登記しなければならぬ。登記を怠ると重い罰金を課せられる。

カルテルの發展

労働戦線内に於ける諸産業團體は、價格、生産、市場區域、取引諸條件を統制せんとする行爲に係はることは、一切禁止せられてゐる。かかる職能はカルテルの仕事として保留されてゐる。¹⁶⁾ 併し一九三六年十一月十二日の命令によつて、カルテルは産

業團體の管理下に置かるるに至つた。この二つの型の團體即ちカルテルと産業團體との間に密接なる關係あることは言を俟たない。カルテルは自己或は其の各成員の利害によるよりも寧ろ賃銀、價格、外國貿易及び國家財政の分野に於ける廣範なる國家政策の要求によつて導かれて、今後愈々發展するであらう。過去に於いては、カルテルは、其の成員の利潤を増加せしむることを唯一の目的として商工業者によつて任意に組織せられたる團體¹⁷⁾に過ぎなかつたのである。

(16) National Industrial Conference Board, "Rationalization of German Industry," N.Y. 1931, especially Chapter I and Appendix A.

(17) 尤も石炭及び苛性加里のカルテルの如く、強制カルテルも少数はあつた。

一九三三年及び一九三四年に於いては、從來財界不況後の景氣回復期に於いて極めて屢々存したが如く、カルテルの數が激増し、それは特に當時に至る迄殆んどカルテル化せられてゐなかつた完成品工業及び卸賣商業にありて、顯著なるものがあつた。一九三三年に於いては七十六、一九三四年には約三十、一九三五年には約十

三、一九三六年には約十一のカルテルが形成せられた。一九三五年及び一九三六年に於ける減少は、之亦従前の経験と一致するところである。¹⁸⁾

(18) Institut für Konjunkturforschung, Weekly Report, March 11, 1936.

一九三三年七産業が政府によりてカルテルを形成すべく強制せられた。一九三四年には九つの強制カルテルが組織せられ、其の中には石鹼製造業、セメント、煙草及び水産業が含まれてゐる。一九三五年には六つの強制カルテルが形成せられ、其の中には低周波発電所、展鑄鐵業、彫刻業、タイル業が含まれてゐる。一九三六年には剃刀用双製造業者及び平面印刷業者がカルテル形成を強制せられた。他方人絹眞鍮管、鎖鑄造業カルテルは一九三三年に、煉瓦カルテルは一九三四年に、電力卸賣、紡績製品、腕時計及び中央暖房通風機工業のカルテルは一九三六年に解散を命ぜられた。

労働戦線内の商工業組織と今や、遍く自給原料及び半製品の全部又は完成品生産の少く共半數をば包含するカルテルとを通じて、¹⁹⁾ナチス政府は經濟の各面に對して完全なる統制を實施してゐる。政府の目的は、何等かの個人或は一團體の利

害を無視して、ナチス政黨の所謂一般の福祉と云ふ點から、國家經濟生活を指導せんとするに在る。

(19) Idem.

摘要及び結論

國家統制の擴大せられたるは、主として、食料及び原料の充分なる供給を得ることの困難、又再軍備計畫を賄ふの困難によつて、事態急迫を告げたるによるのである。若し萬一かかる經濟的危機が消滅したならば、又事實消滅したる場合には、かかる急迫の場合に處する爲めに導入せられた、この極めて激しい且つ包括的な統制組織を管理せんが爲め、從來政府によつて創造せられ、又尙ほ現に新たに創造せられつつあるこの巨大なる官僚機構を取除くことが可能なりや否や、これは疑問である。ナチスの經濟政策は、國家が私的事業家と競争してはならぬと云ふにある。

「即ち國家は唯國民經濟の指導に關係するのみである。換言すれば國家は唯國民及び國家の要求に最も適するが如くに經濟を管理し組織することに携はるに過ぎぬ。私的企業心は此の限界内で、全體經濟の福祉が考慮せらるる限りのあらゆる方法で、國家によつて促進せらるるのである。」²⁰⁾

(20) Institut für Konjunkturforschung, Supplement to the Weekly Report, March 11, 1936.

私的企業は、それが利潤を得んが爲めに實行せざるを得ない諸政策と、國家が自ら全體としての國民の利益の爲め企畫したる計畫にして、これが實施の妨害せられざるやう、遂行すべき事を決定した諸政策との間に矛盾なき限り、私的利益を追及して活動することを許される。

ナチス政黨は元來積極的に何等の經濟綱領をも有してゐない。ナチスが勢力を得るに至つたのは、唯現存する事態に對する激しき反抗によつたものである。ロバート・ライ博士の報告によれば、一九二七年に於いて、ナチスの専門家はヒトラーに經濟建設計畫を提示した。然るに之に對するヒトラーの返答は次の如くであつた。²¹⁾

「經濟綱領に賛同する等と云ふことは予にとつて恐らく最も馬鹿げたことであらう。我々は現在既に幾多の經濟綱領を持つてゐる。今更別の計畫を宣言する理由は毫もないではないか」と。

(21) Fritz Morstein Marx, "Government in the Third Reich", N.Y. 1936, p. 134. quoted from Robert Ley, "Deutsches Recht," Vol. V, p. 431.

ナチスの經濟政策は、國內に於ける全建設力を、再軍備の爲めに利用するの必要によつて左右せられて來た。經濟制度の機能の激しい攪亂は、ドイツの經濟力を必ず減殺したに相違ない。それ故國家は、それが繼承し來たつた制度を破壊して、其の廢墟の上に、新しき機構を建設することではなくて、再軍備計畫及び所謂「國民自由」と云ふ要求に、一國の國民經濟を適合せしめんが爲め、その強大なる政治權力を使用したのである。

労働の集團力は破壊された。團體契約及び同盟罷業をなすの権利は存在しない。現在の法律制度の下にありては、國家に對する以外同盟罷業は存しない。商

工業の諸團體は國家によつて統制せられてゐる。全ドイツ團體の總主腦者たる經濟指導者は、此等諸團體によつて選任せらるるのではなくて、ナチス經濟大臣によつて選任せらるるのである。諸團體はかかる指導者に勸告するの特權は之を有するも、其の命令の遵守を拒むことは出來ぬ。各個の企業家は自己の經營の指導者とされてゐる。その被備者は從屬者である。從屬者は指導者の命令の履行を拒むことは出來ない。併し、指導者の決定に對しては、唯労働管理官に抗告することが出來る。労働管理官は、労働上の紛争の解決の爲めの最初の法廷たると同時に、最後の據所である。即ち雇主も労働者も労働管理官の裁決に對しては、反抗することが出來ない。

雇主と労働者との間の鬭争は禁せられてゐる。國家は、雇主及び労働者の双方に對して、ドイツに於ける唯一の雇主は、全體としての（ドイツ國民自體なのであつて、私的利益は、それが國家の利益と一致しないならば、一切神聖視されないのだと告げるのである。國家は、企業所有者が社會的名譽に違反するの行動をなすなら

ば、彼を其の指導者たるの地位より放逐することが出來る。同じ理由で、國家は、被備者に對し其の占むる地位を奪ふことが出來る。國家は其の發展にして望ましからず、又資本が國民經濟の他の部門に於いて、より緊急に必要とせらるる場合には一定産業に投資するを禁ずることが出來る。國家は社外に支拂はるる利潤の量を決定し、餘剰として殘さるる量の使用を統制することが出來る。國家は種々の産業及び各企業の處分に委せらるる原料の量を決定する。結局の處、國家は、價格、賃銀、利子率を公定し、信用の量及び配分を決定するのである。

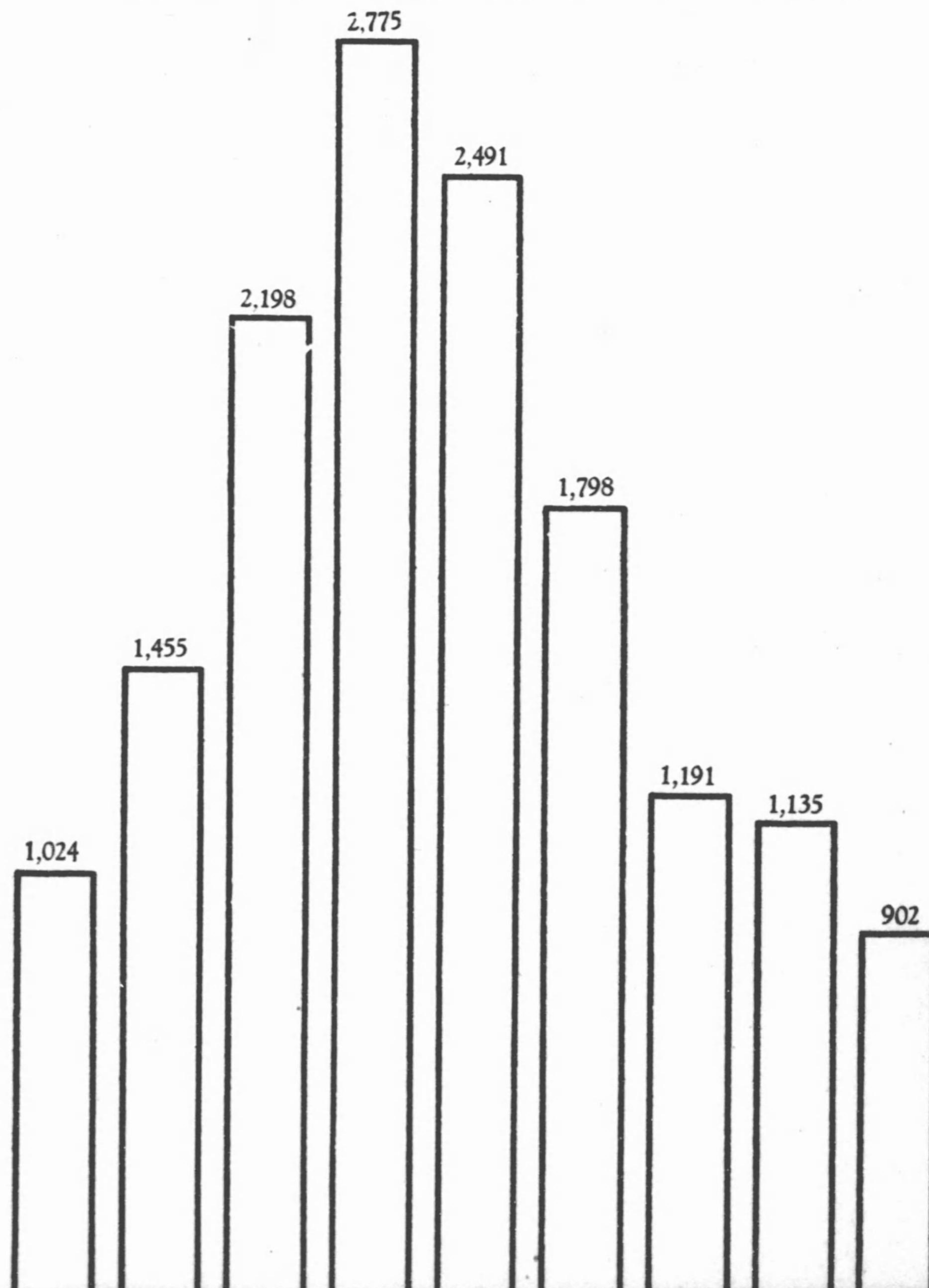
ナチス支配下の四ヶ年間に創設せられたる經濟制度及び社會制度は尙ほ試験的なるものである。それは獨善主義を満足せしむる爲めではなくて、切迫せる必要に適合せんが爲めに、日に日に變更されてゐる。ナチスはドイツの經濟組織及び社會組織に對する獨斷的な計畫によつて導かれてはゐない。ナチス労働法制は餘りにも廣範にして又餘りにも高尚遠大なる文言で充ち満ちてゐる。其の權力が政府以外のものには制限せらるることなき行政官の裁決を指導すべき細則、細

規は全く之を缺いでゐる。それ故に、理論上、私的企業の行動のより大なる自由が回復せらるるのは、及ぶ限り完全なる國家社會主義の確立せられたる曉である。今後ドイツが如何なる途を辿るか、は歴史が示すであらう。併し近き將來に關する限り何等かの激しい變革が起るとは思はれない。

第二章 ドイツ労働階級の經濟的地位

一九三三年から一九三六年に至るナチス制度の最初の四ヶ年計畫の主な任務は、失業を根絶し、労働者達の地位を改善する事にあつた。仕事とパン(Arbeit und Brot)と云ふ事が一九三三年一月の政權獲得に先立つ選舉運動に際してのナチスの主要なスローガンであつた。一九三三年の初には失業保險を擔當する労働事務所に登録されて居る失業者数は第一表に示す如く六百萬人以上に及んだ。その上に、就職の希望を全く失つて労働事務所へ職を求めに出頭しなくなつた「見へざる」失業者がおそらく百萬人はあつた。登録失業者の数は漸次減少し、一九三六年九月には百萬人を僅か出るに過ぎぬ様になり、同時に「見へざる」失業者も殆んど消滅して居つた¹⁾。この數のうち、約五十萬人は就業し得ざるものと推定されて居る。爾餘の失業は主として景氣の季節的變動並に作業の斷續的性質に起因するのであ

第一圖 保険扶助金及び緊急救済金受領者の數 (1928-1936年)
資料 Reichsarbeitsblatt 及び Statistisches Reichsamt (單位千人)

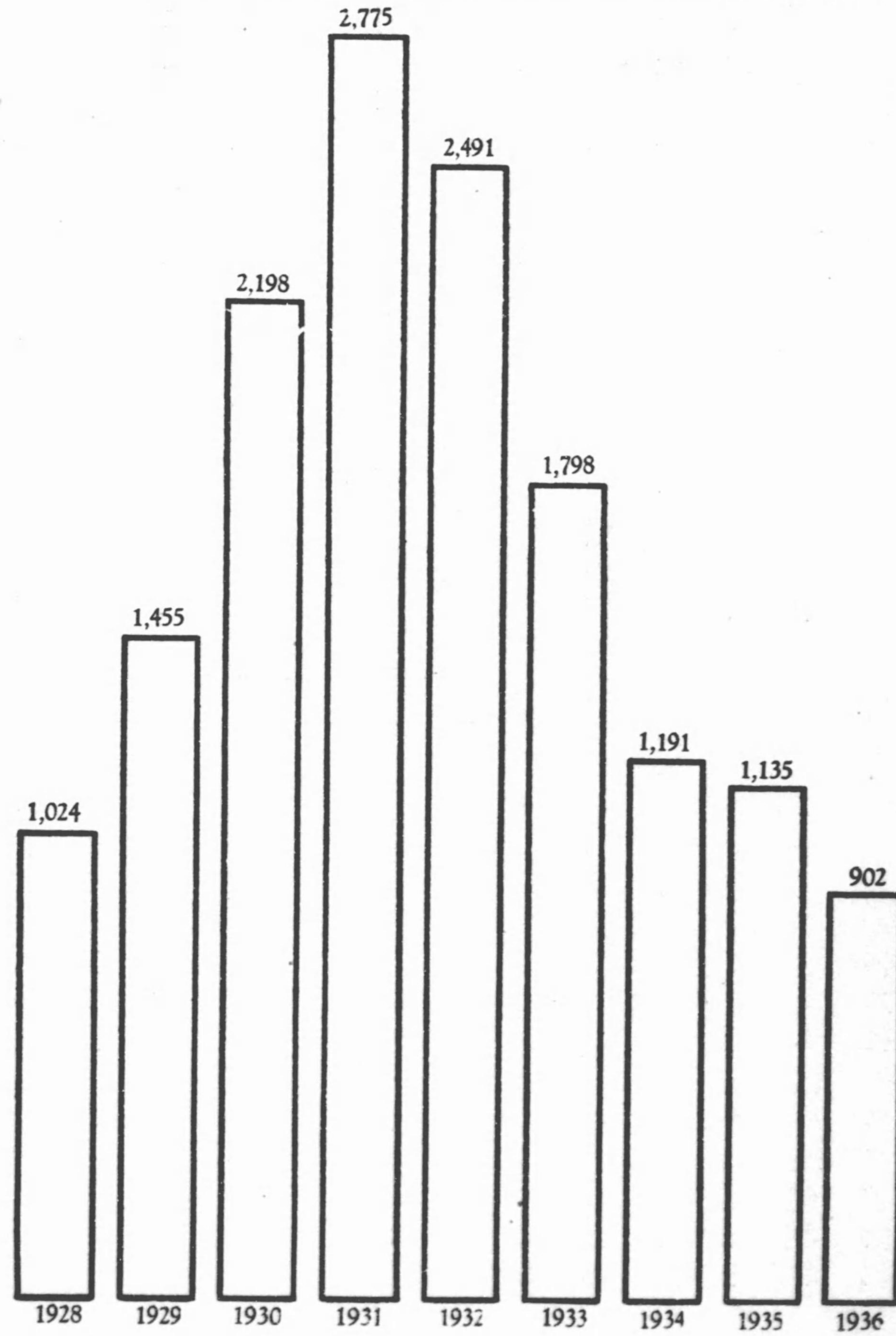


第一表 失業職工、保険扶助金及び緊急救済金
受領者の總數 (1928-1936年)

資料 Reichsarbeitsblatt 及び Statistisches Reichsamt

年 月	失業者總數	保険扶助金 受領者	緊急救済金 受領者
1928年 平均	1,433	889	135
1929	1,914	1,276	179
1930	3,140	1,789	409
1931	4,573	1,697	1,078
1932	5,580	1,054	1,437
1933年 1月	6,014	953	1,419
2月	6,001	942	1,513
3月	5,599	686	1,479
4月	5,331	530	1,409
5月	5,039	466	1,336
6月	4,857	416	1,310
7月	4,464	394	1,253
8月	4,124	360	1,170
9月	3,849	316	1,109
10月	3,745	317	1,072
11月	3,715	345	1,058
12月	4,059	554	1,175
年平均	4,733	523	1,275
1934年 1月	3,773	549	1,162
2月	3,373	419	1,083
3月	3,798	249	911
4月	3,609	219	841
5月	2,529	232	822
6月	2,481	265	814
7月	2,426	290	799
8月	2,398	310	783
9月	2,282	298	757
10月	2,268	328	736
11月	2,353	388	735
12月	2,605	535	765
年平均	2,658	340	851
1935年 1月	2,974	808	814
2月	2,764	719	821
3月	2,402	458	815
4月	2,233	336	788
5月	2,019	277	739
6月	1,877	251	716
7月	1,754	233	671
8月	1,706	232	648
9月	1,714	239	636
10月	1,829	306	645
11月	1,984	387	666
12月	2,508	660	749
年平均	2,147	409	726
1936年 1月	2,520	1,537 ⁽¹⁾	
2月	2,515	1,552	
3月	1,937	1,133	
4月	1,763	990	
5月	1,491	842	
6月	1,315	744	
7月	1,170	663	
8月	1,098	618	
9月	1,035	576	
10月	1,076	601	
11月	1,197	669	
12月	1,478	896	
年平均	1,550	902	

第一圖 保険扶助金及び緊急救済金受領者の数 (1928-1936年)
 資料 Reichsarbeitsblatt 及び Statistisches Reichsamt (単位千人)



資料 Reichsarbeitsblatt 及び Statistisches Reichsamt

年 月	失業者総数	保険扶助金受領者	緊急救済金受領者
1928年 平均	1,433	889	135
1929 平均	1,914	1,276	179
1930 平均	3,140	1,789	409
1931 平均	4,573	1,697	1,078
1932 平均	5,580	1,054	1,437
1933年 1月	6,014	953	1,419
2月	6,001	942	1,513
3月	5,599	686	1,479
4月	5,331	530	1,409
5月	5,039	466	1,336
6月	4,857	416	1,310
7月	4,464	394	1,253
8月	4,124	360	1,170
9月	3,849	316	1,109
10月	3,745	317	1,072
11月	3,715	345	1,058
12月	4,059	554	1,175
年平均	4,733	523	1,275
1934年 1月	3,773	549	1,162
2月	3,373	419	1,083
3月	3,798	249	911
4月	3,609	219	841
5月	2,529	232	822
6月	2,481	265	814
7月	2,426	290	799
8月	2,398	310	783
9月	2,282	298	757
10月	2,268	328	736
11月	2,353	388	735
12月	2,605	535	765
年平均	2,658	340	851
1935年 1月	2,974	808	814
2月	2,764	719	821
3月	2,402	458	815
4月	2,233	336	788
5月	2,019	277	739
6月	1,877	251	716
7月	1,754	233	671
8月	1,706	232	648
9月	1,714	239	636
10月	1,829	306	645
11月	1,984	387	666
12月	2,508	660	749
年平均	2,147	409	726
1936年 1月	2,520	1,537 ⁽¹⁾	
2月	2,515	1,552	
3月	1,937	1,133	
4月	1,763	990	
5月	1,491	842	
6月	1,315	744	
7月	1,170	663	
8月	1,098	618	
9月	1,035	576	
10月	1,076	601	
11月	1,197	669	
12月	1,478	896	
年平均	1,550	902	

1. 1936年の数字は失業保険聯邦事務局の資金から救済されて居る人の総数を示す。

つた。一九三七年一月に失業が百八十五萬三千人に増加した事は氣候寒冷の影響を受けて、或る種の産業の活動に生じた通常の季節的減退に基くのであつた。三月には失業者数は百二十四萬五千人に減少して居つた。

(1) Dr. Friedrich Syrup, "Deutschlands Weg im Kampf gegen die Arbeitslosigkeit," Der Wirtschafts-Ring, Berlin, January 5, 1937, p. 9.

所謂追加労働者(Zusätzliche Arbeiter)即ち労働救済計畫に依つて雇傭されて居る労働者は一九三四年の平均數五十六萬人から約十萬人に減少した。従つて實際上現在では労働年齢に到達したドイツ人は何れも正規の仕事に就き得るのである。此の任務は一部分は役に立つ多數の労働者を軍隊及び強制労働に收容した事と公共土木事業と再軍備とに就いての政府支出に依つて遂行された。軍備を除いても仕事を創設する爲めの政府支出は莫大なものであつた。住宅の建築と土地の改良、國內水路の擴張と改良、港灣の改良、國家並に各種のナチス黨の組織の爲めの建造物の新築、自動車専用道路の建設、並に國有鐵道と郵便局に依つて行はれ

た建物及び設備の復興と擴張に關する政府の計畫には、一九三二年から一九三七年に至る間に國家に依る約四十億ライヒスマルクの支出が含まれて居つた。事情に精通した方面からの情報に依れば、軍備の支出は軍事施設の建設並に陸海空の三軍の維持をも含めて同一期間に約百八十億ライヒスマルクに達したと云はれる。²⁾

(2) 第六章参照

各種の建設計畫に對する政府の支出の重要さは次の事實に反映して居る。即ち一九三三年の中頃から一九三六年の中頃に至る雇傭増加の合計の三分ノ一は第二表に示す如く建築業に生じたのであつた。此の期間に建築業の雇傭數は十六萬六千人から二百五萬七千人、即ち二〇八九%に及んだ。鐵及び鋼工業、機械工業及び自動車工業の雇傭の増加は一部分は政府の再軍備計畫に基くのと、又一部分は建設産業の復興に基くのである。機械及び被服工業に於ける雇傭の比較的増加せざるは一面には原料の不足せるのと、又他の反面に於いては此等の産業の雇傭の減退が生産者財の諸産業に於けるよりも少なかつたといふ事に基く。

第二表 1933年及び1936年の中頃に於ける
産業及び手工業の雇傭⁽¹⁾

資料 Institut für Konjunkturforschung

産業及び手工業	單位千人		増加數		増加總數 中分擔の 百分率
	1933年	1936年	單位千人	百分率	
鑛山業	420	485	65	15.5	2.1
建築材料産業	214	331	117	54.7	3.7
陶磁器製造業	69	93	24	34.8	0.8
ガラス工業	48	63	15	31.3	0.5
鐵及び金屬生産業	244	447	203	83.2	6.4
鐵及び鋼製品業	261	377	116	44.4	3.7
非鐵金屬品	89	136	47	52.8	1.5
機械工業	311	641	330	106.1	10.5
自動車並に造船業	148	321	173	116.9	5.5
電氣工学産業	169	290	121	71.6	3.8
眼鏡及び精密機	60	106	46	76.7	1.5
化學工業	178	238	60	33.7	1.9
織物工業	694	798	104	15.0	3.3
製紙業	79	93	14	17.7	0.4
紙加工業	73	92	19	26.0	0.6
多岐管製造業	188	207	19	10.1	0.6
皮革及びリノリウム工業	69	89	20	29.0	0.6
ゴム及び石綿工業	39	46	7	17.9	0.2
木材加工	67	104	37	55.2	1.2
木材製造業	252	331	79	31.3	2.5
樂器及び玩具	19	33	14	73.7	0.4
食料品	506	535	29	5.7	0.9
煙草、飲料品其他	218	248	30	13.8	0.9
被服	401	454	53	13.2	1.7
建築業及び類似の産業	666	2,057	1,391	208.9	44.2
水道、瓦斯、電氣	98	116	18	18.4	0.6
クリーニング	138	146	8	5.8	0.3
臨時の職工	155	105	- 10	- 8.7	- 0.3
	5,833	8,982	3,149	54.0	100.0

1. 病氣の職工をも含む

一九三七年の年初に達した高い水準の雇傭を支持するといふ問題は、本來から云へば國家の財政並に若しも再軍備の多大の支出が終焉を告げた後に於いても民間の産業が尙ほその活況の高い水準を維持し得るか否かの問題である。國家がその支出を減じ、且つ個人の住宅の建築に對する現在の制限を撤廢すれば、直ぐにも建築業の著しい復活を見るであらうといふ意見が廣く行はれて居る。

(3) 第六章参照

時間給及び週給賃銀——名目的及び實際的賃銀

一九三三年以來のナチス制度の基本的諸政策の一つは時間給賃銀率の増加の防止並にそれと同時に生活費の騰貴を避けることであつた。この政策の最初の部分は政府が雇ひ主と被傭者との關係に就いて行つた完全な政治上の統制に依り達成された。次ぎの部分は、ドイツの國民經濟に及ぼす國際的な力の影響を制御し難い爲めと農産物價格を増加せんとする政府の希望との爲めに一層難かし

第三表 貨幣賃銀及び賃

年度	貨幣賃銀									
	總ての 産業の 賃銀 指數 1913=100	總 收 入								
		鐵及び 鋼工業	金 屬 工作業	化 學 工業	工 事 大 工	建築業	印刷業	織物業	製靴業	醸造業
一時間當り賃銀(ペニヒ)										
1913-14	100.0	53	54	50	54	55	62	36	41	57
1927	177.8	69
1928	193.2	100	96	97	110
1929	203.7	114	136	..	84	..
1930	207.1	77	..	117
1931	196.5	91	93	94	107
1932	166.4	112	..	68	..
1933	161.4	62
1934	161.2	81	72
1935中頃	161.2	..	83.8	80.5	70.3	69.8	103.8	54.8	61.6	101.6
年末	161.2	86.5	83.8	82.5	70.4	72.4	106.5	54.8	62.4	101.2
1936 中頃	161.2	..	85.7	81.8	70.5	70.1	106.7	55.6	63.4	100.8
週 給 賃 銀 (マルク)										
1913-14	100.0	34	31	29	30	..	35	21	23	33
1927	35
1928	167.9	52	44	50	49
1929	177.4	69	..	36	..
1930	173.3	33	..	56
1931	158.0	38	37	41	42
1932	130.5	52	..	28	..
1933	131.4	27
1934	135.9	35	31
1935中頃	134.3	..	40.51	35.82	33.29	..	48.29	22.40	25.21	42.15
年末	138.1	44.20	41.15	36.92	33.49	..	50.55	22.09	25.07	42.32
1936 中頃	138.0	..	42.25	37.77	34.32	..	50.48	23.13	27.10	44.73

第二章 ドイツ労働階級の経済的地位

際賃銀の發展(1913年以降)

資料 Statistisches Reichsamt

1913年の購買力での實際賃銀										
總ての 産業の 賃銀 指數 1913=100	總 收 入									
	鐵及び 鋼工業	金 屬 工作業	化 學 工業	工 事 大 工	建築業	印刷業	織物業	製靴業	醸造業	
一時間當り賃銀(ペニヒ)										
100.0	53	54	50	54	55	62	36	41	57	
120.2	47	
127.4	65	63	64	73	
132.3	73.9	89	..	54	..	
139.8	52	..	78	
144.4	68	70	68	77	
138.0	93	..	56	..	
136.8	52	
133.1	67	60	
131.1	..	67.3	64.7	57.0	56.6	84.9	44.1	50.4	83.1	
130.6	70.4	67.9	66.9	57.1	58.7	86.3	44.3	50.6	82.0	
129.5	..	68.8	65.7	56.6	56.3	85.7	44.7	50.9	81.0	
週 給 賃 銀 (マルク)										
100.0	34	31	29	30	..	35	21	23	33	
..	24	
110.7	34	29	33	33	
115.2	45	..	23	..	
117.0	22	..	37	
116.1	28	28	30	30	
108.2	43	..	23	..	
111.4	23	
112.2	29	26	
109.2	..	32.54	28.77	26.98	..	39.38	18.02	20.63	34.46	
111.9	35.96	33.35	29.92	27.14	..	40.96	17.90	20.32	34.29	
110.8	..	33.94	30.34	27.57	..	40.55	18.58	21.77	35.93	

第二章 ドイツ労働階級の経済的地位

かつた。

第三表は一九一三—一四年並に一九二七年から一九三六年の中頃に至る名目上及び實際上の時間給及び週給の賃銀を示して居る。第四表は一九二八年から一九三六年に至る主なる産業に於ける名目上の賃銀率を示して居る。一九一三—一四年を一〇〇とし、それに基くと工業労働者の名目上の時間給賃銀は平均して一九三〇年には二〇七・一また一九三二年には一六六・四であつた。それが更に低落して一九三三年には一六一・四に、また一九三四年には一六一・二となり、その點からは變化なく一九三六年の中頃に至つた。労働一時間當りの購買力は一九一三—一四年の一〇〇から一九三一年には戦後の最高たる一四四・四に昇つた。その時以來漸次下降して一九三六年の中頃には遂に一二九・五になつた。

名目上の週給賃銀は低落して一九三二年には一三〇・五といふ低い點に達したが、これは賃率の低下と一九二九年に労働時間が一週四六から四一・五に減少した爲めである。一九三二年以來名目上の週給賃銀指數は労働時間の増加の爲め可

成り着々と増して來た。一九三六年の中頃には、その指數は一三八・〇を示し、また一週の平均労働時間は四五・九であつた。一九三六年の中頃に於ける週給賃銀の購買力は一九二八年の平均よりも高く、また一九三〇年に達した戦後の最高點より僅か低いだけであつた。

併し乍ら、此の結論は若干の條件附である。と云ふのは先づ第一に、労働者は諸税と社會保險の分擔とに、その總所得中から一九二八年及び一九三〇年に支拂つたよりも多くの割前を支拂ふのである。此の問題は總所得と純所得との検討に關聯して論及されて居る。⁴⁾ 第二には労働者の購入する品物の質が若干粗惡になつた。第三には官廳の生活費指數は一九三二年以來生じた増加を充分に反映して居ない。それ故に平均してドイツの労働者の生活程度は若干低下して來た。賃銀率の伸縮性のない事は價格水準の安定を伴はなかつたし、それと同時に政府の經濟計畫は外國爲替の重大問題を惹起し、國內の農場價格の増加を來し、また或種の食料品及び原料品の輸入の大減少を止むなからしめた。併し生活程度の

第四表 産業及び作業別の男女職工の一時間當りの賃銀率(續)

産 業	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
高級陶磁器製造業									
熟練工	82.3	82.3	87.4	82.1	70.9	70.9	70.9	70.9	70.9
男女工	50.0	50.0	54.0	50.4	43.4	43.4	43.4	43.4	43.4
不熟練工	68.1	68.1	72.5	68.2	58.9	58.9	58.9	58.9	58.9
男女工	42.2	42.2	44.5	42.0	36.1	36.1	36.1	36.1	36.1
木 材 業									
熟練工	111.2	94.1	..	79.4	79.3	79.3
不熟練工	91.3	75.8	..	62.0	62.1	62.0
織 物 業									
紡績工及び織工	71.5	74.6	76.0	71.8	65.4	63.9	63.6	63.6	63.6
男女工	54.7	57.5	58.7	55.6	51.4	50.2	50.0	50.0	50.0
不熟練工	59.7	62.1	63.5	60.2	54.7	53.4	53.1	53.1	53.1
男女工	44.3	46.5	47.4	45.0	40.6	39.8	39.5	39.5	39.5
被服製造業									
熟練工	92.4	96.1	96.2	94.3	83.5	74.1	74.1	73.8	73.8
男女工	56.7	58.2	59.9	59.0	51.5	48.6	48.6	48.6	48.6
製靴業									
製靴工	90.1	90.1	98.3	93.2	79.2	79.2	79.2	79.2	79.2
男女工	68.2	68.2	74.4	70.5	59.9	59.9	59.9	59.9	59.9
釀 造 業									
釀造工	113.1	119.9	123.5	124.1	106.5	105.4	105.2	105.2	105.2
不熟練工	100.1	105.9	109.4	109.9	94.3	93.3	93.2	93.2	93.2
男女工	62.8	67.0	69.4	70.2	60.2	59.6	59.5	59.5	59.5
パ ン 製 造 業									
熟練工	92.1	96.9	101.0	96.0	83.2	80.2	80.2	80.0	80.0
不熟練工	78.8	82.7	86.2	81.9	71.2	68.5	68.5	68.3	68.3
男女工	52.7	55.5	57.8	54.9	47.4	46.0	46.0	45.9	45.9
鐵 道 業									
熟練工	92.2	96.3	96.3	90.4	78.3	78.3	78.3	78.7	78.7
不熟練工	76.2	80.0	80.0	75.5	65.3	65.3	65.3	67.5	67.5
男女工	73.8	77.6	77.6	74.2	63.7	63.7	63.7	64.4	64.4
郵 便 局 者									
熟練者	86.2	89.9	89.9	89.9	73.0	73.0	73.0	73.4	73.4
不熟練者	74.0	77.5	77.5	77.5	64.1	64.1	64.1	66.9	66.9
男女工	72.0	75.6	75.6	75.6	62.8	62.8	62.8	62.8	62.8

第四表 産業及び作業別の男女職工の一時間當りの賃銀率

(1928年4月1日—1936年4月1日)

資料 Statistisches Reichamt (單位 ペニヒ)

産 業	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
總ての産業 (1)									
男 工									
熟練工	95.9	101.1	102.8	97.4	81.6	78.5	78.3	78.3	78.3
半熟練工	77.5	81.8	83.3	79.3	68.8	68.2	68.2	68.3	68.3
手傳人	75.2	79.4	80.7	76.6	64.4	62.3	62.2	62.2	62.2
女 工									
熟練工及半熟練工	60.3	63.4	64.6	61.5	53.1	51.7	51.6	51.6	51.6
手傳人	49.8	52.7	53.6	51.0	43.9	43.4	43.4	43.4	43.4
炭 礦 業									
炭礦夫	110.2	121.5	123.9	113.9	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5
不熟練工	68.8	76.4	78.0	71.5	60.0	59.9	59.9	59.9	59.9
金 屬 工 作 業									
熟練工	86.5	93.4	95.4	90.9	78.5	77.9	77.9	78.0	78.0
半熟練工	77.4	84.9	87.1	82.5	71.3	71.0	71.0	71.1	71.1
手傳人	70.2	74.7	76.5	72.8	62.3	61.8	61.8	61.9	61.9
男女工	50.8	54.3	56.0	52.8	45.3	45.0	45.0	45.1	45.1
化 學 工 業									
職事務人員	97.9	102.3	107.5	106.5	87.4	87.1	87.1	87.1	87.1
事務女工	78.7	82.2	86.4	85.3	70.3	70.1	70.1	70.1	70.1
女工	52.5	55.2	57.9	56.9	47.1	46.9	46.9	46.9	46.9
建 築 業									
煉瓦工	111.9	119.5	125.2	118.8	102.9	81.5	81.1	81.1	81.2
能家の手傳人及び地下職工	87.3	94.0	98.5	92.7	80.4	65.2	64.8	64.9	65.0
製 紙 業									
製紙機械工	..	93.9	98.4	91.5	78.4	75.9	75.9	75.9	75.9
不熟練工	67.5	69.9	73.2	68.8	58.8	57.4	57.4	57.4	57.4
女工	45.9	47.2	49.6	46.4	39.7	38.6	38.6	38.9	38.6
紙 器 工 業									
熟練工	102.9	110.5	115.5	108.2	92.9	92.9	92.9	92.9	92.9
男女工	61.0	64.9	68.0	63.7	54.5	52.7	52.7	52.7	52.7
不熟練工	78.0	82.2	86.7	80.8	69.0	69.0	69.0	69.0	69.0
男女工	49.8	51.5	54.7	50.8	43.0	43.0	43.0	43.0	43.0
印 刷 業									
植字工	112.5	117.3	117.3	110.3	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1
不熟練工	98.5	103.3	103.3	96.7	84.8	79.7	79.7	79.7	79.7
婦人手傳人	61.4	64.2	64.2	60.4	52.8	48.8	48.8	48.8	48.8

1. 十七産業に於ける最高給労働者に対する時間給

低下は誇大に説かれてはならない。全體として労働人口の地位は改善されて来た。此の事は労働所得の合計と基本的物資の消費との數字に依つて示されて居る。

(4) 六八一七二頁参照

労働所得の總額

ドイツの労働所得の總計では總所得と純所得との數字が別に示されて居る。總所得は労働に對して行はれた支拂總額を示し、純所得は慾望充足の爲め労働者達の利用し得る額を示す。兩者の差額は労働者の賃銀所得から社會保險負擔、労働戦線⁵⁾と冬季救済の出捐及び諸税を控除した金額である。第五表は一九二五年から一九三六年に至る間の賃銀收得者と俸給取得の使用人との數、總所得、諸税、社會保險及びその他の負擔、並に純所得を示す。

(5) 三一—四六頁参照

雇傭されて居る賃銀收得者、俸給取得の使用人並に政府の使用人の數は一九二九年の二千二十萬人から一九三二年には一千四百七十萬人に、即ち二七・二%の減退を來した。同一期間に總所得は四百三十億ライヒスマルクから二百五十七億ライヒスマルクに減少し、また諸税並に社會保險の負擔を控除した純所得は三百八十五億から二百二十五億ライヒスマルクへ、即ち四一・六%の減少を來した。一人當りの總所得は二千百三十一ライヒスマルクから千七百四十九ライヒスマルクへ即ち一七・九%の減少を來し、又一人當りの純所得は千九百六十四ライヒスマルクから千五百三十三ライヒスマルクへ、即ち一九・六%の減少を見た。

一九三二年から一九三五年に至る間に、雇傭數は一千四百七十萬人から一千八百五十萬人に、即ち二五・九%増加し、總所得は三百二十二億ライヒスマルク、即ち二五・三%増加し、また純所得は二百八十一億ライヒスマルク、即ち二四・九%の増加を生じた。一人當りの總所得は實際上依然として同じ千七百四十二ライヒスマルクであるが、一人當りの純所得は少しく減少して千五百二十一ライヒスマルクになつた。

第五表 賃銀及び俸給

年 度	賃銀取得者及び俸給取得の使用者総数 (単位百萬人)	勞 働 所 得				諸 税 及 び 社 會 保				
		現在の購買力に於ける		1928年の購買力に於ける		所得税	人頭税	社 會 保 險 費	勞働者(3)及び冬期救済費	合 計
		十 億 マルク	一人當りのマルク(2)	十 億 マルク	一人當りのマルク(2)					
1925	20.5	33.7	1646	36.1	1761	1480	1476	164	3120
1926	19.4	34.8	1795	37.2	1915	1142	1836	167	3145
1927	20.3	38.9	1915	39.9	1966	1344	2244	207	3795
1928	20.4	42.6	2089	42.6	2089	1497	2636	251	4384
1929	20.2	43.0	2131	42.4	2099	1476	2778	283	4537
1930	18.6	39.9	2143	40.8	2193	1407	1	2676	263	4347
1931	16.4	33.4	2035	37.2	2269	1246	40	2362	208	3856
1932	14.7	25.7	1749	32.3	2200	1080	117	1823	150	3170
1933	15.5	26.0	1675	33.4	2153	1240	163	1765	200	3368
1934	17.5	29.3	1672	36.7	2095	1161	161	2030	320	3672
1935 (1)	18.5	32.2	1742	39.7	2148	1342	190	2163	400	4095

1. ザールを含む
2. 被備者一人當りのマルク (RM)
3. 1933年までは此の項目は大体労働組合の収入に相當した

取得した。それに相應する一九三五年の數字は五四・三%、二八・三%及び一七・四%である。賃銀取得者の平均所得は政府の使用人及び事務員のそれよりも低いので、一人當りの所得の數字は一九三二年から一九三五年に至つて低下を示して居る。

個々の労働者の見地よりも全體としての國

に 依 る 總 所 得 (1925—1935年)

資料 Statistisches Reichsamt

勞 働 所 得 比 率	被備者一人當りのマルク	諸税及び社會保險費を除いた所得				生 活 費 指 數 1928年=100	被 備 者 總 數 の 比 率	
		現在の購買力に於ける		1928年の購買力に於ける			賃 銀 收 得 者	俸 給 取 得 の 使 用 人
		十 億 マ ル ク	一人當りのマルク(2)	十 億 マ ル ク	一人當りのマルク(2)			
9.2	152	30.6	1494	32.8	1598	93.5	
9.0	162	31.7	1632	33.8	1742	93.7	
9.8	187	35.1	1728	36.0	1774	97.4	
10.3	215	38.2	1874	38.2	1874	100.0	
10.5	225	38.5	1906	37.9	1878	101.5	56.5	
10.9	234	35.5	1909	36.3	1954	97.7	53.9	
11.6	235	29.5	1800	32.9	2006	89.7	51.1	
12.3	216	22.5	1533	28.4	1928	79.5	47.0	
13.0	217	22.6	1458	29.0	1873	77.8	48.9	
12.5	210	25.6	1462	32.1	1832	79.8	52.7	
12.7	221	28.1	1521	34.7	1875	81.1	54.3	

一人當りの所得が、所得總額の増加に比例して増加し得ないのは、主として一九三二年以來作業力の増加が事務員或は政府の使用人よりも寧ろ主に賃銀取得者に行はれたといふ事實に基くのである。一九三二年には賃銀取得者が所得總額の四七%、事務員が三〇・五%また政府の使用人が二二・五%

民所得のそれから見て、重要な事實は労働の購買力の総額の増加といふことである。一九三二年から一九三五年に至る純労働所得の増加は五十六億ライヒスマルクであつた。その同一期間に國家の社會的支出は約十五億ライヒスマルク減少したが、この事は労働所得が正味四十一億ライヒスマルク増加した事を示して居る。この購買力の追加は第六表に示された小賣取引の賣上額の増加と基本的物資の消費の増大とに反映して居る。

所得別に依る労働所得の分配

一九三五年には労働所得総額の約四二％は月に百五十六ライヒスマルク以上取る賃銀取得者に依つて取得された。此等の人々は全所得受領者の二三％に相當した。一九二九年には、此の所得グループの労働者は所得総額の六三％を取得し、また全労働者の三七八％を示した。一九三五年に於ける全所得受領者の五五％並に一九二九年の四五三％とは第七表の示す如く月に一〇四ライヒスマルク以下を

第六表 小賣取引及び消費高 (1925—1936年)

資料 Statistisches Reichsamt

年 度	小 賣 取 引						
	價 格				數 量 (1)		
	總 額	食料品	織 物	住 宅	食料品	織 物	住 宅
	1928=100						
1925	81.4	81.1	96.6	74.2	83.4
1926	84.6	85.9	88.0	76.7	90.3
1927	93.5	94.1	96.0	88.7	94.1
1928	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1929	100.4	104.3	97.2	103.9	102.5	95.9	103.0
1930	91.8	96.5	87.8	90.2	101.4	91.3	91.3
1931	79.4	84.8	74.1	81.5	99.1	94.4	91.4
1932	62.6	70.8	57.7	57.0	93.8	90.3	74.8
1933	59.7	67.3	56.4	54.9	90.8	92.6	76.1
1934	66.2	71.0	65.8	71.6	91.8	101.7	96.6
1935	69.2	76.7	65.7	70.0	97.5	93.6	92.6
1935							
第1四半期	60.2	69.5	55.6	58.6	89.2	80.1	77.6
第2四半期	67.4	72.4	68.2	66.5	92.3	97.2	88.0
第3四半期	64.8	73.9	55.7	71.9	92.4	79.2	95.1
第4四半期	84.4	91.1	83.2	82.9	116.1	117.7	109.8
1936							
第1四半期	66.3	75.1	61.7	70.5	94.0	87.1	93.3
第2四半期	73.8	78.7	72.8	80.6	98.3	102.4	106.6

年 度	人 口 一 人 に 付 て の 消 費 高									
	肉類 キログラム	海魚 キログラム	バター キログラム	人 造 バター キログラム	鶏卵 個 数	ライ麦及 び小麦粉 キログラム	砂糖 キログラム	南國の 果 實 キログラム	ビール キログラム	煙草 キログラム
1925	44.9	7.8	...	6.1	108	107	20.2	6.0	74.1	1.9
1926	45.4	8.1	...	6.4	110	108	21.0	6.2	76.9	1.9
1927	50.0	8.2	...	6.5	124	110	22.6	6.6	79.1	1.9
1928	52.8	8.5	7.1	6.8	135	110	23.3	7.8	87.4	2.0
1929	51.6	9.2	7.6	7.0	137	106	23.4	7.8	88.6	2.0
1930	50.4	9.3	7.7	6.7	141	101	24.3	9.9	80.1	1.8
1931	51.1	9.1	7.4	7.1	134	99	21.0	8.6	60.9	1.7
1932	48.9	8.5	7.1	7.8	134	98	20.2	8.0	51.7	1.6
1933	49.1	8.8	7.4	6.2	119	101	19.9	8.6	50.7	1.7
1934	54.5	8.7	7.4	5.8	118	102	21.4	8.9	56.0	1.8
1935	52.3	9.9	7.5	6.0	112	102	21.7	7.9	57.9	1.8
1936 (2)	50.8	12.2	7.6	6.6	112	112	22.6	10.1	61.2	...

1. 價格の變動を整理したる數量指數
2. 一部概算

第七表 賃銀及び俸給の所得高別に依る月収 (1929—1935年)

資料 Statistisches Reichsamt

年度	賃銀取得者に支給された月収 (単位百萬マルク)							合計に対する比率						
	52 マルク 迄	52— 78 マルク	78— 104 マルク	104— 130 マルク	130— 156 マルク	156 マルク 以上	合計	52 マルク 迄	52— 78 マルク	78— 104 マルク	104— 130 マルク	130— 156 マルク	156 マルク 以上	合計
1929	984	1,897	2,093	1,836	2,046	15,081	23,937	4.1	7.9	8.7	7.7	8.5	63.0	100.0
1930	894	1,752	2,093	1,719	1,785	13,004	21,246	4.2	8.2	9.9	8.1	8.4	61.2	100.0
1931	853	1,670	2,024	1,602	1,597	8,914	16,661	5.1	10.0	12.2	9.6	9.6	53.5	100.0
1932	955	1,772	1,773	1,503	1,537	4,338	11,878	8.1	14.9	14.9	12.7	12.9	36.5	100.0
1933	1,280	1,773	1,757	1,652	1,750	4,176	12,388	10.3	14.3	14.2	13.4	14.1	33.7	100.0
1934	1,430	1,722	2,006	2,065	2,258	5,440	14,920	9.6	11.5	13.5	13.8	15.1	36.5	100.0
1935	1,471	1,652	1,975	2,147	2,484	6,990	16,719	8.8	9.9	11.8	12.8	14.9	41.8	100.0

年度	賃銀取得者の数 (単位百萬人)							合計に対する比率						
	52 マルク 迄	52— 78 マルク	78— 104 マルク	104— 130 マルク	130— 156 マルク	156 マルク 以上	合計	52 マルク 迄	52— 78 マルク	78— 104 マルク	104— 130 マルク	130— 156 マルク	156 マルク 以上	合計
1929	2.33	2.43	1.92	1.31	1.19	5.58	14.76	15.8	16.5	13.0	8.9	8.1	37.8	100.0
1930	2.11	2.25	1.92	1.22	1.04	4.83	13.36	15.8	16.8	14.3	9.2	7.8	36.1	100.0
1931	1.99	2.15	1.85	1.14	0.92	3.49	11.55	17.2	18.7	16.0	9.9	8.0	30.2	100.0
1932	2.21	2.27	1.62	1.07	0.90	1.91	9.99	22.2	22.7	16.3	10.7	9.0	19.1	100.0
1933	2.93	2.27	1.61	1.18	1.02	1.88	10.89	26.9	20.9	14.8	10.8	9.3	17.3	100.0
1934	3.27	2.21	1.84	1.47	1.32	2.47	12.57	26.0	17.6	14.6	11.7	10.5	19.6	100.0
1935	3.40	2.13	1.82	1.54	1.47	3.14	13.50	25.2	15.8	13.5	11.4	10.9	23.3	100.0

年度	俸給取得者に支給された月収 (単位百萬マルク)							合計に対する比率						
	100 マルク 迄	100— 200 マルク	200— 300 マルク	300— 400 マルク	400— 500 マルク	500 マルク 以上	合計	100 マルク 迄	100— 200 マルク	200— 300 マルク	300— 400 マルク	400— 500 マルク	500 マルク 以上	合計
1929	570	1,714	1,780	1,510	1,066	1,186	7,826	7.3	21.9	22.7	19.3	13.6	15.2	100.0
1930	593	1,691	1,775	1,513	1,058	1,307	7,937	7.5	21.3	22.4	19.1	13.3	16.4	100.0
1931	606	1,583	1,609	1,296	889	1,097	7,080	8.6	22.4	22.7	18.2	12.6	15.5	100.0
1932	658	1,546	1,375	968	612	711	5,869	11.2	26.3	23.4	16.5	10.4	12.2	100.0
1933	773	1,579	1,323	898	565	685	5,822	13.3	27.1	22.7	15.4	9.7	11.8	100.0
1934	772	1,757	1,481	987	618	772	6,387	12.1	27.5	23.2	15.5	9.7	12.0	100.0
1935	723	1,901	1,703	1,152	731	970	7,180	10.1	26.5	23.7	16.0	10.2	13.5	100.0

年度	俸給取得者の数 (単位千人)							合計に対する比率						
	100 マルク 迄	100— 200 マルク	200— 300 マルク	300— 400 マルク	400— 500 マルク	500 マルク 以上	合計	100 マルク 迄	100— 200 マルク	200— 300 マルク	300— 400 マルク	400— 500 マルク	500 マルク 以上	合計
1929	892	953	593	359	198	162	3,157	28.5	30.2	18.8	11.4	6.3	5.1	100.0
1930	913	939	592	360	196	178	3,178	28.7	29.6	18.6	11.3	6.2	5.6	100.0
1931	892	879	537	308	164	149	2,929	30.4	30.0	18.3	10.6	5.6	5.1	100.0
1932	933	858	458	231	113	98	2,690	34.7	31.9	17.0	8.6	4.2	3.6	100.0
1933	1,056	877	441	214	105	93	2,786	37.9	31.5	15.8	7.7	3.8	3.3	100.0
1934	1,045	976	493	235	114	106	2,970	35.2	32.9	16.6	7.9	3.9	3.3	100.0
1935	1,011	1,063	572	277	136	134	3,193	31.7	33.3	17.9	8.7	4.3	4.2	100.0

取得した。平均賃銀所得は一九二九年には一三五ライヒスマルク、また一九三五年には一〇四ライヒスマルクであつた。

俸給取得の使用人の平均所得は賃銀取得者のそれよりも可成り高い。それは一九二九年には二〇七ライヒスマルク、また一九三五年には一八九ライヒスマルクであつた。一九二九年には全俸給取得の使用人の五八%が月に二〇〇ライヒスマルク以下を得て居つたが、それが一九三五年には六四九%になつた。此の所得グループの人々は一九二九年には所得総額の二九・二%を、また一九三五年には三六・六%を取得した。一九二九年には俸給取得の使用人の五・一%と一九三五年の四・二%とが五〇〇ライヒスマルク以上の月額所得を得るに過ぎなかつた。

労働人口の大半に依つて取得される月額一〇四ライヒスマルクの所得は労働者とその家族の生活をやつと支へるに過ぎない。併し乍ら低所得グループの労働者の可成りの部分はその生活を全然賃銀にのみ頼るのではない。彼等は特に農業或は商賣に依つて所得の追加を受ける。その上多くの場合に於いて、家庭には一

人以上の働き手が居る。併し此等の二要素があるにも拘らず、被傭者の少なからざる部分の者は相當な生活を維持するには不足な額を受けつゝあることは疑ひない事實である。此の事實は雇傭が殆んど飽和點に達したにも拘らず、尙ほ多額の政府の匡救的支出の行はれて居ることを説明するのである。これ等の支出は一九三二—三三年には三十一億五千萬ライヒスマルクに達したが、一九三五—三六年には十六億三千万ライヒスマルクである。最低額支給の賃銀グループの労働者は國家から主として石炭、牛乳、被服及び爾餘の缺く可からざる消費物資の形で所得の追加を受ける。

職業の分布と労働人口の増大

一九三三年の國勢調査に據れば、第八表に示す如く六千五百二十一萬八千の總人口中、有給の業務に携はつて居る者は三千二百二十九萬六千人であつた。一八八二年から一九三三年に至る五十年間に人口は六三・七%増加し、また有給の就業

第八表 労働人口 (1882—1933年)

資料 Statistisches Reichsamt

職業	1882	1895	1905	1925	1933	1882年に比較して 1933年の増加数	
	單位 千人					單位 千人	比率
賃銀收得者	8,344	9,804	11,874	14,709	14,950	6,606	79.2
傭給取得使用人	1,183	2,115	3,311	5,442	5,513	4,330	366.0
家庭の召使	1,351	1,428	1,449	1,326	1,218	-133	-9.9
合計	10,878	13,347	16,634	21,477	21,681	10,803	99.3
企業家	4,331	4,619	4,749	5,095	5,303	972	22.4
家庭の手傭人	1,676	1,790	3,773	5,437	5,312	3,636	216.9
有給就業者の合計	16,885	19,756	25,156	32,009	32,296	15,411	91.3
職業なき人	1,225	1,937	3,078	3,844	5,821	4,596	375.2
職業なき職業者	21,724	24,232	26,757	26,557	27,101	5,377	24.8
人口合計	39,834	45,925	54,991	62,410	65,218	25,384	63.7
15—65才に至る働き得る人口 ⁽¹⁾	24,016	27,564	33,490	42,745	44,831	20,815	86.7

1. 一部分は概算

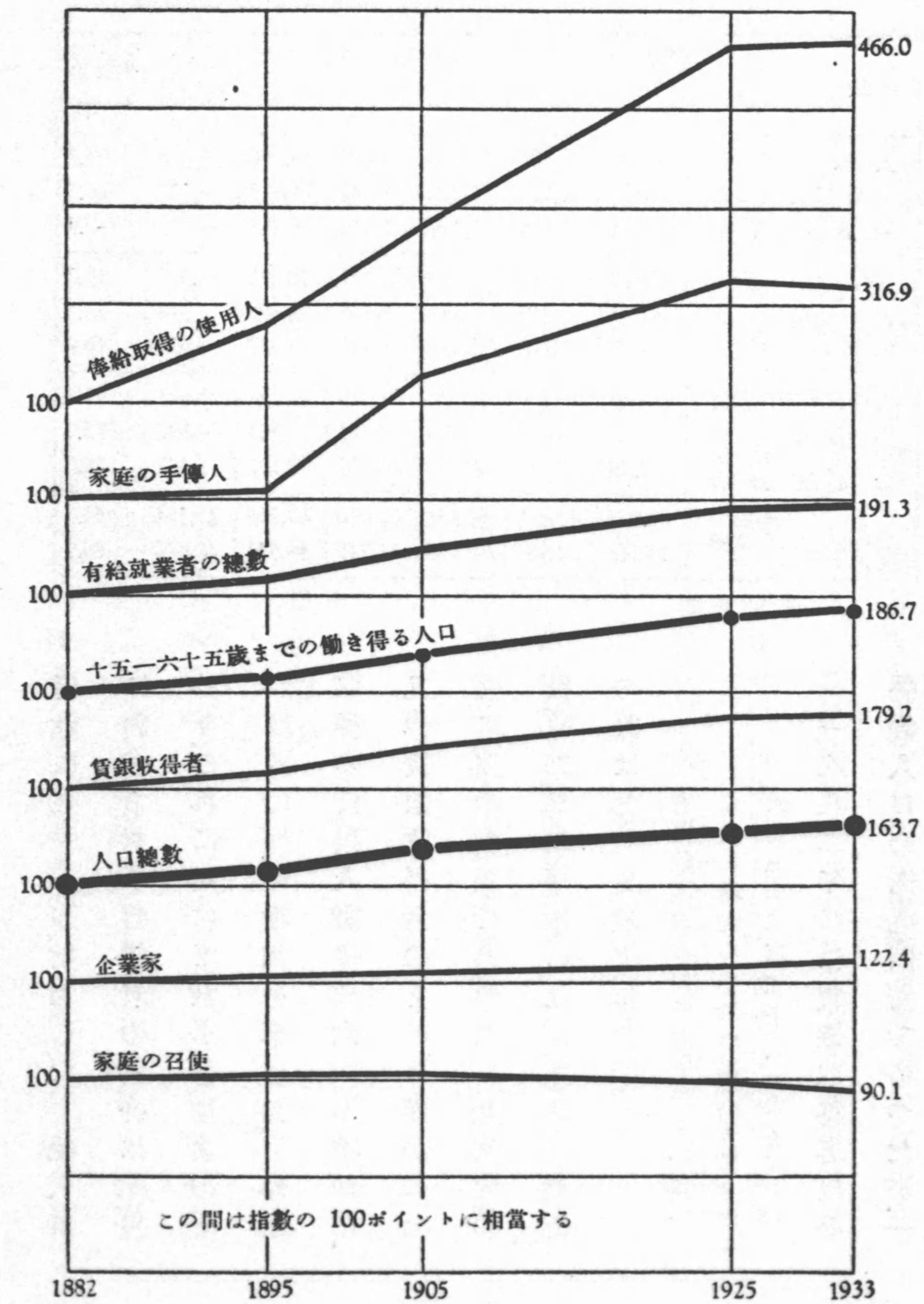
者数は九一・三%増加した。總人口に對する男子労働者の割合は七%昇り、これに比して女子労働者のそれは四〇%の増加を來した。⁽⁶⁾ 傭給取得の使用人数は三六六%増加し、且つ賃銀收得者のそれは僅かに七九・二%の増加であつた。企業家の数は二二・四%増したが、家庭の召使の数は九・九%減少した。

(6) 有給就業者数の千五百四十一萬一千人の増加の合計中、婦人労働者は六百五十二萬五千人である。

一八八二年には賃銀取得者は全労働人口の四九・四%であつたが、一

第二圖 労働人口 (1882-1933年)

資料 Statistisches Reichsamt (指数 1882年=100)



九三三年には四六・三%である。俸給取得の使用人の比率は七〇%から一七・一%に増加し、家庭の召使のそれは八〇%から三・八%に減退した。總計中企業家の比率は二五・六%から一六・四%に減じたが、家庭の手傳人のそれは九・九%から一六・四%に増加した。

一九二五年から一九三三年に至る間に特に著しかつた何等職業のない人の數が三七・五%増加したのは、一部分は人口の年齢分布の變化に基くのであつて、この事は老年者數が比較的増加したことを示して居る。この原因がその増加の約半分の理由を證明すると共に、他の半分は經濟的諸原因がその責を負ふて居る。

(7) 財産から所得を得て居る人と年金取得者並に失業救済を除外してその他の種類の扶助を受けて居る者を含めてのこと

一八八二年から一九三三年に至る間の有給就業者の職業分布は第九表に示されて居る。この期間に、商業及び運輸に従事して居る者の總労働人口に對する比率は一一・九%増加し、之に對して専門の職業に従事する者は四五%また工業と手

第九表 人口の職業的分布 (1882—1933年)

資料 Statistisches Reichsamt (単位 千人)

職業	1933		1925		1907		1895		1882	
	有給就業者の合計	其合計と寄食者	有給就業者の合計	其合計と寄食者	有給就業者の合計	其合計と寄食者	有給就業者の合計	其合計と寄食者	有給就業者の合計	其合計と寄食者
農業及び林業	9,343	13,661	9,763	14,374	8,557	14,922	7,184	15,446	7,135	15,944
工業及び手工業	13,053	25,328	13,479	26,192	9,981	22,729	7,657	18,345	5,988	14,687
商業及び運輸業	5,932	11,042	5,185	10,448	3,441	8,084	2,108	5,128	1,420	3,819
政府の用人	2,699	5,063	2,188	4,252	1,712	3,230	1,373	2,612	984	2,031
家庭の召使	1,269	1,317	1,394	1,482	1,465	1,586	1,434	1,573	1,358	1,502
合計	32,296	56,411	32,009	56,748	25,156	50,551	19,756	43,104	16,885	37,983
定職者の人口	5,821	8,807	3,844	5,662	3,078	4,440	1,937	2,821	1,225	1,851
合計	...	65,218	...	62,410	...	54,991	...	45,925	...	39,834
分布の比率										
農業及び林業	28.9	21.0	30.5	23.0	34.0	27.1	36.4	33.6	42.3	40.0
工業及び手工業	40.4	38.8	42.1	42.0	39.7	41.3	38.8	40.0	35.5	36.9
商業及び運輸業	18.4	16.9	16.2	16.7	13.7	14.7	10.7	11.2	8.4	9.6
政府の用人	8.4	7.8	6.8	6.8	6.8	5.9	6.9	5.7	5.8	5.1
家庭の召使	3.9	2.0	4.4	2.4	5.8	2.9	7.2	3.4	8.0	3.7
合計	100.0	86.5	100.0	90.9	100.0	91.9	100.0	93.9	100.0	95.3
定職者の人口	...	13.5	...	9.1	...	8.1	...	6.1	...	4.7
合計	...	100.0	...	100.0	...	100.0	...	100.0	...	100.0

工業とに属する者は一四%の増加を見た。総計の上で農民及び農業労働者の比率は三二%減少し、また家庭の召使のそれは五一%減じた。

一八八二年には農業は有給就業の人口の殆んど半数を占めて居つたが、一九三三年には僅かに二八・九%である。農業は他の職業グループへの労働供給の主要な源泉であつた。農業上の自給自足を促進せんとするナチスの政策の爲めに地方から都會の雇傭に労働者達がこれ以上に移住するといふことは期待し得ないことである。⁸⁾ それ故に長い間には、非農業労働の供給は人口の増加に依つて決せられるであらう。

⁸⁾ Institut für Konjunkturforschung, "Ersatz von Arbeitskräften—Einsatz von Arbeitskräften," Vierteljahrshefte zur Konjunkturforschung, Berlin, 1937, Vol. III, Part A, p. 294.

人口の増加

ナチス政府の根本的な任務の一つはドイツ人口の増加率の低下を抑制し、之を

第十表 人口の増加 (1851年以降)

資料 Statistisches Reichsamt

年 度	出生数 (1)	死亡数に 對する出生 の超過數	千 人 に 付			結 婚 數
			出生數 (1)	死亡數 (1)	死亡數に對する 出生の超過數	
1851—60	959,652	326,130	35.3	26.3	9.0	284,562
1861—70	1,061,501	408,333	37.2	26.8	10.3	336,527
1871—75	1,175,337	443,914	38.8	28.2	10.6	392,744
1876—80	1,152,283	578,154	39.3	26.1	13.1	345,439
1881—85	1,185,297	519,444	37.0	25.7	11.3	354,716
1886	1,233,737	512,396	37.0	26.2	10.9	372,326
1887	1,151,924	605,155	36.9	24.2	12.7	370,659
1888	1,142,826	618,581	36.6	23.7	12.8	376,654
1889	1,153,087	619,483	36.4	23.7	12.7	389,339
1890	1,199,006	560,247	35.7	24.4	11.4	395,356
1891	1,164,421	675,751	37.0	23.4	13.6	399,398
1892	1,211,402	584,569	35.7	24.1	11.6	398,775
1893	1,248,201	617,514	36.8	24.6	12.2	401,234
1894	1,144,331	696,874	35.9	22.3	13.6	408,066
1895	1,151,488	725,790	36.1	22.1	13.9	414,218
1896	1,098,966	815,783	36.3	20.8	15.5	432,107
1897	1,142,056	784,634	36.0	21.3	14.6	447,770
1898	1,117,860	846,871	36.1	20.5	15.6	458,877
1899	1,185,197	795,107	35.8	21.5	14.4	471,519
1900	1,236,382	759,757	35.6	22.1	13.6	476,491
1901	1,174,489	857,824	35.7	20.7	15.1	468,329
1902	1,122,492	902,243	35.1	19.4	15.6	457,208
1903	1,170,905	812,173	33.8	20.0	13.9	463,150
1904	1,163,183	862,664	34.1	19.6	14.5	477,822
1905	1,194,314	792,839	32.9	19.8	13.2	485,906
1906	1,112,202	910,275	33.1	18.2	14.9	498,990
1907	1,117,309	882,624	32.3	18.0	14.2	503,964
1908	1,135,490	879,562	32.1	18.1	14.0	500,620
1909	1,094,217	884,061	31.0	17.2	13.9	494,127
1910	1,045,665	879,113	29.8	16.2	13.6	496,396
1911	1,130,784	739,945	28.6	17.3	11.3	512,819
1912	1,029,749	839,887	28.3	15.6	12.7	523,491
1913	1,004,950	833,800	27.5	15.0	12.4	513,283
1914	1,291,310	527,286	26.8	19.0	7.8	460,608
1915	1,450,420	— 67,874	20.4	21.4	1.0	278,208
1916	1,298,054	—268,570	15.2	19.2	4.0	279,076
1917	1,345,424	—433,315	13.9	20.6	6.6	308,446
1918	1,606,475	—679,662	14.3	24.8	10.5	352,543
1919	978,380	282,120	20.0	15.6	4.5	844,339
1920	932,929	666,358	25.9	15.1	10.8	894,978
1921	869,555	711,575	25.3	13.9	11.4	740,330
1922	890,181	534,623	23.0	14.4	8.6	690,947
1923	866,754	451,735	21.2	13.9	7.3	588,069
1924	766,957	523,806	20.6	12.2	8.4	446,445
1925	753,017	558,242	20.8	11.9	8.8	489,084
1926	742,955	502,516	19.6	11.7	7.9	489,685
1927	765,331	413,561	18.4	12.0	6.5	545,381
1928	747,444	452,554	18.6	11.6	7.0	594,631
1929	814,545	349,517	18.0	12.6	5.4	597,014
1930	718,807	425,344	17.6	11.0	6.5	570,241
1931	734,165	313,610	16.0	11.2	4.8	522,881
1932	707,642	285,484	15.1	10.8	4.3	516,793
1933	737,877	233,297	14.7	11.2	3.5	638,573
1934	724,758	473,592	18.0	10.9	7.1	740,165
1935	791,912	469,361	18.9	11.8	7.0	650,851

1. 死産を除く

大ならしめることであつた。その低下は現世紀に入ると共に始つた事であつて、第十表に示された通りである。一九三三年には、死亡數に對する出生者の超過數は僅かに人口千に就き三五%であつたが、一九〇二年には一五六、また一八八一—八五年の五ケ年間は一一三であつた。死亡率が一九二四年から一九二六年に至る水準を維持するものとの假定の下に、ドイツ統計局は次の如き計算を爲して居る。即ち一九二七年と同じ生存出生數では、人口は一九六五年には七千萬に達するであらうが、その頃までには減退を始めるであらうと云ふのである。若しも一九二七年と一九五五年の間に婦人の受胎力が二五%減少し、一九五五年以後それがそのまゝ持續するものと假定すると、人口は一九五〇年には六千七百五十萬の絶頂に到達し、爾後減少を來して二〇〇〇年には僅かに四千六百九十萬人となるであらう。⁹⁾

(9) D. V. Glass, "The Struggle for Population," Oxford, 1930, pp. 19-21; A. M. Carr-Saunders, "World Population—Past Growth and Present Trends," Figure 26, opposite p. 129.

人口減少の脅威に對處して結婚と育児の奨励とを企圖した幾多の方策が講せられた。一九三三年七月には児童の出生に依つて棒引される結婚貸付を規定した法律が通過した。またその外に児童に關聯しての減税、ドイツ鐵道の特別扱、労働市場の優先的取扱、月收百八十五ライヒスマルク以下の家庭に對しては五人目の子供並にそれ以上一人毎に月十ライヒスマルクの支給、並に大家族の爲め特別の地方移住地の創設の方法を講じた。

一九三二年から一九三四年に至るまでに、結婚數は五十一萬六千七百九十三件から、七十四萬百六十五件に増加し、出生兒の數は九十九萬三千二百二十六人から百十九萬八千三百五十人に増加し、且つ死亡數に對する出生數の超過は人口千に就き三・五といふ一九三三年の最低から一九三四年には七・一に上げられた。併し一九三五年には結婚數は六十五萬八百五十一件に減じた。出生兒の數は一九三四年には多かつたが、併し死亡率の數が比較的増加した爲めに死亡に對する出生數の超過は人口千に就き七・〇に減退した。一九三五年の年初の三季には結婚數

は四十七萬千六百二十五件であつたが、一九三六年の同一期間には四十三萬三千七百三十五件であつた。出生兒數は少しく増加し、死亡數が減じた爲めに人口の自然増加は一九三五年の年初の三季間に於ける三十六萬八千九百十四人から一九三六年の同一期間には三十九萬六千八百五十人に増加した。¹⁰⁾

¹⁰⁾ Statistisches Reichsamt, Wirtschaft und Statistik, January, 1937, Nr. 2, p. 79.

一九三五年及び一九三六年に於ける結婚數の減少は、一部分は強制的軍務服役の採用に原因すると共に、又その一部分は世界戰爭中に於ける出生率の大減少の影響が現はれ始めたといふ事實に基くのである。¹¹⁾ 此の二つの要因は一九三三年八月から一九三六年十二月に至るまでに國家が六十九萬四千三百五十七口の結婚貸付を行つたのよりも更に重要なのであつた。出生率に對する政府の政策の影響を算定することは困難である。就中景氣の恢復以來、失業の消滅と經濟的安全の増大とが結婚と出生との數を増加したであらうから、右の影響の算定は益々困難である。出生率は不況以前の水準に引上げられたが、併し人口中の老齡者の

比率の漸増とその結局の減退とを抑止するにはまだ十分でない。

(11) Bulletin of the Hamburg World Economic Archives, Hamburg, Dec. 1, 1936, p. 37.

労働供給の将来

極く近い将来に關する限り、労働の供給は人口の増加以外幾多の源泉から増加

第十一表 労働の供給追加の源泉

資料 Institut für Konjunkturforschung.

源 泉	1937	1938
失業者から	300	100
家庭の手傳人から	40	40
企業者から	170	170
人口増加からの	170	170
婦人労働の増加から	200	300
その他の源泉から	200	200
	1,080	980

1. 例へば學校生活期間の減少及び就業期間の延長の如きが之である。

し得る。第十一表に示す如く労働力追加の可能性は一九三七年には百八萬また一九三八年には九十八萬と計算されて居る。此の總計中一九三七年に三十萬人また一九三八年には僅かに十萬人が失業者中から産業界が利用し得るのである。作業力に對する最大の追加は、婦人労働者の間に期待し得るのであるが、併しこの婦人の有給就業の復歸は

婦人の「居る可き所」は家庭であり、且つその仕事は育児にありとするナチスの哲學に反するのである。企業家の數は此の經濟グループの能率を害せず減少し得る。蓋しこの階級は産業界に就職し得なかつた不況の間に異常な膨脹を來して居つたからである。更にその上の労働供給の増加は家庭の手傳人の數の減少に依り、また就業期間の短縮及び有給就業期間の延長に依つて可能である。¹²⁾

(12) Institut für Konjunkturforschung, "Ersatz von Arbeitskräften," op. cit., pp. 293—298.

近き将来に於いて、ドイツはその労働供給の總體に不足を來さうもないが、併し熟練労働者の切實な不足の危険が大いにある。就中一九三六年に開始された四ヶ年計畫の遂行に依つて生じた特別の必要から見る場合、その危険が益々大である。熟練労働者の不足は一九三六年の間に次第にその甚だしさが感ぜられるに至つた。これは不況の數年間に、産業界が職工を熟練作業に訓練しなかつたのと、軍務服役に多數の熟練職工を引入れたことに起因した。不況前の水準以上に及ぶ工業生産の發展に依つて、或る工業ではこれ以上の生産額の増加は労働節約

の工夫を講ずることに依つてのみ可能であるといふ様な状態を出現せしめた。

熟練労働に關する立法

斯くの如き状態なので、政府は將來熟練職工を適當に供給し、且つ現在の供給を一般に申分なく分布せしめんが爲めに、一九三六年十一月七日に六つの法令を發布する必要を感じた。¹³⁾ その法令の一つは一九三七年二月十五日以前に總ての施設をしてその作業力の職業的構成並にその春までに雇入れやうとして居る徒弟の數を、その地方の労働事務所に強制的に報告させることである。その報告を受けた上で、職業紹介及び失業保険聯邦事務局の總裁或はその總裁の指名した人物が各施設の雇入れねばならぬ徒弟數を決定するのである。若しも或る施設が要求された徒弟數を雇傭し得ない時には、それはそれだけの數の徒弟を仕込むのに掛かる費用に相當する全額を聯邦事務局に支拂はねばならぬのである。

(13) Ministry of Labor, Reichsarbeitsblatt, Section, 1 pp. 292-297, Berlin, Nov. 15, 1936.

第二の法令の目的は國民の福祉と政府の經濟政策の實現に缺く可からざるものと見做された物資を生産しつゝある諸企業の能率が低下するのを防止する爲めに、金屬工業の熟練労働者を求めんとする競争を無くなすことにある。此等の工業は(一)鐵の生産(二)鐵鋼組立(三)鑄鐵(四)その他の金屬(五)機械(六)車輛(七)航空機(八)電氣工業(九)精密及び光學の器具(十)鐵、錫その他の金屬製品である。此等のどの産業の施設も皆な一季間に就き十名以上にその職員を増すには所管の労働事務所の特別の許可を必要とする。許可を與へるに當つては労働事務所は武器、食料品、原料の新資源の開発、職工住宅の建築及び輸出品に關聯した注文に應じつゝある施設に優先權を與へねばならぬのである。

第三の法令では一切の工業施設は所管の労働事務所に、その雇入れて居る金屬及び建築の熟練職工にして、その職工達が仕込まれた仕事以外の職業に携はつて居る者を總て報告せねばならぬことを規定して居る。労働事務所は斯かる職工を、その人の熟練が一層有益に用ひ得る施設に轉任させる權限を持つのである。

第四の法令の目的は経済上或は政治上の立場から見て重要な建物の構築の爲めに職工及び原料を適當に供給するのにある。その規定では、公私一切の建物の構築計畫はその作業開始の少くとも四週間前に所管の労働事務所に提出されねばならぬのである。その報告には職工數並に所要の原料の價格を記載せねばならぬ。労働に對する支拂に五千ライヒスマルク以下を要する民間の建物及び二萬五千ライヒスマルク以下を要する公共の建物は除外されて居る。

第五の法令は、四ヶ年計畫の完成はドイツ國民の有ゆる作業力が利用される時にのみ可能であるといふ事を述べて居る。その法令は職業紹介聯邦事務局の總裁に、十名若くはそれ以上の職工を雇ひつゝある一切の施設に對して、四十歳以上に達した人を一定の割合だけ雇入ることを要求する權限を與へて居る。無統制にこつそりと熟練労働職工を募集して四ヶ年計畫完成の妨げとなるのを防止する爲めに、第六の法令は聯邦事務局總裁の許可なき限り、金屬工業及び建築業に於いては熟練工を求める廣告をすることを禁止して居る。

摘要及び結論

ナチス労働政策の下に於ける結果は次の通りに略述し得るであらう。

- 一、失業は實際上消滅し、熟練労働者は不足して居る。
- 二、賃銀率は安定して居るが、作業一時間當りの購買力は生産費騰貴の爲め若干減少して居る。
- 三、生活費の増加は大多數の工業に於いては就業時間の延長に依る一週間當りの所得の増加に依つて或る程度償はれて居る。
- 四、ドイツの職工の可成り多數の者は生活の最低必要額に辛うじて足る年所得を得る。彼等が他の職業から何等の所得をも得ぬ限り、彼等は國家の補助を、それも主として物資で受ける。
- 五、雇傭並に労働所得の總額の大増加は基本的物資の消費の増加を來した。
- 六、財界不況期を通じて雇傭されて來た職工はその生活程度に低下を生じた。

他方、従前の失業者並に一部分の労働時間しか就業し得なかつた人々の経済的地位は大いに改善されて来た。

労働政策の範囲に於いて、ドイツに存在する問題は労働時間の限度まで就業する雇傭を維持すること、賃銀率の増加若しくは生活費の低落に依る賃銀の購買力を増大することである。極く近い将来に關する限りでは、雇傭の減少を來さうもない。寧ろ労働の不足がこれ以上に工業の擴張するのを抑制しさうなのである。就中、此のことは熟練労働者に關してさうである。賃銀率の一般的増加は期待出來ない。蓋し生産費を是非とも引下げて置く必要があるからである。それと云ふのは、生産費が、國內の原料及び人造生産物を出來るだけ多く使用せんとする政府の経済的政策に依つて引上げられて居るからである。此等の原料を國內で生産する費用は、それを世界市場で購入し得る價格よりも遙か高價である。この價格の不均衡がドイツ工業の競争能力を阻害し、且つ此が續く限り他の費用を引下げて置くことが必要であらう。再軍備計畫が租稅負擔の輕減を許さぬの

で賃銀は國家の絶對的な政治的支配の下に於いて、引下げて置き得る費用の主な要因である。生活費に關する範圍では、その低下を期待し得る様な理由が存在しない。一面では政府の農業政策が、また他の反面では外國爲替の支障が食料品價格の低落を殆んど絶對に不可能ならしめて居る。此等の事實はドイツの政治上の指導者達に依つて明かに認められて居ることであるし、また之を一般公衆及び職工達に隠して置かうとする様なことは何も企てられて居ない。ドイツを力強いものたらしめ、且つその國民的名譽を護り得る計畫を國家が實行し得る様にする爲めには、犠牲を拂はねばならぬと云ふことを卒直にはつきりと労働者達は言ひ聞かされて居る。この愛國心に對する訴へは、不満を減ずるのに有效の様にはれる。就中労働者達が利潤も亦嚴重に制限されて居るといふこと、不當利得が實際上消滅したといふことを知つて以來殊にさうである。それ故に、彼等が自己の状態に就いて如何なる不満を感じるにしても大部分はナチス國家の廣汎な對内及び對外的の政策に反對して述べられるのである。この不満がどれだけあ

るかを決定することは不可能である。蓋しその不満を公然と述べることは極めて危険だからである。併し乍ら國家の政治上の権力、並に経済的恢復の到來に依つて數百萬の労働者達が確かに恩恵を蒙つたことに依つて、何等労働不安の勃發の可能性のない事は勿論であると云へる。加ふるに、數百萬のドイツ人は國際問題の方面に於けるナチス國家の業績に熱心に賛意を表して居る。最後に、私人の利益が偶々國家政策の目的と衝突する様なことがあると私人の利益を無視して、——利潤、物價、生産工場及び設備の擴張、配給、輸出入、銀行業及び信用——事業の經營に就いて國家が確立した徹底的な支配は數百萬人の従前の共產主義者を喜ばして居るのである。

第三章 産業の地位

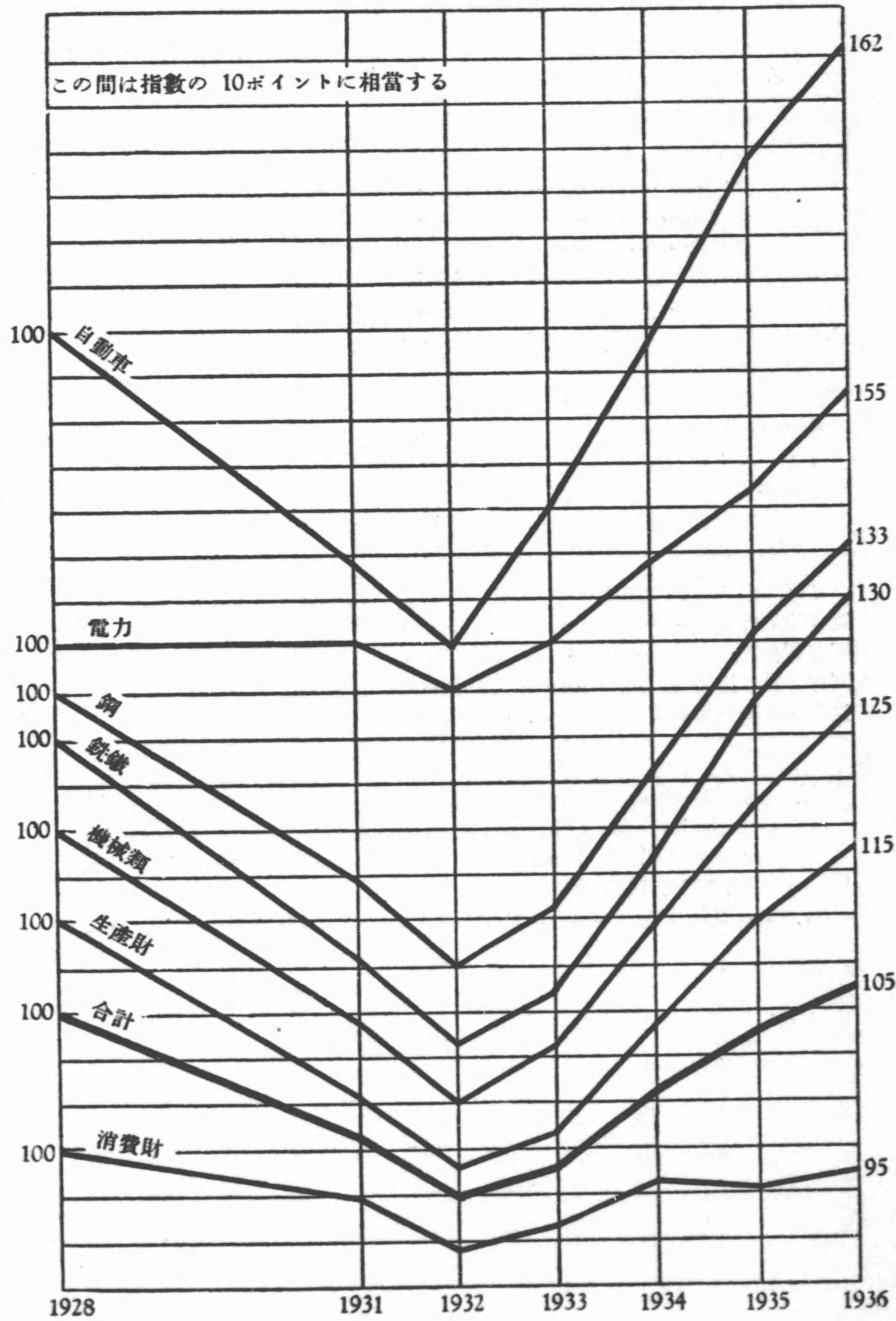
産業復興の特質

一九三二年以來ドイツに於ける産業の恢復は主として公共土木事業及び再軍備に對する政府の多額の支出に基くのである。その結果として、恢復は主に生産者財の産業に起つて居る。一九三六年には此等の産業の生産額は一九二八年よりも一五%増加したが、消費財のそれは五%少なかつた。第十二表の示す如く、銑鐵の生産は一九二八年の三〇%、鋼は三三%、工作機械は二五%、自動車は六二%、發電力は五五%、何れも増加した。他方、織物、食料品及び飲料品は一九二八年の水準以下であつた。

一九三三年の年初には、經濟復興の問題は仕事に従事し得ない労働者と用ひら

第三圖 ドイツの産業生産の發展 (1928—1936年)

資料 Statistisches Reichsamt (指數1928年=100)



第十二表 ドイツ産業生産の發展 (1928—1936年)

年度	總生産額				産業生産指數							
	合計	生産財	消費財	純生産額	合計	生産財	消費財	鉄	鋼	機械類	自動車	電力 ⁽³⁾
	十億マルク				1928 = 100							
1928	84	46	38	33	100	100	100	100	100	100	100	100
1931	50	26	24	23	73	61	89	52	58	57	47	100
1932	35	18	17	18	59	46	78	33	40	40	29	90
1933	38	21	17	19	66	54	83	45	53	53	60	100
1934	50	27	23	24	83	77	93	74	83	79	96	118
1935	59	32	27	27	96	99	91	107	112	105	136	134
1936 ⁽¹⁾	65	35	30	30	105	115	95	130	133	125	162 ⁽²⁾	155

1. 一部分は概算
2. 十一月の平均
3. 一二二發電所

れない資本の多大の豫備を働かせること、蓄積された財貨のストックを使ひ盡すこととであつた。一九三三年一月にナチスが権力を獲得する以前に使用された事少額の金額を含めて、一九三五年の末までに仕事を創設する爲めの費用は第十三表に示す通り四十八億ライヒスマルクであつた。この總額のうち、國有鐵道會社が九億九千九百萬ライヒスマルク、失業保險聯邦事務局が六億四千六百萬ライヒスマルク、國營郵便局が一億一千萬ライヒスマルク、また國有自動車道路會社が三億五千萬ライヒスマルクを支給

第十三表 直接の仕事創設政策に依る政府の支出⁽¹⁾
(1931—1935年)

資料 International Labour Office (単位 百萬マルク)

計 画	法 令 の日附	費用總額	下記の日附までの支出		
			1933年 12月31日	1934年 12月31日	1935年 12月31日
郊外住宅建築計畫					
第一期……………	1931-12	48	67	79	80
第二期……………	1932-7	25			
第三期……………	1933-2	10			
パーベン計畫(總額)……………	1932-6-9	288	236	282	286
住宅修繕補助金……………	1932-9	50	50	50	50
小住宅建築の爲めの國家の貸付金	1932-9	20	4	17	20
「即時」計畫……………	1933-1	500	350	560	589
「即時」計畫の擴張……………	1933-7	100			
住宅修繕補助金……………	1933-1	50	50	50	50
ラインハルト計畫……………	1933-6	1,070	95	765	960
住宅修繕補助金					
資本補助金……………	1933-9	500	..	465	675
利子補助金……………	1933-9	332	..		
ライヒス政府の總支出金……………		2,993	852	2,268	2,710
國有鐵道會社……………	1932-34	991	530	991	991
國有郵便局……………	1932-34	111	65	111	111
國有自動車道路會社 ⁽¹⁾ ……………	1933-6	360	8	202	350
失業保險聯邦事務局 ⁽²⁾ ……………	1932-35	647	100	432	646
		5,092	1,555	4,004	4,808

1. 資料 Deutsche Bau-und Bodenbank A. G., 及び Deutsche Gesellschaft für Öffentliche Arbeiten A.G.: Die Entwicklung der Deutschen Bauwirtschaft und die Arbeitbeschaffung, 1933, 1934, 1935
2. 緊急救済事業及び小住宅建築の爲めの七百萬マルクの金額を含む。

した。聯邦政府は直接二十七億ライヒスマルク、即ち總額の五六三%を支給し、この金額のうち約十億ライヒスマルクは經常豫算から支出された。

仕事を創設するための支出は一九三五年に終つた。これが雇傭並に所得に與へた十分な効果は一九三三年の中頃から一九三四年の中頃にかけて認められた。この期間内に月平均十六萬八千人づゝの労働者の就職を増加した。一九三四年十一月には軍備計畫がその影響を財界の景氣に及ぼし始め、そして一九三五年の春以來有力な要因となつて居る¹⁾。軍備支出の結果は仕事の創設計畫のそれと同様に主として生産財に對する需要を刺戟することであつた。建築業では一九三六年の第三・四半季の雇傭は一九二九年の絶頂よりも一七%上であつたし、また熟練工の間の失業合計はドイツ全國で五萬人以下に減少した。然るにこれが一九三二年には五十萬人もあつた。金屬工業の生産力の九二%以上も一九三六年の末には利用された。鐵及び鋼の生産額は總てのレコードを破つた。エンジニアの職業では今までにないほど澤山に雇入れられ、また一九二八年よりも五〇%も多

い注文を受けて居つた。発電は一九三六年には約四百億キロワット時であつた。然るにそれは一九二九年には三百十億キロワット時であつた。

(1) Institut für Konjunkturforschung, Weekly Report, Sept. 19, 1935

生産財の産業は全能力をあげて作業を行つて居る。その或るものでは機械が非常に無理な使ひ方をされて居る。極く近い将来に關する範圍では、軍需注文と第二次四ヶ年計畫の遂行とは單に此等の産業の全能力を擧げて働かせて置くばかりでなく、おそらく工場能力の擴張を要求するであらう。新工業——人造の石油、棉花、羊毛及びゴム——の創始並に鐵礦及び鐵を含みぬ金屬の國內の保有額の集約的な利用は新工場と機械の建設の爲めと、現在の機械を新しい人造の材料を完成するのに適したものに替へる爲めとの兩方に資本を要するであらう。この事は長期投資資金の利用の問題並に武器製造計畫に基く一時的の需要に應ずる爲めに生産能力を擴大することの當否の問題を惹起す。

資本の供給

一九三三年から一九三六年に至る間の復興資金の供給は主として政府に依つて、短期資金の借入の手段と失業保險聯邦事務局の收入をも含めた國家の歳入から支出された。政府の歳出は生産と雇傭とを促進し、また貯蓄高を増加させるのに成功した。それと共に、整理を必要とする政府の短期債の著しい増額を生じた。

國家財政に關する章で指摘して居る如く、一九三三年から一九三七年に至る間の國家債務の増額は約百十億ライヒスマルクであつた。この金融は國庫を危険に陥れるものでもなく、また正常の銀行業務の方法から極端に掛け離れもしなかつた。併し銀行資産の性質には著しい變化を來した。

第十四表に示す如く、諸銀行の投資々金は主として政府の手形と證券とを購入することに依つて公共土木事業と軍備の資金供給の爲めに使用された。一九三二年十月には、伯林の大銀行の純然たる商業信用は總資産額の六二・七%であつた。

が、一九三六年十月には四四・八％に低下した。同一期間内に、主として政府の必要な資金を供給するのに使用された手形と小切手並に有價證券に向けられた資産の割合は二五・三％から四四・三％に昇つた。

一九三二年十月から一九三六年十月に至る間に諸銀行の手形所有高は大藏省證券をも含めて五十八億七千萬ライヒスマルクだけ増加した。その總額のうち、ライヒスバンクの額は二十一億三千万ライヒスマルクに達した。²⁾ライヒスバンクが、この巨額の手形を消化し得る力は、五億ライヒスマルクの金及び外國爲替準備額の減少、十二億ライヒスマルクの通貨流通高の増加並に工業會社の有する三億三千万ライヒスマルクの無利子預金の増加に基くのである。ライヒスバンクの状態は第十五表の通りである。併し乍ら茲に注意せねばならぬのは金及び外國爲替の所有高に就いて報せられて居る數字の正確さに就いて疑問のあるといふ事である。

(2) 一九三六年十一月末まで

最近の四ヶ年間に私營の銀行は信用の源泉としての重要性を減退するに至つ

第十四表 ベルリン大銀行の貸借對照表
の總額中に於ける資産の比率
資料 Reichs-Kredit-Gesellschaft

十 月 末	1929	1932	1935	1936
商業手形及び大藏省證券	21.4	18.7	28.7	33.6
有價證券總額	1.6	6.6	10.2	10.7
國家及び地方證券	0.1	5.2	5.6	4.3
諸貸出	42.3	51.5	46.8	42.3
償還信用	12.9	11.2	2.8	2.5
現金並にライヒスバンクその他の信用機關への殘高	12.4	4.5	3.8	3.4

第十五表 ライヒスバンクの状態
資料 Reichs-Kredit-Gesellschaft
(各年十一月末日、單位 百萬ライヒスマルク)

項 目	1928	1929	1932	1933	1934	1935	1936
金及び外國爲替	2,797	2,638	937	409	83	93	72
資産之部							
手形及び小切手	2,211	2,368	2,731	3,001	3,848	4,096	4,852
大藏省證券	57	42	35	26	8	56	57
適格證券	—	—	—	199	436	346	219
其他の證券	92	93	395	320	316	315	303
擔保付貸付金	113	165	207	163	119	78	67
資産總額	2,473	2,668	3,368	3,709	4,727	4,891	5,498
負債之部							
銀行券流通高	4,724	4,916	3,531	3,542	3,810	4,186	4,674
手形交換用預金	473	445	418	478	961	806	753

た。蓋しそれは短期の政府證券が廣く利用された爲めと、工業會社及び商事會社側に於ける信用の必要は、多大の國家の注文の御蔭と夥しい在庫品の存在並に工業に依つて取替へる目的で蓄へれ乍ら而も不況期間に再投資されなかつた休止資本とに依つて著しく減少して居つたからである。一九二九年末には在庫品は約二百七十億ライヒスマルクに達したと算定されて居る。それが一九三二年末までには、物價低落の爲めに約二百億ライヒスマルクに減じた。一九三二年以來此等の在庫品は殆んど總て一掃された。工業、運輸、商業及び建築業に於ける取替の爲めの需要は年に五十億ライヒスマルクと算定されて居る。一九三一年から一九三四年に至る四ヶ年間に正常の取替の數量即ち五十億ライヒスマルクの四分ノ一は使用されなかつたといふことは確かな様である。³⁾最後に國內の金及び外國爲替の準備額を使ひ盡したといふことが、資源の整理に依つて獲るに至つた信用の數量に貢獻することが大であつた。

(3) Reichs-Kredit-Gesellschaft, "Germany's Economic Situation at the Turn of 1936-37," Berlin, 1937, pp.

45-53.

此等の資源は一九三五年には使ひ盡されて居つた。取替は延期出来なかつた。第二次四ヶ年計畫の採用並に軍事建設計畫の完成と共に、資本に對する需要は取替、工場及び設備の擴張、人造原料生産の爲めの新産業の創設、並に現存の設備を新しい原料に適用させることゝに、主として向けられる様になるであらう。此の資本には二つの源泉がある様である。即ち超過税の收入を含めての國內の貯蓄と外國の資本市場である。

(4) 仕事の創設計畫は既に完成して居る。

國內貯蓄の蓄積

ドイツに於いては資本の蓄積に六つの主な経路がある。即ち(一)貯蓄銀行(二)私營の保險會社(三)社會保險機關(四)企業の配當されぬ利潤(五)公衆に對する有價證券の賣却(六)私營企業の負債の返還が之である。

一九三二年末から一九三六年までに貯蓄銀行の預金は百十四億ライヒスマルクから百四十六億ライヒスマルクに増加し、生命保険會社の投資額は三十七億ライヒスマルクから約五十四億ライヒスマルクに昇り、また社會保険機關の投資額は三十七億ライヒスマルクから四十九億ライヒスマルクに増加した。此等の資本蓄積の三源泉は一九三三年から一九三六年に至る間に、更に六十五億ライヒスマルクの投資の資金を同國に追加したのである。若しも景氣が悪化しなければ、年に約二十二億ライヒスマルクの資金の蓄積が貯蓄銀行の預金と私營保險並に社會保險の機關の投資額の増加に依つて期待し得るであらう。

取替と新資本建設の爲めに、平素の収益から積立て、居る事業の積立金中から出す投資金額は正確には算定し得ない。ドイツ統計局に従へば、一九三五年の「正當の銷却」の高は約六十億ライヒスマルクであつた。一九三六年には取替はもつと多かつたと信せられて居るし、また景氣研究所はその額を六十八億ライヒスマルクと見て居る。同研究所は投資總額を百三十八億ライヒスマルクと計算して居るの

第十六表 ドイツに於ける資本の構成⁽¹⁾ (1932—1936年)

資料 Reichs-Kredit-Gesellschaft.

(單位 百萬ライヒスマルク)

企業の種類	1932	1933	1934	1935	1936
公企業及び運輸業.....	1,750	2,200	4,070	6,500	7,400
私營の建築業.....	765	930	1,500	1,600	1,900
電力、瓦斯及び水道.....	220	200	225	350	450
農業.....	550	600	725	825	900
工業.....	450	520	950	1,400	2,000
手工業、商業その他.....	515	650	780	825	850
合計.....	4,250	5,100	8,250	11,500	13,500

1. 此の表の數字は當該數字大小の順を示すだけで、必ずしも正確ではない。

で、約七十億ライヒスマルクは新しい資本構成に利用されたことになる。この總額のうち、約二十億ライヒスマルクは貯蓄銀行と公私の保險から得られたのである。約五十億ライヒスマルクは租税に依つて政府と商業銀行と個人とから供給された。併し乍ら、その大部分は政府に依つてその經常歳入中から支出された。

ナチス政權の間に於いて、各年の資本構成の五〇%から七〇%は第十六表に示す通り政府に依つてその資金が供給された。一九三三年から一九三六年に至る四ヶ年計畫の期間に、政府に依る資本の構成は二百二億ライヒスマルク、また民間の構成は百八十四億ライヒスマルクと

第十七表 有價證券發行高 (1928—1936年)
資料 Statistisches Reichsamt (百萬ライヒスマルク)

發行の種類	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
政府の發行高	663	520	529	65	511	1,029	334	1,643	2,671
地方の債券	489	258	548	279	23	52	69	178	153
抵當債券	1,459	899	1,814	993	280	371	465	831	724
民間の長期債發行高	294	8	35	1	10	2	4	3	47
株式	1,339	979	555	635	150	91	143	156	395
合計	4,244	2,664	3,481	1,973	974	1,545	1,015	2,811	3,990

計算されて居る。民間の構成の大部分は取替の爲めであつた。政府の借入の必要額は多額でもあり且つ急を要したので、私營の企業は公衆にその有價證券を發行すること、並に金融機關の信用に頼ることを禁せられた。一九二七年から一九二九年まで、年に平均十億ライヒスマルク以上に及んだ株式の發行額は、第七表の示す如く一九三二年以來は年に僅か二億ライヒスマルクに達したに過ぎなかつた。民間の社債發行高は僅かに一九三三年に二百萬ライヒスマルク、一九三四年に四百萬、一九三五年に三百萬、また一九三六年には四千七百萬ライヒスマルクであつた。一九三六年に民間の債券發行に就いての政府の許可は、資本の補給がなくては政府の註文に應じ得ない会社に對してだ

け殆んど限つて與へられ、且つ新しい人造原料の生産に従事して居る企業に依つて發行された。

政府に依る資本構成の大部分はその時の歳入中から行はれた。この資本創設の方法は私人の貯蓄額を減少させ、且つ私人の所得を軍事工業といふ不生産的投資に轉用させるに至つた。政府が高率な租税を維持する必要がある限り、また政府が餘分の歳入を引續いて軍事的施設に投資する限りその間は取替、工場及び設備の擴張、並に新産業の創設の爲めの民間の事業の需要額は十分に充されないうであらう。この資本の不足は主として政府が工場と設備の擴張とに對して課した幾多の徹底的な禁止令の爲めである。一九三六年三月三十一日以來三十餘の産業がその生産力の擴張を禁止された。その中には鉛製造、白粉、ガラス器、巻き煙草、紙及びバルブ、纖維素、鋼管、低電壓ランプ、ラヂオ受信器、懐中時計、陶磁器、及びセメント等の産業があつた。⁵⁾ 加ふるに一九三五年十二月の紡績原料法 (Spinnstoffgesetz) は織物生産の全般に互つて廣汎な取締規則を設けて居る。その上に工場と設備の擴張

は何等特別の禁止がなくとも、原料の供給及び分配に對する統制に依つて政府の統制するところとなつて居る。最後に物價、生産費——就中賃銀——及び利潤率に對して政府の行使する統制に依つて、民間の企業が政府と相談せず、またその承認を受けずに新しい資本の投入を行ふ事は極めて危険である。

(5) Deutsche Bank und Disconto-Gesellschaft, Wirtschaftliche Mitteilungen, Berlin, June 5, 1936, p. 163.

第二次四ヶ年計畫の達成を保障し、再軍備計畫を完成し、且つ過多の一時借入金を整理する爲めに、政府はまた近き將來には資本の自由な移動の制限を撤廢しきうもないのである。十分な資金は先づ第一に四ヶ年計畫中に企圖されて居る新産業の建設に利用され、第二には軍需産業、第三には輸出産業、第四には必要な住宅及び食料品の生産に利用されると云ふ事に必ずなるであらう。資本の蓄積並にその産業毎の分配に就いての政府の嚴重な統制に依り、また急を要する場合には政府の補助金に依つて、資本の供給は政府がその經濟計畫の完成に缺く可らざるものと見做す産業の必要額を充すには多分足りるであらう。資本不足の爲め

此の計畫の挫折する事を豫期し得る様な理由は存在して居ない。併し他方に於いて、利用し得る供給額を割り宛て、且つその大部分を軍需品と人造原料を生産する産業に轉用し、またそれと同時にドイツの礦物と金屬の埋藏量の開發に向けやうとする政策は、生活程度の向上を妨げ且つおそらくはドイツの人口方面をこの上更に犠牲にする事を必要とするであらう。その事は又企業の自由を更に制限し、また政府と民間の事業との間の直接の接觸を更に密接ならしめるであらう。此の事は新産業の場合に殊にさうである。

人造原料を生産する工場及び設備に對する投資の性質が非常に危険なので、投入資本に對する割賦鎖却、利子並に相當の利潤を與へるだけの價格でその新原料産出高に對する市場のあることを政府が保證してくれぬ限り、斯かる事業の創設を私營の企業は欲しないのである。若干の企業は政府との間に經濟性保障契約 (Wirtschaftlichkeits-Garantieverträge) といふ名稱の特別の契約を締結して居るが、この契約は五年乃至十年に亙つて政府が私營の企業に對して一切の費用を償つた上で

公正の利潤を與へるに足るだけの價格をその生産物に保障するのである。その利潤額は割賦銷却と工場及び設備の取替と擴張との爲めの將來の必要額に應じてその時々決定されるであらう。特別の資金供給の財源が政府に依つて設けられて、此等の企業が實驗と研究との爲めに自由に利用し得る様になるであらう。⁶⁾ 斯様にして私營企業は政府に依つて損失に對する保障は與へられるがこの援助の代償としてその活動の自由を抛棄して政府にその事務管理上の發言權を與へるのである。

⁶⁾ K. Lange, "Roh- und Werkstoffwirtschaft," Der Vierjahresplan, No.1 Berlin January, 1937, pp.22-23

新産業の必要とする資本額は算定し得ない。一九三七年一月には種々の石炭會社が人造ガソリン及びその他の石油産物の生産の爲めの工場と設備の建設に資金を調達する爲めに一億四千萬ライヒスマルクを主に社債で公衆に發行する事を政府は許可した。一億四千萬ライヒスマルクの金額が人造石油の生産に従事する五會社だけで公衆に賣却された。此等の五會社 Krupp Works, Essen Coal Co., Hoesch

Köln Neussen A. G., Mülheimer Bergwerk A. G., Mathias Stinnes 及び Gelsenkirchen A. G. も亦新工場の建設の爲めに何れも自己の資産から多額に投資したに相違ない。⁷⁾ 斯くて四つの新しい産業——石油、棉花、羊毛及びゴム——の爲めと金屬及び礦物の國內埋藏量の集約的開發の爲めに要する資本の必要總額は實に相當の割合に達しさうである。

⁷⁾ The Statist, London, February 6, 1937, p. 217.

産業の收利力

ドイツの工業上の企業の利潤に關する統計資料は乏しく且つ不完全である。ドイツの會社は多額の秘密積立金の積立を行つて居るので、その本當の収益力を知る事は不可能である。利用し得る報告に依れば、一九三二年以來利潤は著しく恢復したが、併し尙ほその額は一九二八年の水準より可成り下つて居る。

一九三二年には約百億ライヒスマルクの資本を有する約千五百の株式會社が五

億三千五百萬ライヒスマルクの損失を報じた。一九三五年には此等の会社が四億六千百萬ライヒスマルクの利潤を示した。總ての企業の利潤總額が一九三五年には十九億ライヒスマルクと算定された。然るに一九三二年には二十五億ライヒスマルクの損失であつた。併し一九三五年の利潤總額は一九二八年に比して十三億ライヒスマルク即ち四〇・六%低下して居つた。⁸⁾

⁸⁾ Institut für Konjunkturforschung, Supplement to the Weekly Report, December 2, 1936

一九三二年から一九三五年に至る間の利潤の増加は殆んど總て賣上高の増加に基くのであつた。蓋し物價と諸費用とは、大體に於いて引續き安定して居つたからである。若干の熟練工を除いては賃銀は増加せず、また原料の價格も僅かに三・三%騰貴しただけであつた。利子の負擔は著しく輕減され、それは租稅負擔の増加に依つて相殺されるよりも大きかつた。利潤の改善は主として生産能力を一層充分に利用すること、並に總賣上高に比して勞働の費用の一層低下した事とに依つて生じた間接費の低減の結果であつた。

將來の利潤の見込は大して有望ではない。多くの方面に於ける生産能力は全く使ひ盡されて居るし、又一層多額の取替の費用を収益中から控除して置かねばならぬであらう。原料品の價格は多分更に騰貴するであらうし、殊に政府が生産を促しつゝある人造生産物と國內原料品の場合に於いてさうである。租稅の負擔は會社の所得稅率の増加に依つて著しく増大した。この稅は一九三七—三八年には約二十億ライヒスマルクを生ずる豫想である。然るにそれは一九二八—二九年には僅かに六億ライヒスマルクであつた。

利潤の前途の不安なことは、景氣の著しい發展に伴つて株價が騰貴し得ない事に反映して居る。一九二四—二六年を一〇〇としての株價指數は一九三七年二月には一〇八・一であつた。然るにそれが一九二八年には一四八・四また一九三二年には五四・五であつた。一九三二年以來の増加は第十八表に示す如く、鑛業及び生産財産業に主として起つた事である。

政府は儲け得る利潤の最高額には何等の制限を加へないが、併し六%を超過す

第十八表 産業別の株價指數 (1928—1936年)

資料 Statistisches Reichsamt (1924—1926=100)

産 業	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936 12月
總 指 數	148.4	133.9	109.2	85.0	54.5	67.3	77.5	90.4	105.4
鑛業及び重工業	131.3	124.9	106.6	79.0	56.0	72.8	84.3	96.6	119.1
金 屬 工 業	101.3	84.7	72.8	55.2	33.4	46.7	54.7	63.9	80.5
石 炭 業	128.3	120.3	110.9	86.8	56.6	74.4	86.0	99.9	128.8
製 造 工 業	147.6	126.8	98.2	75.0	48.6	61.5	71.8	83.5	97.3
金 屬 加 工 工 業	105.7	87.9	69.9	54.3	30.5	38.3	47.0	58.4	72.5
電 力 工 業	173.7	167.9	138.6	104.9	56.7	68.0	80.3	98.8	127.5
化 學 工 業	142.4	122.7	94.4	79.8	56.2	74.4	87.5	102.5	116.0
建 築 及 事 業	153.9	130.8	93.0	63.2	31.5	40.8	50.0	58.6	72.6
製 紙 業	203.6	181.3	128.0	77.5	30.3	33.4	50.5	62.5	85.0
紡 織 及 製 織 物 業	171.4	124.8	78.2	59.3	37.6	44.6	52.4	63.3	71.3
食 料 及 飲 料 品	110.1	91.0	76.4	64.0	63.3	86.1	100.6	111.2	124.8
商 業 運 輸 融 及 び 金 融	165.9	155.1	130.6	107.6	63.1	72.4	81.1	96.6	106.9

る配當、或は前の事業年度に八%又はそれ以上支拂はれた場合には八%を超過する配當を將來行ふ株式會社は總て六%若しくは八%以上の超過額を金割引銀行を受託者として管理される基金に拂込まねばならぬといふ事を規定すること、に依つて、利潤の勝手な使用を禁止して居る。更にその上に政府が利潤を引下げて置く爲めに用ひつゝある多くの間接的な手段に依つて利潤の著し

い増加の望みは薄いのである。政府の契約は極めて僅かな利潤の餘地しかない様な價格で締結されて居る。政府の價格統制政策では利潤は第二義的な重要性しかないのである。普通の租税の負擔に加ふるに、國內市場を目的に生産しつゝある企業は輸出産業にその収益の一部を支給することを要求されて居る。(本書一六八—一六九頁参照) 最後に、政府の勞働政策は強制的に多くの企業に不經濟な職員を養はさせ、且つ最大の作業能率の維持に必要な條件に基いて、その雇傭計畫を決定することの自由を全く奪つて居る。

國 民 所 得

利潤の限界の低下、即ち國民經濟の總產出高のうち資本の分前の低下は何も新しく起つたことではない。それは數百萬の人が國家の負擔となるに至つた世界戦争後に起つたのである。一九一三年には配當及び利子は國民所得の一二・五%を數へたが、一九二九年には四・三%であつた。同期間に、國家の各種の恩給受領者、

戦争の老兵、失業者及び爾餘の國家の扶助者は第十九表及び第二十表の示す通り三〇％から一二・一％に増加した。賃銀と俸給の分前は四五三％から五六五％に昇つた。農業、商業の企業家及び自由職業の分前は三二六％から二二七％に減退した。一九三六年には六種の所得を受けつゝあるグループの間に於ける國民所得の分配は根本的には一九二九年と同様であつた。此の期間中に商取引に従事する企業家並に自由職業に與へられる分前は減少し、また農業及び林業の企業家の分前は増加した。

摘要及び結論

ナチス制度の下に於いて、獨逸の産業は著しく政府に依存する様になつた。景氣は公共土木事業に對する政府の支出に依つて恢復し、又景氣の高い水準は政府の軍需品注文に依つて維持されて居る。明年或は明後年までは、政府の軍備計畫並に或る種の外國の原料、就中ゴム、棉花、石油、羊毛及び諸金屬の必要を減じ、或は全

第十九表 ドイツの國民所得 (1913年、1929—1936年)

資料 Statistisches Reichsamt (十億ライヒスマルク)

項目	1913	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936 (1)
賃銀及び俸給	20.7	43.0	39.9	33.4	25.7	26.0	29.3	32.2	35.0
恩給	1.4	9.2	10.0	10.1	9.3	8.7	8.0	7.7	7.5
商業及び自由職業	9.2	11.8	10.0	7.5	6.0	6.4	7.0	7.4	8.1
農業及び林業	5.7	5.5	5.0	4.4	3.9	4.2	5.1	5.6	6.1
配當及び利子	5.7	3.3	3.3	3.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.8
地代	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8
その他(2)	2.1	2.4	1.2	-2.0	-2.8	-1.8	-0.1	1.1	1.2
合計	45.7	76.1	70.3	57.5	45.2	46.5	52.5	57.3	61.5

1. 假りの計算
2. 配當されぬ利潤若くは損失、政府企業の所得その他

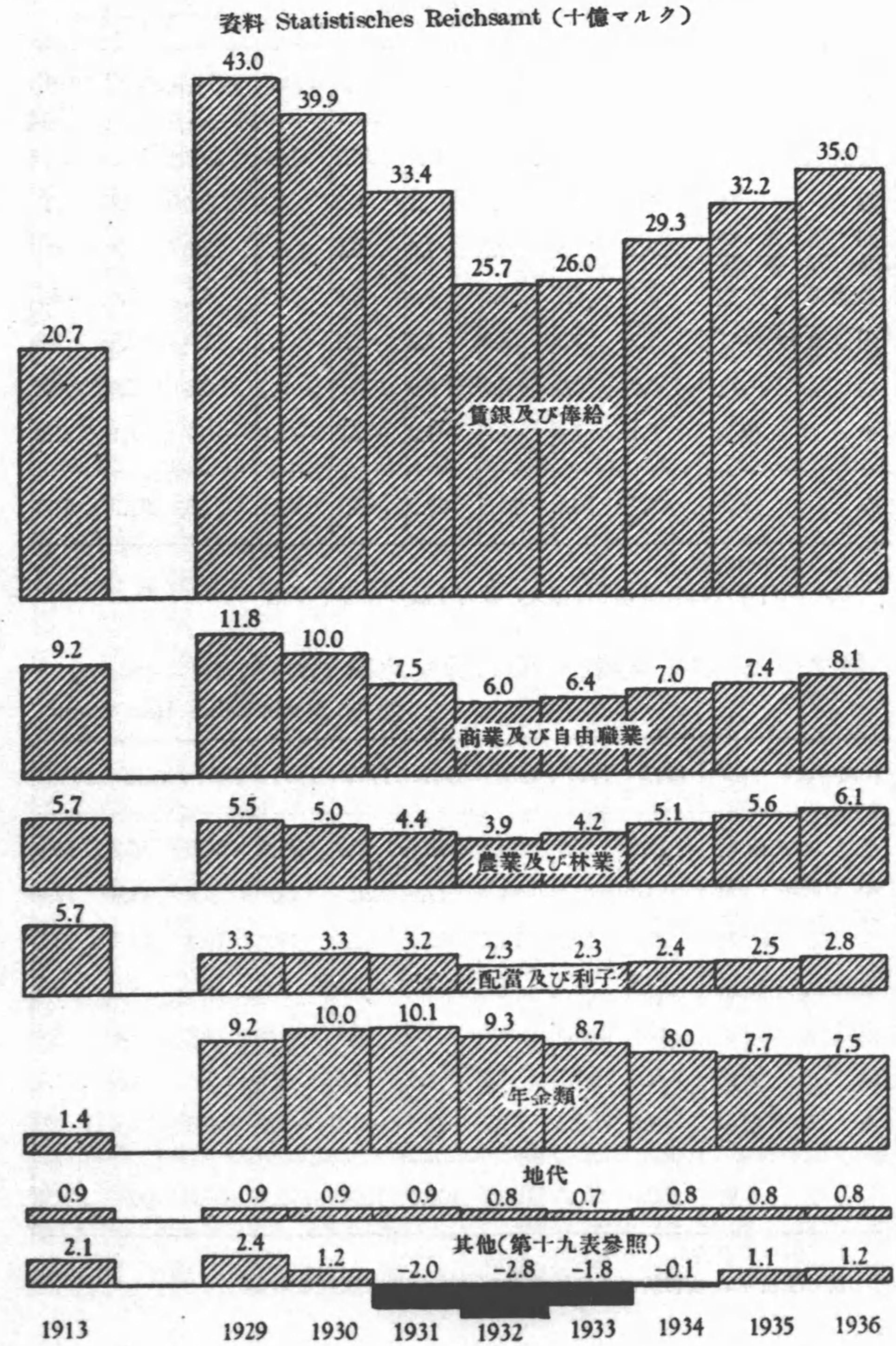
第二十表 ドイツ國民所得の分配比率 (1913年、1929—1936年)

資料 Statistisches Reichsamt

項目	1913	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936 (1)
賃銀及び俸給	45.3	56.5	56.8	58.1	56.9	55.9	55.8	56.2	56.9
恩給	3.0	12.1	14.2	17.6	20.6	18.7	15.2	13.4	12.2
商業及び自由職業	20.1	15.5	14.2	13.0	13.3	13.8	13.3	12.9	13.2
農業及び林業	12.5	7.2	7.1	7.7	8.6	9.0	9.7	9.8	9.9
配當及び利子	12.5	4.3	4.7	5.6	5.1	4.9	4.6	4.4	4.6
地代	2.0	1.2	1.3	1.6	1.8	1.5	1.5	1.4	1.3
その他(2)	4.6	3.2	1.7	-3.5	-6.2	-3.9	-0.2	1.9	2.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

1. 假りの計算
2. 配當されぬ利潤若くは損失及び政府企業の所得その他

第四圖 ドイツの國民所得 (1913年、1929—1936年)



然之を消滅せしめる爲めに、新しい産業を創設せんとする政府の四ヶ年計畫の爲め政府はこの際依然として重要な原動力たることを續けるであらう。

景氣恢復の問題は先づ休止機械竝に數百萬の失業者を働かし、且つ過剰の在庫品を使い盡すといふ事から始まつた。斯かる事情の下に於いて、生産及び販賣の數量の増加の結果として、間接費の低下と収益竝に利潤の増大とを生じた。賃銀は安定を續け、また物價の騰貴は殆んど總て輸入原料に限られて居つた。利率は低落したが、租税の負擔は著しく増大した。大體に於いて利潤の餘地は減少した。將來に就いて見るに、利潤の前途は餘り有望ではない。一層多くの金額が取替の爲めに使用されねばならぬであらう。蓋し大多數の工業は全能力を擧げて作業しつゝあるからである。税金の負擔は引續き加はるであらう。原料の價格はやはり騰貴趨勢を續けるものと考へられるであらう。價格の騰貴は殊に人造原料の場合に甚だしいであらう。政府は價格統制を廢棄しないであらう。輸出補助金は、やはり國內市場を目的に生産しつゝある企業の収益を涸渇させるであら

う。
産業の必要上、可らざる金額を政府が決定するので、資本の供給は多分その金額を充すには十分であらう。第二義的な重要性のものに見做される産業の工場と施設の擴張を禁止することに依つて、政府は利用し得る長期資金を必要、可らざる産業と企業に向け得る。兎に角、資本の不足が政府をして外國の金融上の援助を得る爲めに、その軍備計畫と對外政策とを止むを得ず修正させるといふ様な事はないであらう。

産業はその活動の自由を非常に失ふに至つた。その經營の全般的な基礎は變更された。産業は利潤獲得の爲めに營む代りに、先づ第一に全體として、國民の爲めに營むのである。國民の利益になるものか否かはナチス政府に依つて最後の検討で決定されるのである。産業組織及び個人の實業家の助言は求められ、また多くの場合それが容れられるが、併し利潤追求の願望が利己的な且つ反社會的なものとして非難される場合並に、それが正當と見做され且つ國民の福祉と調和す

る場合は、獨り政府が之を決定するのである。

ナチスは私營の企業と個人の創意とには賛成なのである。ナチスは政府が産業を所有し、之を經營することには反對である。ナチスの指導者達は事業の管理、金儲けと損失の引受、賣買費用低下の維持と生産能率の増加、外國市場の開拓、用ひ得る労働の有效な利用、並に科學的研究に依る新しい行程と原料とを發見すること等に就いて責任を負ふことを好まないのである。斯かる任務は個人的な企業の管理に委ねられて居る。政府は、經濟相とライヒスバンク總裁を通じ、第二次四年計畫遂行の責任者たるゲーリング將軍を通じ、價格委員を通じ、また労働管理官を通じて、國民の福祉の爲めになる様に實行する事の期待されて居る私營企業の任務を決定するし、またその政治上の權力を行使して、此等の任務が達成される様な情勢を作り出すのである。

産業界は拘束を受けては居るが、それと共に又可成りの利益も得て居る。政府は労働争議と賃銀の騰貴並に外國の競争に對して之を保護して居る。政府は輸

出業者に補助金を與へる。政府はその經濟計畫上、第二義的な産業には金儲けの爲めの活動を困難ならしめるが、併し利潤の動機を保護し、且つ之を強調する。政府は資本と労働とを以て國民經濟に等しく重要な要因と見做す。政府はその双方に犠牲を要求する。政府は一方を他方に抗争させない。利潤と賃銀とが低廉であるならば、政府は私營の企業に對して非難を向けやうとはしない。政府は十分責任を引受けはするが、併し政府の意見ではドイツの問題を理解せず且つドイツの要求の正當な事を認めない世界の爾餘の國々に對して、ドイツの多大の窮狀の責任を負はすのである。

第四章 國際收支

世界大戰前、世を風靡して居た自由放任の基調の下に於いて、ドイツは、その對世界貿易の増進によつて、その人口の急増をば支持することが出来た。ドイツ工業生産高の三分ノ一乃至四分ノ一は外國に賣り出され、一千萬人の工業労働者の内、三百萬乃至四百萬人は輸出商品の生産に従事して居たのである。¹⁾ 鐵鑛石及び石炭を除いては、工業生産品に必要な原料品は、之を多量に外國に仰いで居た。加ふるにドイツは食料品の非常な輸入超過であつた。完製品の輸出超過額も原料品及び食料品輸入の爲めの不足額を補ふに充分なるものではなかつた。併しドイツは債權國であつた。一九一三年に於ける海外投資價額は約二百七十億マルクであり、それが年々約十三億マルクの利得を生んで居た。又海運収入は約六億マルクに及んで居た。此等の二項目は、商品貿易に於ける不足額を補ひ、海外投資

にあてゝる剰餘金を年々供給し、又金の蓄積を齎らすに充分なるものであつた。

(1) Anton Reithinger, "Das Wirtschaftliche Gesicht Europas", Berlin, 1936, p. 115.

債權國より債務國への地位轉換

大戰後、ドイツは債務國となつた。一九一四年乃至一九二三年の十ヶ年間に、その海外投資は約三十億マルクに削減された。その上、同國はその版圖の大部分を喪失した爲め、非常に弱體化した。即ちその失つた土地は、一九一三年に於いて、同國の鐵鑛總產出高の八〇%、石炭の二六%、銑鐵の四三%、亞鉛鑛の六〇%、鉛鑛の三九%、コークスの九%を生産し、又開墾地の一五%及び森林地の一一%を包有して居たのであつた。²⁾ さればドイツにとつて、その外國貿易を債務國としての必要に調整すること、原料品の在庫を補給すること、その人民の爲めに外國産食料品を購入すること、その工業を平和時生産向きに改組すること、又大戰によつて全く破壊された外國貿易の筋道を再建することは、啞然とする程の賠償金支拂の負擔が無

くても、之を困難としたに相違ない。

(2) Ausschuss zur Untersuchung Erzeugungs und Absatzbedingungen der deutschen Wirtschaft, "Der deutsche Aussenhandel", Berlin, 1932, Vol. 20, Part I, p. 329.

一九二四年より一九二九年迄のドイツの國際收支は、海外借款に依つて均衡を保つたのであつた。ドイツが國際資本市場に於いて自由に借入れ得る間は、その商品貿易尻の調整は之を繰延べることが出來た。海外借款を得ることが困難となり、外國資金並に内地資金がドイツより流出し始めるや、直ちに商品貿易尻に急激な調整が行はれた。即ちドイツは俄然商品の大量輸出超過を造り上げたのであつた。かゝる経緯は、世界貿易の攪亂に與つた要因の一つであつた。

一九二五年より一九二九年迄、ドイツは毎年殆んど十億弗の外國食料品、十五億弗以上の外國原料品、及び五億弗の完製品を購つて居た。それに對し、同國は外國へ毎年殆んど二十億弗の完製品及び五億弗以上の原料品を賣つて居た。この五ヶ年間に、ドイツの輸入は凡そ百五十億弗、輸出は凡そ百三十億弗に達し、差引二十

億弗の輸入超過額を残したのであつた。

一九二九年以降のドイツの商品貿易尻の調整は、ドイツの輸入品價格に於ける比較的大巾の下落によつて、促進された。一九三〇年、ドイツは四億弗以上の商品輸出超過額を得たが、この輸出超過額の約六〇％は、貿易數量に於ける變化より寧ろ價格の變動に基くものであつた。³⁾例へばコーヒーの場合をとれば、ドイツは一九三〇年に於いては一九二九年に於けるより二二％少ない金高を以て、又一九三〇年に於いては、一九三一年に於けるより二五％少ない金高を以て遙かに多量を購入ふことが出来たのであつた。生絲、羊毛、バター、卵製油、果實並に種子及び銅の價格下落によつてドイツの受けた利益は等しく著しいものがあつた。しかるにドイツより輸出される完製品の價格は比較的良好に維持されて居た。主として斯かる有利な情勢の結果として、ドイツは、外國貿易の總數量及び總價格が非常に削減されたとは云へ、一九三一年に於いて猶ほ六億八千四百萬弗の輸出超過額を生み出すことが出来たのであつた。

(3) Ibid., Part II, p. 511.

食料品及び原料品價格の激落は一九三二年中に終りを告げたが、完製品價格の下落は猶ほ加速度的調子を以て繼續して居た。そこで輸出超過額も二億五千四百萬弗に削減されて了つた。一九三二年に於いて、ドイツは、その輸入をば輸出の減少よりも遙かに思ひ切つて削減するといふ方法に依るよりは、寧ろ輸出の數量或は價額を増加せしめることによつて、輸出超過額の維持或は増加を圖らねばならぬ所に迄追込まれるに至つた。

ナチスの計畫

一九三三年一月末に於けるナチスの政權掌握は、經濟政策に極めて急激なる變化をせるした。ブリュニング内閣時代に行はれて居たデフレーション政策は、政府支出によつて「ポンプ」に呼び水を注ぎ込む政策を可とするが爲めに、放棄されて了つた。⁴⁾對外債務を尊重することによつて、海外に於けるドイツの信用を維持せんと

するブリュニングの必死の企ても、——ドイツは未だ曾てブリュニング内閣時代に於けるが如くに多額の輸出超過額を持つたことは無かつたのであるが——無益且つ危険なるものと見做された。シャハト博士の言を以てすれば、ナチス政府は此の政策をば「最高度の教養と文化を持つ國民に、支那の苦力の如く生活せよと要求する事は全く不可能である」といふ理由を以て中止したのである。ブリュニング計畫の放棄は國家を再軍備するといふ新政府の決意によつても亦指令されたのであつた。

(4) 一九三四年十月二十九日ワイマールに於いて行はれた外國貿易問題に關するヒャルマア・シャハト博士の演説參照

(5) 同上

新政策の下に於いてドイツは、自國商品の輸出によつて代金を支拂ひ得る程度以上には、商品を購入はぬといふことに決定した。シャハト博士は新計畫の特性をば、好ましくないものではあるが併し不可避なものであると指摘した。⁶⁾ 新政策は一九三四年九月に採用され、爲替清算協定の方法によつて實行に移された。外國爲替統制は一九三一年の金融恐慌の間に既に創設されて居た。舊制度によれば、外

國商品の輸入業者は、一九三一年以前に行はれた取引高に比例して、外國爲替の割當を與へられたのであるが、その割當てられた爲替割當額を以て、海外より何でもその欲するものを購入出来る自由があつた。新制度に於いては、輸入業者は海外に於いて如何なる約定を結ぶにも、その前に先づ外國爲替許可或は許可證を得なければならぬ。各個の取引は、此の計畫を管理する爲め設立された二十七の外國爲替統制局の一局に於いて、豫め之が認可を受けねばならぬのである。最初は現金取引に對してのみ輸入許可證を獲る必要があつたのであるが、後には擴張されて物々交換取引をも包括するに至つた。外國爲替統制は、外國貿易の構成内容及び或る種輸入品の相手國について思ひ切つた轉換を齎らすが爲めの主要な手段となつたから、物々交換の包括は必然的なものであつた。⁷⁾

(6) 同上

(7) Kurt Kroyman, "Clearing und Kompensation im Aussenhandel", the Hamburg World Economic Archives, Hamburg, 1934, p. 57.

第二十一表 商品別外

年次	輸 入				合 計
	動 物	食 料 品 飲 料 品	原 料 品 半 製 品	完 製 品	
1913	322.3	4,288.2	8,804.7	2,150.1	15,565.3
1925	122.0	4,023.0	6,211.7	2,005.4	12,362.1
1926	119.7	3,571.0	4,947.7	1,363.0	10,001.4
1927	170.9	4,326.1	7,192.3	2,538.7	14,228.0
1928	144.8	4,187.9	7,218.4	2,450.1	14,001.2
1929	149.7	3,822.7	7,205.1	2,269.3	13,446.8
1930	118.4	2,969.0	5,508.1	1,797.7	10,393.2
1931	54.9	1,969.6	3,477.8	1,224.7	6,727.0
1932	34.3	1,493.2	2,411.8	727.2	4,666.5
1933	30.8	1,082.3	2,420.5	670.0	4,203.6
1934	33.3	1,066.9	2,600.4	750.5	4,451.1
1935	45.2	995.9	2,552.8	564.8	4,158.7
1936	96.3	996.2	2,598.7	526.8	4,217.9

資料 Statistisches Reichsamt

第二十三表 商品別外國貿易價額指數及數量指數
1932 = 100

年次	輸 入					輸 出				
	動 物	食 料 品 飲 料 品	原 料 品 半 製 品	完 製 品	合 計	動 物	食 料 品 飲 料 品	原 料 品 半 製 品	完 製 品	合 計
價 額										
1932	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1933	89.8	72.5	100.4	92.1	90.1	62.5	84.7	87.5	84.3	84.9
1934	97.1	71.5	107.8	103.2	95.4	26.4	57.6	76.6	72.5	72.6
1935	131.8	66.7	105.8	77.7	89.1	20.1	36.9	75.0	76.1	74.4
1936	280.8	66.7	107.7	72.4	90.4	18.1	36.0	72.3	87.9	83.1
數 量										
1932	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1933	71.4	70.7	114.8	130.3	106.8	61.9	110.3	97.9	88.9	97.5
1934	97.3	75.5	147.0	169.9	134.0	12.5	79.3	108.1	95.5	105.4
1935	145.1	58.0	165.9	90.6	142.9	3.8	51.5	120.4	117.2	116.8
1936	2956.7	48.4	183.5	77.4	154.6	3.1	54.8	125.6	132.6	123.1

國 貿 易 額 (1913年, 1925-1936年)

(單位 百萬ライヒスマルク)

動 物	輸 出				合 計
	食 料 品 飲 料 品	原 料 品 半 製 品	完 製 品	合 計	
10.7	1,465.9	3,297.1	11,153.8	15,927.5	
21.7	519.8	1,995.9	6,753.0	9,290.4	
24.4	503.8	2,732.0	7,154.3	10,414.5	
29.1	440.8	2,607.6	7,723.5	10,801.0	
18.8	622.7	2,749.6	8,884.5	12,275.6	
22.0	701.5	2,926.3	9,832.9	13,482.7	
68.7	479.8	2,449.6	9,037.5	12,035.6	
46.9	359.0	1,812.9	7,379.8	9,598.6	
14.4	203.4	1,031.9	4,489.4	5,739.1	
9.0	172.2	903.4	3,786.8	4,871.4	
3.8	117.1	790.3	3,255.7	4,166.9	
2.9	75.0	773.8	3,418.0	4,269.7	
2.6	73.3	746.3	3,945.9	4,768.2	

第二十二表 商品別外國貿易分布率

年次	輸 入					輸 出				
	動 物	食 料 品 飲 料 品	原 料 品 半 製 品	完 製 品	合 計	動 物	食 料 品 飲 料 品	原 料 品 半 製 品	完 製 品	合 計
1913	2.1	27.5	56.6	13.8	100.0	0.1	9.2	20.7	70.0	100.0
1925	1.0	32.5	50.3	16.2	100.0	0.2	5.6	21.5	72.7	100.0
1926	1.2	35.7	49.5	13.6	100.0	0.2	4.8	26.3	68.7	100.0
1927	1.2	30.4	50.6	17.8	100.0	0.3	4.1	24.1	71.5	100.0
1928	1.0	29.9	51.6	17.5	100.0	0.1	5.1	22.4	72.4	100.0
1929	1.1	28.4	53.6	16.9	100.0	0.2	5.2	21.7	72.9	100.0
1930	1.1	28.6	53.0	17.3	100.0	0.6	4.0	20.3	75.1	100.0
1931	0.8	29.3	51.7	18.2	100.0	0.5	3.7	18.9	76.9	100.0
1932	0.7	32.0	51.7	15.6	100.0	0.3	3.5	18.0	78.2	100.0
1933	0.7	25.8	57.6	15.9	100.0	0.2	3.5	18.6	77.7	100.0
1934	0.8	24.0	58.4	16.8	100.0	0.1	2.8	19.0	78.1	100.0
1935	1.1	23.9	61.4	13.6	100.0	0.1	1.8	18.1	80.0	100.0
1936	2.3	23.6	61.6	12.5	100.0	0.1	1.5	15.7	82.7	100.0

商品を以つて代金を支拂ひ得る程度以上に商品を購入せぬといふ制度の下では、輸出超過は生まれ得ないものである。より多量に購入するのを喜ばぬといふことは契約當事者雙方に適用されるものである。その上、外國貿易金融から信用を排除する結果、それは商品取引を最少限度に迄削減するものである。シヤハト博士は新制度が斯かる結末になるであらうといふことを充分承知して居た。一九三四年十月ワイマールに於ける演説に於いて、彼は爲替清算協定が輸出超過額を消し、貿易を最少限度に迄削減するであらうと述べて居た。⁽⁸⁾ 斯かる結果は第二十一表乃至第二十三表中に明かに示されて居る。

(8) Schacht, op. cit., p. 51.

貿易總額及び總數量

ドイツの輸出及び輸入の合計額は、一九二九年の二百六十八億ライヒスマルクより一九三二年の百四億ライヒスマルクに、即ち六一・二%を低下した。右期間中に於

いて輸入價額は六四・九%を、輸出價額は五七・五%を減少した。一九三五年に於いて貿易價額は最低點に達し、總計僅かに八十四億ライヒスマルクとなり、輸出と輸入とは殆んど半々であつた。同年の輸出價額は一九三二年に於けるより殆んど十五億少く、又輸入價額は五億程少なかつた。一九三五年末にシヤハト博士は、ドイツの輸入が「吾人が原料品拂底の故を以て世界貿易から大部分閉出されぬ限り、それ以下に下り得ない程の水準に迄到達した」と述べて居た。一九三五年より一九三六年迄、輸入に於いては先づ動物購入に於ける五千萬ライヒスマルクの増加に基く些細な増加があつたが、輸出價額は完製品の多額な賣上の結果として、五億ライヒスマルクの上昇を示した。

(9) 一九三五年十二月七日ミュンヘンに於ける高等工業學校校友會席上で行つた演説

一九二九年に比して、一九三六年の食料品輸入價額は七三・九%低く、原料品のそれは六三・九%、完製品のそれは七六・八%の低下を示し、輸入總額は六八・六%の低下であつた。同一期間に於いて、食料品及び飲料品の輸出は八九・六%、原料品のそれ

は七四・五%、完製品は五九九%、輸出總額は六四・六%を夫々低下した。價額から觀た貿易水準が、一九二九年に比較して著しく低下したことは、之を仔細に吟味しないと、ドイツに於ける食料品及び原料品の供給量が不充分であり、従つてその人民が衣食に不自由してゐるといふことを示すことになるのであるが、第五章に示される如く、斯かる結論は保證されないものである。

貿易數量及び價額の指數は、第二十三表に示されて居る。此等の數字中に示されて居るやうに、一九三三年以降輸入價額に比し數量が著しく増加して居ることは誤解を招き易い。それは、一部は輸入品構成内容の思ひ切つた轉換と、一部は外國貨幣の價值切下とに基くものである。ドイツは價格の比較的安い嵩張つた原料品を比較的多量に購ひ、比較的高價な嵩張らぬ商品を比較的少量しか購つてゐない。例へば鐵鑛石の輸入數量は殆んど千四百萬噸、即ち三〇・四%を上昇したが、その價額は僅かに一八・四・七%を上昇したに過ぎなかつた。材木の輸入數量は百三十萬噸、即ち一〇〇%を増加したが、その價額は二四・三%を上昇したに止まつた。

輸入總數量の増加の主要部分を説明するものは、斯かる項目丈である。他方羊毛の輸入は一九三六年に於いては、一九三三年に比し數量に於いて三六・六%少なかつたが、その原價は僅かに一三・九%を低下したに過ぎなかつた。棉花に對する當該數字は夫々三一・三%と一六%、製油用果實及び種子に對するものは夫々二七・五%と一六%である。護謨の輸入は數量に於いて三六・七%を、價額に於いて一六・四%を増加した。

貿易の地理的分布

ドイツの外國貿易の大部分はヨーロッパ諸國との間に行はれてゐる。一九一三年より一九三六年に至る間に於いて、ドイツ商品の購入者として、又ドイツ輸入品の供給地としてのヨーロッパの地位は、第二十四表に示される如く、さして變化しなかつた。一九一三年に於いてヨーロッパはドイツの輸出の七六・一%を購つたに對し、一九二九年には七三・七%、一九三六年には七〇・七%であつた。ドイツは、一九一

三年にその輸入の五四・七％を、一九二九年に五二・六％を、一九三六年に五九・八％をヨーロッパ諸國から購入した。ナチス政府の下に起つた處の、ヨーロッパを源泉とする輸入割合の増加及びドイツのヨーロッパに對する輸出割合の減少は主として求償貿易協定の作用に基くものである。一九三六年に於けるヨーロッパ諸國よりの輸入價額は、總計二十五億二千二百萬ライヒスマルクであり、輸出は三十三億七千三百萬ライヒスマルクであつて、八億五千一百萬ライヒスマルクの輸出超過額を残したのであつた。

求償貿易協定の効果は、ドイツと爾餘のヨーロッパ諸國との間の輸出入を平均化するにあつた。ヨーロッパよりの輸入は、一九三三年に低下した後、僅かに上昇したが、輸出は思ひ切り削減され、一九三五年にそれは總額僅かに三十一億二千五百萬ライヒスマルクとなるに至つた。此の間、商品輸出超過額は十五億マルク以上を削減された。一九三五年から一九三六年にかけて、一億一千一百萬ライヒスマルクから五億五千一百萬ライヒスマルクに輸出超過額の増加したことは、主として、ドイツ

國內にヨーロッパ各國の貸方勘定にて蓄積された貿易尻の決済に基くものであつた。¹⁰⁾

(10) 一四七—一四九頁參照

貿易の地理的分布變化の最も顯著なるものは南北アメリカに對する部分に生じた。ドイツの輸入に於いて此等大陸の占める割合は、一九二九年の二七・六％より一九三六年の一九・九％に低下した。ドイツ輸出品の南北アメリカに依つて購入される割合は、同一時期に於いて、一五・四％より一五・二％に低下した。對アメリカ大陸貿易の衰退は、主としてドイツと合衆國との間に起つた確執に基くものであつた。一九二九年ドイツはその輸入所要總額の一三・三％を合衆國に於いて購ひ、又同國に對し、その輸出の七・四％を賣却した。一九三六年に於ける當該數字は夫々五・五％と三・六％である。ドイツの合衆國よりの輸入價額は、一九二九年の十七億九千萬ライヒスマルクより一九三六年の二億三千二百萬ライヒスマルクに減少し、輸出のそれは九億九千一百萬ライヒスマルクより一億七千二百萬ライヒスマルクに衰退し、

第二十四表の一 ドイツ外国貿易

輸 入

國 名	1913		1929		1930		19
	價 額	合計ニ 對スル 百分率	價 額	合計ニ 對スル 百分率	價 額	合計ニ 對スル 百分率	價 額
ヨーロッパ	5,889	54.7	7,067	52.6	5,825	56.0	3,764
オーストリア	—	—	202	1.5	181	1.8	114
ベルギー、ルク センブルグ	344	3.2	447	3.3	325	3.1	222
チェコスロヴァキア	—	—	480	3.6	359	3.5	244
デンマーク	192	1.8	371	2.8	297	2.8	183
フランス	583	5.4	642	4.8	519	5.0	342
イギリス	876	8.1	865	6.4	639	6.1	453
イタリア	318	3.0	443	3.3	365	3.5	268
オランダ	333	3.1	701	5.2	561	5.4	384
ロシア	1,425	13.2	426	3.2	436	4.2	304
スウェーデン	224	2.1	350	2.6	304	2.9	158
ス キ ス	213	2.0	318	2.4	256	2.5	165
アメリカ	2,995	27.8	3,712	27.6	2,544	24.5	1,602
合 衆 國	1,711	15.9	1,790	13.3	1,307	12.6	791
カナダ	64	0.6	303	2.3	133	1.3	99
アルゼンチン	495	4.6	745	5.5	403	3.9	209
ブラジル	248	2.3	215	1.6	156	1.5	123
チ リ ー	200	1.9	122	0.9	56	0.5	42
アジア	1,050	9.8	1,605	11.9	1,217	11.7	834
日 本	47	0.5	43	0.3	41	0.4	30
英領印度	542	5.0	624	4.6	429	4.1	281
アフリカ	496	4.6	686	5.1	528	5.1	345
英領南アフリカ	70	0.6	164	1.2	93	0.9	59
エチオピア	118	1.1	78	0.6	59	0.6	48
オーストララシア	328	3.0	350	2.6	234	2.2	145
オーストラリア	296	2.7	314	2.3	206	2.0	121
輸入合計	10,770	100.0	13,447	100.0	10,393	100.0	6,727

第四章 國際收支

一四一

の地理的分布(1913年, 1929—1936年)

の 部

(單位 百萬ライヒスマルク)

31	1932		1933		1934		1935		1936	
	合計ニ 對スル 百分率	價 額	合計ニ 對スル 百分率	價 額	合計ニ 對スル 百分率	價 額	合計ニ 對スル 百分率	價 額	合計ニ 對スル 百分率	價 額
55.9	2,540	54.4	2,319	55.2	2,628	59.0	2,564	61.6	2,522	59.8
1.7	65	1.4	58	1.4	66	1.5	71	1.7	77	1.8
3.3	146	3.1	139	3.3	161	3.6	126	3.0	139	3.3
3.6	140	3.0	122	2.9	162	3.6	121	2.9	112	2.7
2.7	122	2.6	104	2.5	101	2.3	119	2.9	154	3.7
5.1	190	4.1	184	4.4	177	4.0	154	3.7	99	2.3
6.7	259	5.5	238	5.7	206	4.6	256	6.2	264	6.3
4.0	181	3.9	166	3.9	185	4.2	188	4.5	209	4.9
5.7	273	5.8	232	5.5	264	5.9	196	4.7	169	4.0
4.5	271	5.8	194	4.6	210	4.7	215	5.2	93	2.2
2.4	95	2.0	103	2.5	134	3.0	153	3.7	192	4.5
2.4	92	2.0	83	2.0	116	2.6	114	2.7	106	2.5
23.8	1,178	25.2	1,005	23.9	918	20.6	850	20.4	839	19.9
11.8	592	12.7	483	11.5	373	8.4	241	5.8	232	5.5
1.5	65	1.4	79	1.9	63	1.4	13	0.3	19	0.4
3.1	192	4.1	149	3.6	152	3.4	143	3.4	119	2.8
1.8	81	1.7	69	1.6	77	1.7	177	4.3	131	3.1
0.6	24	0.5	20	0.5	36	0.8	52	1.3	59	1.4
12.4	548	11.7	496	11.8	490	11.0	430	10.3	498	11.8
0.5	19	0.4	16	0.4	22	0.5	21	0.5	24	0.6
4.2	159	3.4	154	3.7	135	3.0	121	2.9	142	3.4
5.1	256	5.5	243	5.8	259	5.8	262	6.3	291	6.9
0.9	50	1.1	52	1.3	61	1.4	68	1.6	40	0.9
0.7	42	0.9	43	1.0	44	1.0	44	1.1	37	0.9
2.2	111	2.4	131	3.1	145	3.3	41	1.0	55	1.3
1.8	92	2.0	104	2.5	105	2.4	35	0.9	43	1.0
100.0	4,667	100.0	4,204	100.0	4,451	100.0	4,159	100.0	4,218	100.0

第四章 國際收支

一四〇

第二十四表の二 ドイツ外國貿易
輸 出

國 名	1913		1929		1930		19
	價 額	合計=對スル百分率	價 額	合計=對スル百分率	價 額	合計=對スル百分率	價 額
ヨーロッパ	7,680	76.1	9,924	73.7	9,377	77.9	7,778
オーストリア	—	—	441	3.3	360	3.0	275
ベルギー、ルクセンブルグ	551	5.5	609	4.5	601	5.0	464
チェコスロヴァキア	—	—	658	4.9	528	4.4	424
デンマーク	284	2.8	483	3.6	477	4.0	370
フランス	790	7.8	935	6.9	1,149	9.5	834
イギリス	1,438	14.2	1,306	9.7	1,219	10.1	1,134
イタリア	395	3.9	602	4.5	484	4.0	341
オランダ	694	6.9	1,355	10.1	1,206	10.0	955
ロシア	880	8.7	354	2.6	431	3.6	763
スウェーデン	230	2.3	476	3.5	494	4.1	424
スイス	536	5.3	627	4.7	628	5.2	542
アメリカ	1,547	15.3	2,093	15.4	1,512	12.6	955
合衆國	714	7.1	991	7.4	685	5.7	488
カナダ	61	0.6	85	0.6	70	0.6	47
アルゼンチン	266	2.6	371	2.8	287	2.4	174
ブラジル	200	2.0	210	1.6	121	1.0	67
チリ	98	1.0	100	0.7	100	0.8	39
アジア	548	5.4	1,042	7.7	804	6.7	640
日本	124	1.2	245	1.8	193	1.6	144
英領印度	151	1.5	220	1.6	190	1.6	158
アフリカ	208	2.1	312	2.4	268	2.2	184
英領南アフリカ	47	0.5	96	0.7	77	0.6	63
エチオピア	43	0.4	83	0.6	65	0.5	43
オーストララシア	104	1.0	101	0.7	65	0.5	36
オーストラリア	89	0.9	85	0.6	48	0.4	22
輸出合計	10,097	100.0	13,483	100.0	12,036	100.0	9,599

資料 Statistisches Reichsamt

の 地 理 的 分 布 (1913年, 1929—1936年)
の 部 (單位 百萬ライヒスマルク)

31	1932		1933		1934		1935		1936	
	合計=對スル百分率	價 額	合計=對スル百分率	價 額	合計=對スル百分率	價 額	合計=對スル百分率	價 額	合計=對スル百分率	價 額
81.0	4,678	81.5	3,837	78.8	3,239	77.7	3,125	73.2	3,373	70.7
2.9	160	2.8	121	2.5	107	2.6	108	2.5	109	2.3
4.8	302	5.3	278	5.7	236	5.7	202	4.7	212	4.4
4.4	250	4.4	160	3.3	148	3.6	130	3.0	139	2.9
3.9	165	2.9	145	3.0	140	3.4	142	3.3	182	3.8
8.7	483	8.4	395	8.1	282	6.8	253	5.9	255	5.3
11.8	446	7.8	406	8.3	383	9.2	375	8.8	406	8.5
3.6	223	3.9	227	4.7	246	5.9	278	6.5	241	5.1
9.9	633	11.0	613	12.6	482	11.6	404	9.5	396	8.3
7.9	626	10.9	282	5.8	63	1.5	39	0.9	126	2.7
4.4	228	4.0	191	3.9	198	4.8	207	4.8	230	4.8
5.6	412	7.2	352	7.2	295	7.1	257	6.0	226	4.7
9.9	555	9.7	565	11.6	449	10.8	589	13.8	723	15.2
5.1	281	4.9	246	5.1	158	3.8	170	4.0	172	3.6
0.5	33	0.6	28	0.6	22	0.5	23	0.5	35	0.7
1.8	90	1.6	100	2.1	87	2.1	97	2.3	98	2.1
0.7	48	0.9	77	1.6	75	1.8	119	2.8	133	2.8
0.4	8	0.2	8	0.2	12	0.3	32	0.8	49	1.0
6.7	367	6.4	332	6.8	343	8.2	398	9.3	470	9.8
1.5	81	1.4	76	1.6	80	1.9	83	1.9	75	1.6
1.6	109	1.9	87	1.8	94	2.3	111	2.6	122	2.5
1.9	110	1.9	106	2.2	107	2.6	124	2.9	157	3.3
0.7	42	0.7	40	0.8	46	1.1	42	1.0	57	1.2
0.5	29	0.5	27	0.6	27	0.7	38	0.9	43	0.9
0.4	26	0.5	27	0.5	26	0.6	30	0.7	41	0.9
0.2	20	0.4	21	0.4	22	0.5	26	0.6	35	0.8
100.0	5,739	100.0	4,871	100.0	4,167	100.0	4,270	100.0	4,768	100.0

合衆國よりの輸入超過額は七億九千九百萬ライヒスマルクより六千萬ライヒスマルクに減少した。

合衆國はドイツとの間に求償貿易協定を締結しなかつた。加ふるに一九三五年十月、同國はドイツのアメリカ貿易に對する所謂差別待遇への報復手段として、ドイツよりの輸入品から最惠國待遇を撤回した。アメリカに有利な貿易尻の極度に多額な爲めと、又ドイツに對するアメリカの投資の多額な爲めに、ドイツとの商議に於ける合衆國政府の立場は餘り強いものではなかつた。ドイツは求償貿易協定政策に制せられ、弗爲替を得ることは、合衆國への輸出によるの外不可能であつた。輸出が不可能であり、信用が利用出来ぬ以上、合衆國よりの輸入は思ひ切り削減されざるを得なかつたのである。¹¹⁾

(11) 債務の支拂に就いては一五三一—一五八頁参照

ドイツはオーストラリア及びカナダ¹²⁾に對しても同じ様な經驗をした。オーストラリアよりの輸入は一九二九年の三億一千四百萬ライヒスマルクより一九三六年の

四千三百萬ライヒスマルクに衰退し、輸出は八千五百萬ライヒスマルクより三千五百萬ライヒスマルクに削減され、從つて輸入超過額は二億二千九百萬ライヒスマルクより僅か千八百萬ライヒスマルクに削減された。カナダよりの輸入は三億三百萬ライヒスマルクより千九百萬ライヒスマルクに衰退し、輸出は八千五百萬ライヒスマルクより三千五百萬ライヒスマルクに削減された。一九二九年の二億一千八百萬ライヒスマルクの輸入超過は、一九三六年に於いて一千六百萬ライヒスマルクの輸出超過に轉換された。

(12) カナダとの協定は一九三六年十月廿二日に調印された

合衆國、オーストラリア及び稍々下つてはカナダに關する限り、ドイツ政府の經濟政策は貿易の増進にとり有利なるものではない。即ち外國産の棉花・ラード・小麥・羊毛及び飼料の使用を抑制せんとするドイツの努力は、ドイツと此等諸國との間の商品取引の凭つて居た基礎を危ふくして了つた。されば此等商品に關する經濟的獨立の政策が放棄されぬ限り、將來に於ける貿易の發展は全く新しい基礎の

上に行はれざるを得ないのである。

ドイツ商品の市場として、又輸入品の源泉としての中部南東部ヨーロッパの相対的重要性は一九二九年以降増大して來た。此の地域に屬する七ヶ國——オーストリア、ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシヤ、及びチェコスロヴァキア——は一九二九年に於いてドイツの輸出の一二五%を購ひ、ドイツの輸入品の九%を供給した。一九三六年に於けるドイツ輸出の此等諸國に對する割合は一三%、輸入のそれは一三七%であつた。斯かる諸國の經濟生活中にドイツの演ずる重大な役割は、此等諸國の輸出入のドイツに對する割合を示す處の第二十五表から更に明瞭に看取することが出来る。一九三五年に於ける此等諸國の輸出中ドイツの占める割合はオーストリアの一五六%よりブルガリアの四八%に互つて居り、その輸入中ドイツの占める割合は、オーストリアの一六六%よりブルガリアの五三五%に互つて居た。一九三五年に於いて、ドイツはブルガリアの輸出の約半分ギリシヤの輸出の殆んど三分の一、ハンガリーのその約四分の一、ユーゴスラヴィアの輸出の約

第二十五表 中部、南東部ヨーロッパ 諸國の外國貿易中に於て ドイツの占むる割合 (1929年及び1935年)

國名	輸 入		輸 出	
	1929	1935	1929	1935
オーストリア	20.8	16.6	15.7	15.6
ハンガリー	20.0	22.6	11.7	23.9
ユーゴスラヴィア	15.6	16.2	8.5	18.7
ルーマニア	24.1	24.4	27.6	16.5
ブルガリア	22.2	53.5	29.9	48.0
ギリシヤ	9.4	18.9	23.2	29.0
チェコスロヴァキア	25.1	17.2	19.3	15.7

資料 Institut für Konjunkturforschung.

五分の一、ルーマニア、及びチェコスロヴァキアの輸出の約六分の一を購入して居た。

斯かる諸國とドイツとの間に於ける貿易の相互的發展は、主としてドイツが原料品を必要としたこと、並に此等諸國がその原料品との交換にドイツの完製品、特に内地工業の發展に必要な生産資財を欣んで受容れたことに、基くものであつた。併し一九三六年中に重大化するに至つた實際收支上の難問は、多大の外交及び好意を缺いては、之を克服し得ぬものがある。一九三三年以降、ドイツは、終始一貫して、此等諸國が同國より購ふ以上に此等諸國から購つて來た。その結果此等諸國は、求償貿易の下にては、ドイツよりの輸入を

増加するか、或はその輸出を減少するかによつてのみ現實化し得る處の多額の凍結債権をつくり上げて了つた。斯かる蓄積債権をば、此等諸國がドイツよりの輸入増加により、且つ又ドイツの要求する原料品並に食料品數量に些かの減少も見せず、使用し切るやうな協定を此等諸國と締結しようとして、ドイツは躍起となつて居るのであるが、ドイツにとり斯くも全面的に有利な協定を承認するやう、中部南東部ヨーロッパ諸國をば、ドイツがどの程度迄説得するに成功するかは、豫言し得るところでない。¹⁴⁾

(13) チェッコスロヴァキア及びオーストリアを除く。

(14) ユーゴスラヴィア貿易に關し特別の悶着があるやうである。

輸出超過額及び外國爲替の供給

一九三〇年乃至一九三三年の三年間に、ドイツは五十五億八千七百萬ライヒスマルクの商品輸出超過額を得た。斯くして生じた外國爲替の剩餘額は、ドイツの

對外債務利拂の爲めと、又一九三一年五月に始つた金融恐慌中ドイツよりの資本逃避によつて生じた外國爲替に對する異常なる需要の一部に應ずる爲めに使用された。¹⁵⁾ ナチス政府第一年に於いては、六億六千八百萬ライヒスマルクの輸出超過があつたが、一九三四年の第一四半期に於いて輸出超過は消滅し、商品貿易尻は逆調に轉じた。同年は全體として、二億八千四百萬ライヒスマルクの輸入超過であつた。一九三四年九月、輸出入を均等化する新計劃が採用されたが、貿易尻の逆調は一九三四年の最後の四半期及び一九三五年の第一第二四半期まで繼續した。ドイツと爲替清算協定を締結せる諸國は、此の間ドイツに債権を堆積したが、その債権は、此等諸國がドイツ商品の輸入を増加するか、或はドイツに對する輸出を削減するかによつてのみ之を清算し得るものであつた。¹⁶⁾ 爲替清算勘定に於けるドイツの債務は、一九三五年三月末に、五億六千七百萬ライヒスマルクの高きに達した。¹⁷⁾ 一九三五年に於ける一億一千一百萬ライヒスマルク、並に一九三六年に於ける五億五千萬ライヒスマルクの輸出超過額は、かゝる債務の拂戻に主として使用されざる

を得なかつた。ドイツの自由爲替に關する地位は、さしたる改善を見せなかつた。一九三六年末に於いて、ライヒスマルクは外國爲替僅かに六百萬ライヒスマルク、金六千六百萬ライヒスマルクと報告したが、一九三五年十二月三十一日の状態に比して、爲替に於いて百萬の増加、金に於いて一千六百萬の減少を示したのである。

(15) National Industrial Conference Board, "The Situation in Germany at the Beginning of 1933," New York, 1933, pp. 1-5.

(16) Wirtschaft und Statistik, February, 1937, No. 2, p. 142.

(17) Reich-Kredit-Gesellschaft, op. cit., p. 75.

爲替清算協定の多くは、ドイツの商品輸出超過額がその對外債務の利拂に利用さるべき旨——イギリスの場合の如し——或はスキス、オーストリア、及びイタリーの場合の如く、観光旅行に使用する爲替の一定額を供給する爲めに利用さるべき旨を、明確に規定して居る。従つて現金支拂を主張する處の合衆國及びオーストリアの如き國よりのドイツの購買能力は、ドイツが此等諸國との貿易に於いて常態たる巨額の輸入超過の支拂に要する外國爲替の不足の結果、非常に制限されて來た。即

ちアメリカ及びオーストラリア爲替を得ることが出來ない爲め、ドイツは合衆國よりの棉花購入をブラジルへ、オーストラリアよりの羊毛購入を南アフリカ、アルゼンチン及びイギリスへ移さざるを得なかつたのである。¹⁸⁾

(18) 一九三五年十一月の貿易代金支拂協定の締結後特にそうである。

ドイツは爲替清算協定によつて、原料品及び食料品に對するその基本的要求に應ずることは出來たが、商品の輸出超過により外國爲替の剩餘を生せしめるの可能性を破壊し、従つてその貿易尻が逆調なる處の諸國に對する債務の支拂を爲すの能力を激烈に縮減して了つた。かゝる目的に利用し得る外國爲替は、主として外國人に對して提供する勞務、外國觀光客の支出、海外投資及び移民送金から得られたのである。

對 外 債 務

ドイツ政府の公表數字によれば、一九三四年二月二十八日に於ける對外債務は

次の如くであつた。(當時の爲替相場を以て換算す。單位、百萬ライヒスマルク)

長期	七、一五六
短期	六、七五九 ⁽¹⁹⁾
合計	一三、九一五

(19) 短資据置協定債務の二十三億ライヒスマルク及び國際決済銀行の投資の二億四千七百萬ライヒスマルクを含む。

長期債務の内十億ライヒスマルク餘がライヒスマルク額面であり、一九三五年三月以前に期限到來の短期債務の内約十六億ライヒスマルクが亦ライヒスマルク額面であつた。此の兩者は共に主としてスキス及びオランダの投資家より借入れたものであつた。

總額百三十九億に加へて、ドイツ政府は、其の他外國投資を四十二億ライヒスマルクと報じて居た。それは概して外國人に依るドイツ證券並に不動産の所有及び企業參與であつた。一九三〇年中葉より一九三六年二月に至るドイツの對外債

第二十六表 ドイツの對外債務の發展⁽¹⁾

(1930年中葉—1936年2月)

項目	1930年中葉 ⁽²⁾	1931年7月	1932年2月	1933年2月	1934年2月	1935年2月	1936年2月
短期	15,500-16,000	13,100	100,100	8,700	6,700	6,700	6,300
内 短資据置協定分	—	6,300	5,000	4,100	2,500	2,000	1,600
長期	10,800	10,700	10,500	10,300	7,200	6,400	6,100
合計	26,300-26,800	23,800	20,600	19,000	13,900	13,100	12,400
其他外國投資、證券、不動産、企業參與	6,800	5,900	5,300	4,200	4,200	—	—
アメリカに對する割合							
短期	—	3,143	3,227	2,537	1,462	—	—
内 短資据置協定分	—	2,067	1,808	1,564	715	511	419
長期	—	6,336	5,165	5,196	2,644	—	—
合計	—	9,479	8,392	7,733	4,106	—	—

1. 當該日時の爲替相場にて換算 單位、百萬ライヒスマルク
 2. 推定
 3. 協定に基いて實行されたるものと否とに拘らず、その性質上据置かれたる債務、實際の總額限度は二十二億六千三百萬ライヒスマルクにおかれた。
 4. 證券及び債務
- 資料 Statistisches Reichsamt

務の公表推算額は第二十六表中に示されて居る。

此等の數字に従へば、對外債務は、ドイツ貨幣にて表示されたるドイツ國內に於ける投資を除き、此の期間中に約二百六十億ライヒスマルクから一百二十四億ライヒスマルクに低減した。此の低減—約百三十六億ライヒスマルク—の大部分は、短期債務の削減によつて起つたものである。長期債務の削減は四十七億ライヒスマルクと報せられて居る。

第二十七表は債權國別並に債務

第二十七表 對外債務のドイツ公表數字⁽¹⁾
(1934年2月28日現在)

債權國	證券 ⁽²⁾	其他長期債務 ⁽³⁾	理論上の短資据置 ⁽⁵⁾	其他短期債務	合計	年利子額 ⁽⁶⁾
合衆國	2,600	44	729	733	4,106	225
イギリス	651	151	648	274	1,724	84
オランダ	918	575	500	816	2,809	154
フランス	484	709	653	615	2,461	125
スウェーデン	417	50	136	171	774	35
ベルギー	92	20	21	72	205	10
イタリア	34	20	19	79	152	6
其他	40	48	3	54	145	5
其合	2	304	76	915	1,295	33
合計	(4) 5,238	1,921	2,785	3,729	13,673	677

1. 一九三四年二月二十日の爲替相場にて換算 (單位、百萬ライヒスマルク)
2. 外國人の參與すると否とに拘はらず證券の賣却されたるシンヂケートの主權國を債權國と看做す
3. 一九三五年三月以降に期限到来の分
4. ドイツ國內に居住のドイツ人の手中にある七億五千萬ライヒスマルクを含む
5. 實際据置額以外に協定書の取り換はされたと否とに拘らず短資据置として取扱はれる分を含む。實際の總額限度は二十二億六千三百萬ライヒスマルクにおかれた
6. 一九三四年三月一日より一九三五年二月二十八日に至る分。ドイツ人所有に係る證券に対する利子及び相殺の爲めに債券を交附することにより受取済となれる償還額に対する利子を含む

形態別對外債務のドイツの公表數字を示すものである。證券の四九・六%短資据置債務の二六・二%、其他短期債務の一・九七%及び全債務の三〇%はアメリカの投資家より借入れられて居り、全利拂の三三・二%がアメリカ人に支拂はるべきことをそれは示して居る。

問題は、ドイツの公表數字がどの程度に正確であるかにある。ドイツ政府がドイツの對外債務總額を過大評價する傾

向のあることは、若干の債務會議に於いて明かに示されたところである。特に政府は、近年殊に一九三一年より一九三五年にかけて外債の内地還流數量を低く見積るに汲々たるものがあるやうである。²⁰⁾

(20) National Industrial Conference Board, "The Situation in Germany at the Beginning of 1933" New York, 1933, pp. 40-46 參照。

長期債務に於ける内地還流其他の低減の範圍

一九三四年二月分として、ドイツ政府は、ドイツの外債證券現在高の額面總計五十二億三千八百萬ライヒスマルクの内七億五千萬ライヒスマルクがドイツ同胞により所有されて居ると推定した。此の推定金額は少くとも十二億ライヒスマルクに増額さるべきものである。一九三四年中の内地還流は額面總額三億ライヒスマルクと推定されてよい。よつてそれは外國人の手中にある證券を三十七億三千八百萬ライヒスマルクに削減したことになる。政府により十九億ライヒスマルクと推

定されたる其の他の長期債務⁽²¹⁾は約二億ライヒスマルクを削減さるべきものであらう。斯くして、一九三四年末に於ける外國人の手中にある長期債務總額は、政府の推定せる約六十四億ライヒスマルクではなく、五十四億三千八百萬ライヒスマルクであつたのである。

(21) 主として不動産抵當債務及び借入金。

一九三五年中ドイツ外債の内地還流は凡そ二億七千萬ライヒスマルクであつた。その内約一億七千萬ライヒスマルクが合衆國から還流した。⁽²²⁾ ロンドン、阿姆斯特ダム及びチューリッヒに於けるドイツの買戻は約八千萬ライヒスマルクと推定されてよい。加ふるにベルギーの平價切下はヤング公債のベルギーの持分を約五百萬ライヒスマルク丈削減した。最後にポッターズ借款の規定の償還は、總額約一千萬ライヒスマルクに及んだ。其の他の長期債務の低減は凡そ一億ライヒスマルク前後であつた。斯くして一九三五年末の長期債務總額は五十億ライヒスマルク餘に削減された。

(22) クロイゲル貸付に於けるアメリカの參與分約五千二百萬ライヒスマルクをノールウエーの會社へ賣却せる分は此の金額中に含まれて居ない。

一九三六年に於けるドイツ證券の内地還流は僅少であつた。紐育株式市場及びカーブ市場に於ける此等證券の取引高は、一九三五年が約一億二百萬弗、一九三四年が一億五千三百萬弗であつたに對して、一九三六年は僅か二千七百萬弗程度に過ぎず、アメリカ市場に於けるドイツの買戻は凡そ千八百萬弗⁽²³⁾即ち四千五百萬ライヒスマルクであつた。ロンドン、阿姆斯特ダム、及びチューリッヒに於ける内地還流分は恐らく二千五百萬ライヒスマルクを出でなかつた。ポッターズ借款の割賦償還額は五百萬ライヒスマルクであつた。

(23) 或る推定では一九三六年に於ける内地還流弗證券の總額を三千萬弗としてゐる。

一九三六年に於けるフランス、オランダ、スイス、イタリーの貨幣價值切下は約三億ライヒスマルクの對外債務削減となつた。併し此の減少は、借換局に依る借替證券二億四千萬ライヒスマルクの發行によつて相殺されて了つた。

第二十八表 外國人所有のドイツ長期債務及び短期債務
(1934—1936年・單位 百萬ライヒスマルク)

年 末	證 券	其 他 長期債務	長期債務 合 計	短 期 債 務		對外債務 合 計
				合 計	据置短期 債 務	
1934	3,738	1,700	5,438	5,579	1,734	11,017
1935	3,454	1,600	5,054	5,041	1,423	10,095
1936	3,323	1,300	4,623	4,084 ⁽¹⁾	1,055	8,707

1. 1936年に於ける減少の内約370百萬ライヒスマルクは貨幣價值の下落に依る。

斯くして、一九三六年に於ける證券債務の削減は約一億三千萬ライヒスマルクと推定され得よう。其の他の長期債務の低減の内、大體一億ライヒスマルクは償還に基くものであり、約二億ライヒスマルクは貨幣價值切下によるものである。斯くして一九三六年末に於いて外國人の手中にある對外債務合計は、第二十八表に示される如く、四十六億二千三百萬ライヒスマルクであった。同表は尙ほ短期債務の概算をも示してゐる。短期債務は一九三四年末の五十五億七千九百萬ライヒスマルクより一九三六年末の四十億八千四百萬ライヒスマルクに削減された。此の低減の内六億七千九百萬ライヒスマルクは、短資据置協定に包括された債務に就いて生じたものである。

外國人により所有され、外貨を以て支拂はるべきドイツの對外債務總額は、一九三四年末に約百十億ライヒスマルクであつたに對し、一九三六年末には八十七億ライヒスマルク⁽²⁴⁾となつた。斯かる數字は世界大戰より生じた政府間債務を含んで居ない。又それは、ドイツ證券並に不動産、外國工業會社分工場、ドイツ企業に對する外國の參與に於ける、所謂外國の直接投資をば含んで居ない。直接投資は、ドイツ政府により、一九三四年二月末に於いて四十二億ライヒスマルクと推算された。一九三六年末には、それは大體三十億ライヒスマルク以下に削減されたであらう。斯くして、ドイツの對外債務は、一九三四年末に約百五十二億ライヒスマルク、一九三〇年中頃に約三百三十億ライヒスマルクであつたに對し、一九三六年末には約百二十億ライヒスマルクとなつたのである。

(24) 若干の消息通は此の數字が餘り高いと見てゐる。彼等は効力ある債務總額は長期及び短期合計して約六十億ライヒスマルクと推算して居る。

外國爲替の所要額及び受入額

一九三五年に於けるドイツの爲替所要額は約九億五千萬ライヒスマルクと推定されてよい。此の金額の内、外債利拂用が三億五千萬ライヒスマルク、商品貿易の不足額が二億三千四百萬ライヒスマルク、商業債務の延滞が一億五千萬ライヒスマルク、長期債務償還、直接投資に對する外國人の利得及びドイツ外債の買戻が一億六千三百萬ライヒスマルク、獨白マルク協定による支拂が二千六百萬ライヒスマルク、海外宣傳費が約二千萬ライヒスマルクに達した。

一九三五年に於ける外國爲替受入額は約七億六千萬ライヒスマルクと推定されて居る。此の金額の内、第二十九表に示される如く、海運業が二億三千萬ライヒスマルク、ソヴェート・ロシアに依る手形支拂が三億ライヒスマルク、ドイツの對外投資よりの収入が一億六千萬ライヒスマルク、觀光客消費が一千萬ライヒスマルク、移民送金が三千萬ライヒスマルク、船舶賣却が二千萬ライヒスマルクであつた。

第二十九表 外國爲替所要額及び受入額 (1935年及び1936年)
(單位 百萬ライヒスマルク)

項 目	1935	1936
所 要 額		
外債利拂用	350	320
ポタッシュ借款の割賦償還及びハンブルグ・アメリカ航路證券の買戻	13	5
特別困難の場合に於ける長期債務の割賦償還	50	20
獨・白マルク協定に依る支拂	26	26
外國人勘定の證券、株式、不動産等に支拂はるべき収益	50	30
外貨證券購入に依る附加輸出の助成	50	20
一九三〇年の獨・米債務協定に依る繰延債務の利子	7	7
商業債務の延滞勘定	150	—
外國貿易不足額	234	—
海外宣傳費	20	20
合 計	950	448
受 入 額		
海運、勞務其他	230	260
觀光費	10	10
移民送金	30	30
ロシア手形の期限到來分	300	60
ドイツの對外投資収入	160	160
船舶の賣却	20	10
合 計	750	530

約二億ライヒスマルクの不足額は、常態なれば、ライヒスバンクの金及び外國爲替準備の内から支拂はれたであらう。併し實際には、斯かる債務の大部分は支拂はれなかつた。即ちそれはユーゴスラヴィア、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ及びオランダの如き諸國の貸方勘定とされ、一九三六年に於いて此等諸國によるドイツ商品の購入増加を齎らす武器として利用されたのである。

一九三六年に於ける外國爲替の所要額は、一九三五年に於けるより遙かに少なかつた。蓋しそれは、商品貿易が不足とならず、却つて五億五千萬ライヒスマルクの剩餘額を提供したからである。利拂用の所要額が三億二千萬ライヒスマルク、償還及び直接投資に對する収益支拂が五千五百萬ライヒスマルク、獨白マルク協定支拂が二千六百萬ライヒスマルク、輸出促進の爲めの外債買入に割當てられたる爲替が二千萬ライヒスマルク、ドイツの海外宣傳費が二千萬ライヒスマルク、一九三〇年の米獨債務協定に依り繰延べられたる債務に對する支拂が七百萬ライヒスマルクと見積られ、總計に於いては、一九三五年が大約十億ライヒスマルクであつたに對して、四

億四千八百萬ライヒスマルクとなつてゐる。

五億五千萬ライヒスマルクの大輸出超過より見て、ドイツは一九三六年に於いて外國爲替を豊富に供給されたものと想定されるかも知れない。併し斯かる想定は容認し難いものである。何故ならば、ドイツは他との競走の爲め、信用貸を六ヶ月に迄延長するの必要を認め、又その輸入品に對しては、六ヶ月以内に支拂をして居るからである。一九三五年の下半期に於いて輸出超過は二億八千七百萬ライヒスマルクであつた。此の金額の大部分を、ドイツは一九三六年上半期に於いて受取つたのであつた。一九三六年上半期の輸出超過額は一億三千一百萬ライヒスマルクであり、之に對する支拂は同年下半期に決済されたのであつた。斯くして、一九三六年に於ける此の源泉よりの外國爲替供給總額は、約四億ライヒスマルクであつた。併し此の金額の大部分は使用出来なかつた。即ち約一億五千萬ライヒスマルクは一九三四年及び一九三五年中爲替清算勘定中に推積された商業債務の拂戻の爲め、之を受取ることが出来なかつた。約一億ライヒスマルクは、輸出品

よりの収入と輸入品に對する支拂との間の時間的相違の爲めに利用出來なかつた。約八千萬ライヒスマルクは、金ブロック諸國の貨幣價值切下に依つて失はれた。更に二千萬ライヒスマルクは、フランスに對するザール炭引渡の爲めに、又二千萬ライヒスマルクは、ドイツが有利な商品貿易尻を持つ處のスキス、イタリー、及びオーストリアの如き諸國との協定に従つて、ドイツ人觀光客により利用される爲替として控除されなければならなかつた。最後に約一千万ライヒスマルクは、海外の銀行破綻の結果失はれた。此等種々の控除は總額三億八千萬ライヒスマルクに達してゐる。かくして、一九三六年のドイツ商品貿易から利用出來る外國爲替總額は、約二千万ライヒスマルクに過ぎなかつたのである。

海運業収入は、ドイツ政府公表の一九三五年度分より一〇%増しの二億六千万ライヒスマルクと推定される。移民送金は約三千万ライヒスマルクであつた。ロシア手形の期限到來分は約六千万ライヒスマルクを、觀光客消費は一千万ライヒスマルク²⁵⁾を、外國人に對する船舶賣却は約一千万ライヒスマルクを生んだ。

(25) 觀光客消費は殆んど全く登録マルクにより賄はれてゐる。それはドイツに對し些かの爲替をも生み出さないものである。

一九三六年に於けるドイツの對外投資よりの収入は、金ブロック通貨の價值切下に依つて不利な影響を蒙つたが、他方その經濟狀態の改善されたる爲め多少収入が上昇したに違ひない。斯かる二つの要因は相殺し、對外投資よりの収入は凡そ一九三五年と同様、即ち一億六千万ライヒスマルクであつたものと想定されてよからう。

一九三六年に於いては、外國爲替所要總額は四億四千八百萬ライヒスマルクであり、爲替の供給は約五億五千万ライヒスマルクであり、従つて差引一億二百萬ライヒスマルクの剩餘額を残した。一九三七年に於いて、貿易尻が依然好調であれば、ライヒスバンクの爲替状態には著しき改善を見るであらう。一九三六年の下半期中輸出超過額は四億二千一百萬ライヒスマルクであつた。一九三七年一月及び二月に於ける輸出超過は總額一億三千八百萬ライヒスマルクとなつた。爲替清算勘定

中に推積されたる多額の債務は、一九三五年及び一九三六年中に夥しく清算されて了つた。若し入念に報告が行はれるならば、ライヒスバンクの金及び外國爲替準備所有高は一九三七年中に増加を示す筈である。

併し世界市場に於けるドイツの地位といふものは、通貨價值切下によりドイツの競走者が得たる利益をば中和する爲めの奨励金及び特殊形態のマルクの如き、非常に高價なる計畫に依つて維持されて居るのである。

輸出獎勵金

ドイツは一九二九年以降に於いてその貨幣價值を切下げざる唯一の著名なる國である。ドイツの世界市場に於ける競走能力は、一方に於いて貨幣の平價を維持し、他方に於いて内地物價及び生産原價の昂騰を招來する如き再軍備及び經濟的國家主義の高價なる政策をとるといふ政府の決意の爲めに、劇しく損はれて了つた。

斯かる状態ではドイツの輸出業者は政府の支援が無かつたならば、外國市場から排除されて了つたに違ひない。斯かる支援は種々な形式をとつたのであつた。ドイツの商館は、海外に於けるその賣上手取金を以て、外國人所有のドイツ證券を購入することを認められた。此等の利子は全額マルクを以て支拂はれた爲め、その價格は、ドイツ國內に於いては、外國に於けるより遙かに高價であつた。ドイツの輸出業者は該證券を内地へ還送し、ドイツ國內にて非常なる利益を得て賣放ち、斯くして得られたる金額をば、外國市場に於ける商品賣却にて受けた損失に充當することを認められたのである。

同様の方法が外國人の封鎖銀行勘定に關しても認められた。輸出業者は、斯かる勘定をば海外に於いて法外な割引で買入れ、ドイツ國內に於いてそれを一〇〇%現實化し、その利益をば對外賣上の損失補償に利用することが出來た。一九三三年六月のモラトリアムに基き、外國のドイツ證券所有者は、一部は外國爲替にて、又一部はスクリップにて、その比率は時々變化す支拂を受けた。全額をマルクにて支

拂はれるスクリップは、そのドイツ金割引銀行勘定に存する價額の半額にて買取られた。而して斯かる取引より生ずる利益は輸出業者への奨励金の支拂に利用された。斯くの如くにして、ドイツの對外債務は著しく削減され、腹の痛まぬ奨励金がドイツの輸出業者のために調達されたのであつて、その損失は悉く外國の投資家の蒙るところとなつたのである。²⁶⁾

(26) 併しながら、投資家はかゝるドイツ人の購入がなければ、その證券に對して十中の八九迄は更に少額しか受取れなかつたものと思はれる。

一九三四年六月對外債務利拂に對する全部的なるモラトリアムの宣言された後は、スクリップによる輸出奨励金は不可能となつた。ドイツ證券の内地還流も、ドイツの輸出業者の當面したる急場に應ずるには不充分なるものがあつた。かくて政府は輸出奨励金に使用する資金を調達する爲め、國內事業に課税する政策を採るの餘儀なきに至つた。斯かる形式の課税の性質及び收入額は政府が之を公示して居ない。又事業會社は斯かる目的の爲め支拂はるゝ金額をば貸借對照表中

に別個に記載することを許されて居ない。²⁷⁾ 穩當な推算によると、それは約十五億ライヒスマルクである。奨励金の金額は輸出價格の平均四〇%、即ち貨幣價值切下により外國の競走者の受けて居る利益に等しいものと報せられて居るが、輸出の總べてが補助されるのではなく、輸出業者總べてが同じ金額を支拂はれるものでもない。輸出業者の地位が政府の政策によつて害はれた程度の如何、及び個々のドイツ工業の世界市場に於ける地位の維持に關して政府の置く重要性の如何に依つて、補助金が決定されるのである。

(27) 恐らく輸入國側の反ダンピング行動の基礎を造るのを避ける爲めであらう。

封鎖 マルク

封鎖マルクの存在は、一九三一年夏の金融恐慌後ドイツよりの外資引出に對して、政府の設定した統制に發するものである。斯かる資金は之を外國爲替に換へ、ドイツより持出すことは出來ないが、外國人がドイツ國內に於いて物品購入の爲

め、或は又ドイツ領内に於ける營業費用及び旅行費用に充當する爲め、之を利用することは出来るのである。

最も周知の特殊マルクの形態は登録マルクである。登録マルクは、一九三一年の恐慌以前に於いて外國銀行によりドイツ國內に保有されてゐた残高を表はすものである。これは外國に於いて爲替平價の約五〇%安にて買取ることが出来る。斯かるマルクの賣却より生ずる爲替は据置債務の輕減に充當される。外國人は、登録マルクを以て、ドイツ國內に於ける旅行費及び生活費を支辨し、ドイツの證券や財産に投資し、又輸入の爲めの商品を購入することが出来る。又特別旅行小切手なるものが觀光客に對し發行されて居るが、それは投資の目的には利用出来ず、又觀光客の消費し得る旅行小切手額は一日五十ライヒスマルク、特別の場合にも一日百ライヒスマルクに制限されて居る。ドイツ國內にて消費し切れぬ登録マルクは之を國外に持出すことを禁せられ、必ずドイツ國內に之を預金しなければならぬ。

割引を以て賣買されるマルクの内、尙ほ一つの著名な形式は所謂アスキ(Aski)マルクである。外國の商工業者はドイツ外國爲替當局の許可を得て、その商品の販賣によりドイツ國內に債權を設定し、斯かる債權をばドイツの生産品購入の爲めに利用することが出来るのである。Askiなる語は Ausländer-Sonderkonten für Inlands-Zahlungen 即ち國內支拂用外國特別勘定の省略語である。外國の輸出業者は自己のアスキ・マルクをば、ドイツ商品を購入せんと欲する商工業者に賣却しても差支へないが、その賣買は公定爲替相場以下で之を行ふの外はない。さもなければ、自由マルクを差置いてアスキ・マルクを購つても利益がないことにならう。アスキ・マルクの利用はナチス政府第二年より二ケ年の間に普及した。その後それは、多くの國に就いては僅かの種類の商品に制限されたが、或る國ではアスキ・マルクは尙ほ唯一の爲替の基礎となつてゐるのである。

その他、封鎖マルクには、外國人によるドイツ證券及び同國內財産の賣却並に利子・配當・貸料の受領より生ずるものに數種がある。此の種マルクの主要な形態

は *Kreditspermark*, *Notenspermark*, 及び *Effektenspermark* である。外國人は斯かる勘定をば、一定のドイツ證券、抵當權、及び不動産の購入に利用出来るし、又該勘定所有者及びその家族の旅行費、生活費の支辨税金の支拂ひ、個人或は團體への寄附に用ひることが出来る。ドイツ商品の購入にも之を使用することも出来るが、原則として送狀價格の二五%迄使用し得るに過ぎない。殘餘の七五%は自由マルクの購入により外國爲替を以て之を支拂はねばならないのである。

(28) *Effektenspermarks* は商品の購入に殆んど使用されなかつた。

斯かる封鎖マルク勘定よりの引出は、外國爲替當局の許可書がなければ之を行ふことが出来ない。

特殊マルクの使用は複雑なる統制制度を誘致したが、事實上減價した貨幣をドイツに與へ、貨幣價值切下の必要を非常に軽減した。マルクの價值切下は經濟問題たるより寧ろ政治問題であるやうに思はれる。即ち外國爲替の制限及び輸入統制の必要はドイツが低廉なる外國商品に壓倒されるであらうといふ危惧に發

してゐるのではない。その政治情勢が、ドイツからの内外資本の夥しい流出を招來しないと云ふ保證を與へぬ限り、斯かる制限は除去され得ぬのである。外國爲替統制の解除なき貨幣價值切下は、ドイツの國際的地位を損ひこそすれ、改善するものではないであらう。即ちそれは對外債務を増加し、輸入原料品、食料品の原價を高め、ドイツの對外投資の利廻を削減するであらう。ドイツは、その對外政治關係が改善されて、再び世界の主要金融中心地——ロンドン、ニューヨーク及びパリ——に於いて借款を起し得る状態に到達する迄は、斯かる不利益を敢て犯す餘裕はあるまいと思はれる。

摘要及び結論

ナチスの外國貿易政策に依つて、ドイツはその人口を養ふに必要な食料品の必須量及び操業中の工業を維持し、再軍備計畫を成就するに足りる原料品を獲得することが出来た。この仕事は、外國貿易及び金融取引全體に對する思ひ切つた

統制によつて遂行されたのである。即ち政府はそれによつて、民衆の相當なる生活標準の維持及び再軍備にとり、不必要と認められる輸入を總べて排除することが出来たのである。ドイツに於いては、國民經濟の總ゆる部門に設けられた監督局の孰れか一つから下附された爲替證明書を持たないでは、何人も何一つ輸入出来ないのである。而して輸入の許可は、その代金支拂の爲めに利用し得る外國爲替がライヒスバンクに存しなければ、之を發することがないのである。

事實上世界中の總べて重要な諸國と双務的爲替清算協定を締結した結果、貿易は殆んど全く、ドイツ商品と外國商品との物々交換の基礎の上に据えられた。現在例外は合衆國、オーストラリア及びニュー・ゼーランドである。斯かる諸國とでさへも、個々の事業會社によつて、物々交換が利用されて來てゐる。爲替清算協定の最も重大なる影響は、勞働其他資源の國際的分業の利點をば、ドイツから奪つたことである。ドイツは、價格低廉品質優秀なる諸國より物を購ふことが出來ず、最も欣んで自國生産品との交換にドイツ商品を受入れる諸國より輸入することを餘

儀なくされて居る。爲替清算協定の他の重大なる不利益は、ドイツの外國爲替の供給及び金の保有高をば、商品貿易によつて補給する可能性が明かに阻まれてゐることである。

斯かる事實は、責任あるドイツ當局者及び經濟學者が明確に之を了解して居る。ドイツの輸出を増大するの必要は、ナチスの指導者により、強調されて居り、殊にヒトラー總統及び經濟相ヒャルマア・シャハトは之を最も強く表明してゐる。ドイツの見地よりすれば、ドイツの當面して居る事態に對する態度は、論理的である。彼等は大體左の通り論じて居る。

「ドイツは外國人に多額の債務がある。ドイツは、外國の個人投資家によつて貸付けられて居る一厘一毛をも支拂はんと、切望し過ぎる程切望してゐるのであるが、商品の輸出超過額による以外にその支拂を爲すことが出來ない。ドイツは金もなければ外國爲替の準備もない。それ等は、ドイツが外國債權者の利益擁護の爲め莫大なる犠牲を拂つた一九三一二年の金融恐慌中に使ひ果されて了つた。

一九三三年に於いてドイツは金及び外國爲替の源泉を總べて涸歇する點に迄至つた。而してその際、商品の出超を維持しようとしたら、ドイツは勞働者側に對しその相應な生活水準を許すに足らぬ低賃銀の形態で、耐え難き犠牲を賦課せざるを得なかつたであらう。社會革命に脅かされて、ドイツはデフレーション政策を放棄し、生産及び就業を増加する如き計畫をとるの已むなきに至つた。對外債務に對する利拂は大部分停止されたが、併し個人債務の支拂拒絶はなかつた。ドイツは外國の個人投資家に對する債務は總べて之を尊重する積りであるが、その支拂としてドイツ商品をば世界が受取るのを拒絶する以上、そうは出來ないのである。加ふるに、長期債務利率に對しては可成り著しい引下調整があつてよい筈であり、又ドイツの國際金融上の地位を強化する爲めには新規貸付が必要であらうといふことを、ドイツは感じて居るのである。」

外國の對獨債權者は、斯かる説に多くの妥當性を認めるに吝かなるものではないが、ドイツが外貨を以て支拂を爲す能力を破壊するが如き行動に、故意に入つて

行つたことを指摘してゐる。彼等はドイツの再軍備する權利に異議を唱へるものではないが、再軍備がドイツと爾餘の世界各國との間の健全なる貿易關係の發展に益せぬ緊張せる國際政治情勢を創つたに加へ、ドイツ工業の輸出能力を阻害したものと了解して居る。彼等はドイツがその欲する或る程度の經濟的自給の權利を持つことをば否認するものでもないが、斯かる自給を齎らす爲めに行ひ又は行はれて居る努力が生産品の内地價格竝に原價を高め、ドイツ工業に對し、外國市場に於いて競走することを更に困難にして居るものと見て居る。

その上斯かる觀察者は、世界がドイツの商品を購入することを好まぬといふ假定に異議を持つて居り、而して或る種の原料品を合成生産品を以て代置し、以てその輸入を阻止せんと故意に企て、居るものはドイツであるといふ事實に對して、注意を喚起して居る。最後に彼等は、再軍備が過去二ケ年間の如き急速度を以て繼續される以上、ドイツの工業は、その能力が再軍備の需要を満す爲め全く使用し盡されるが爲めに、國際貿易に於いて何等かの顯著な回復があるとしてもそれに

乗すことが出来ぬであらうといふことを指摘してゐる。換言すれば、ドイツの輸出の復興は、先づ基礎的經濟政策の或るものを修正し、且つヨーロッパの平和維持に對し満足すべき政治協定を締結するドイツ政府の能力の如何にかゝつてゐるのである。

外國貿易及び一般國際關係の分野に於けるドイツの政策の動向を豫見することは困難である。併し或る事實は明かに顯著である。即ち、人民大衆の營養標準を損はず、且つ工業より充分なる原料品供給を奪はずには、この上輸入數量の削減を行ふことは出来ない。食料品及び原料品の輸入増加は生活水準の向上及び工業活動の發展の爲めに必要なことである。輸出の増進は輸入に對する支拂手段として必要なのみならず、又外國債への利拂と、金及び外國爲替準備補給との爲めに剩餘金を調達する上に於いても必要である。

ドイツの外國貿易の凄じい瓦解及び一九三六年に至る迄その回復に失敗せることは、別段事業活動及び就業に著しき影響を及ぼさなかつた。それは公共土木

事業に對する政府支出及び再軍備が引續き經濟制度を十分に使用してゐたからである。ところが再軍備及び政府支出の率が速度をゆるめて來てゐる以上、民間工業は弛緩を起さざるを得ないであらう。そこで輸出こそは、發展性ある重要な分野を提供するものである。

最後に、低賃銀保持の必要と政府により導入された峻嚴な經濟統制制度とは、大部分ドイツの不安定な國際的地位に發してゐるのである。ドイツ工業の競走局面に於ける改善がなければ、賃銀率の増加は不可能である。輸入が制限され、外國爲替取引が資本逃避防止の爲め峻嚴に取締られざるを得ない間は、經濟統制の緩和も亦之を期待し得ないのである。

外國貿易の問題はドイツの直面する十字架上の問題である。それはドイツ政府の一方的行爲によつては解決され得ないものである。計畫及び政府の統制は、經濟制度及び社會制度全般に互る諸困難を緩和し、その震動を分散することは出来るが、外國物資及び外國市場の必要を排除することは出来ず、又その必要を充す

爲めの種々の困難を克服することも出来ない。貨幣價值切下は對外賣捌を容易にし、奨勵金を不必要化するであらうが、同時にそれは對外債務を増大し、外國より購入の原料品及び農産品の原價を高め、ドイツの對外投資利廻を低減するものであらう。加ふるに、それは資本の大規模な逃避の危険を除去しないであらうし、従つて正常な國際貿易に對する主要な障碍たる外國爲替取引制限の撤廢を誘導するものではないであらう。

これを要するに、外國貿易の問題は政治的なものである。それはナチスの教義並に政策全體——再軍備、經濟的自給、全體主義、反ユダヤ主義、反共產主義、反自由主義、殖民地要求——と離れ難い關係にあり、その窮極の解決は、ナチス革命の進路により結局決定されるであらう。近き將來に關する限り、國際經濟的諸要因の壓迫の爲めに、ドイツ經濟制度の運行に何等かの重大な波瀾が起り、乃至はドイツの政策内容に何等かの重大なる變化が惹起することを、期待すべき根據は何もないやうである。

第五章 外國貿易と生活標準

食糧品生産に利用し得る面積と原料品の供給とが、一國の經濟的發展をば究極に於いて決定する。此等二つの要因に氣候と人口をも加へて、經濟生活の物質的基礎を構成する。特に此等のものは國民の生活標準を増進せしめる手段としての外國貿易の必要を決定する。ナチス經濟綱領の基礎部分の一つは「農業生産闘争」である。他の一つは、外國から輸入される主要原料品の若干に代はるべき人造品の發達である。此等二つの政策の目的は、戦争に際して國家の抵抗力を強め、また外國爲替の必要を減少せしめることにある。ドイツの食糧品、原料品輸入の必要が既に如何なる程度まで減少し、且つ將來に於いて國民の生活標準を低下せしめず、減少し得るかを明白に理解せずしては、ドイツ經濟の現状と其の豫測され